

令和8年度

管内生涯学習計画



宮城県仙台教育事務所

目 次

◇	第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)・学校教育の方針	1
◇	教育施策の基本方向	2
◇	管内生涯学習推進の基本方針	4

学 校 教 育

I	幼児教育	5
➤	幼児教育の重点	
II	小・中・義務教育学校教育	6
➤	小・中・義務教育学校教育の重点	
III	指導改善のポイント	7
1	「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の推進	7
2	学習指導要領に基づく指導と評価の一体化	10
3	検証改善委員会報告書の活用	12
4	子供の学びを支援する5つの提言	13
5	仙台教育事務所『授業づくりポイント8』	14
◎	参考資料等	23
IV	主管事業等	26
1	主管事業、研修会等予定一覧	26
2	主な事業・研究指定校等	27
◎	主管事業、研修会等の緊急時の対応について	36
V	学校訪問	37
1	学校訪問について	37
2	事前打合せ事項	42
	【県教育庁義務教育課からの資料】	43
3	打合せ票	49
4	学校訪問予定一覧(市町村別)	54
5	学校訪問予定一覧(月別)	56
	【参考】諸表簿点検票	57
	【参考】・特別支援学級・通級による指導 指導要録	58
	記入のチェックポイント	
	・特別支援学級(知的障害の教育課程の場合)	
	様式2の記入例	
◎	様式	60
1	講師派遣申請書(様式1)	60
2	欠席届(様式2)	61
3	期日変更願(様式3)	62
4	合理的配慮申請書(様式4)	63

社会教育

I	重点と努力事項	64
II	事業概要	66
1	生涯学習推進基盤の確立	66
2	社会教育の推進	66
3	家庭・地域・学校による協働教育の推進	67
4	家庭教育支援の充実	68
5	青少年活動支援の充実	69
6	みやぎの文化育成支援	70
7	子どもの読書活動の推進	70
8	社会教育関係施設の機能充実	70
III	資料	71
1	管内事業「会場」一覧	71
2	教育事務所主管事業「会場」一覧	71
3	管内各協議会「事務局」一覧	72
4	生涯学習担当事務分担	72

総務・経理・学事

I	仙台教育事務所学校事務の方針	73
II	年間予定	73
III	各種報告期限	74

年間行事予定

□	令和8年4月～令和9年3月	75
---	---------------	----

その他

◎	仙台教育事務所 カウンセリング（来所相談・電話相談）のご案内	87
◎	いじめに関する参考資料等	88
◎	自殺予防に関する指導についての参考資料等	88
◎	児童虐待防止、ヤングケアラーについての参考資料等	89
◎	管内幼稚園、小・中・義務教育学校 電話・FAX番号一覧	91
◎	管内市町村教育委員会一覧	92

第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）

～志を育み、明るい未来の創造へ～

目指す姿

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、一人一人の多様な個性が輝き、我が国やふるさと宮城の復興とその先にある持続的な発展を支え、よりよい未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

計画期間：平成29年度～令和10年度

目 標

- 1 生命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。
- 2 夢や志の実現に向けて主体的に学び、考え行動し、絶えず変化する予測困難な社会を生き抜く人間を育む。
- 3 ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。
- 4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。
- 5 生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

学校教育の方針

学校教育は、人間尊重の精神に立ち、子供の豊かな人間性の育成を目指して行わなければならない。このため、関係法令及び「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」にのっとり、学校の創意工夫を生かし、子供の充実した学校生活の実現を期すとともに、自立して生きるための基礎・基本の確実な定着を図り、夢と志を持ち、その実現に向けて努力する、心身ともに健やかな子供の育成に努める。

I 教育施策の基本方向

(平成29年3月策定(令和6年3月改定) 第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)より)

1 豊かな人間性と社会性の育成

- ・ 本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、社会性や勤労観、職業観の涵養を図るとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、知・徳・体のバランスの取れた人格の形成を促し、生きる力を育みます。
- ・ 道徳教育や様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通して、生命を大切にし、多様な価値観を理解しながら互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育みます。
- ・ 人権尊重の精神を基盤として、差別や偏見をなくし、いじめに向かわない心を育むとともに、いじめに向かわない学級・学校づくり、関係機関との連携を一層強化した「チーム学校」としていじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

2 健やかな体の育成

- ・ 生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、子供の運動習慣の確立に取り組むとともに、子供たちが仲間と関わり合いながら協力して競い合うなど、楽しみながら運動できる機会の創出や学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組みます。
- ・ 食を通じた心身の健全な育成に向けて、子供の頃から食に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けて実践するため、食育の推進を図ります。また、家庭、地域の関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。

3 確かな学力の育成

- ・ 子供たち一人一人が自らの可能性を最大限に伸ばせるよう、学ぶ意義や有用性を実感しながら主体的に学び、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、学んだことを活用して課題の発見・解決につなげていく力を育成します。
- ・ ICTを効果的に活用した教育を進めることで、知識の理解の質を深め、多様な子供たちの資質・能力を育むとともに、急速に進むデジタル社会の中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し、自ら学び、考え、行動できる力を育成します。
- ・ 国際化が進展する中で、他国の文化等を理解し、世界の人々と積極的にコミュニケーションが行える能力を育成します。また、シチズンシップ教育や環境教育を通して、社会を支える一員として必要な資質・能力を育成します。

4 幼児教育の充実

- ・ 幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、家庭、幼稚園、保育所等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。
- ・ 各地域において幼児教育を推進していくため、研修などを通じて教員等の資質向上を図るとともに、市町村の幼児教育推進体制づくりを支援します。

5 多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進

- ・ 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指し、障害の特性や状態に応じた乳幼児期からの切れ目ない支援や、連続性のある多様な学びの場の充実を図ることで、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を展開します。
- ・ 様々な個性や能力、背景を持つ子供たちの教育的ニーズに対応しながら、共生社会の実現に向けて、子供たちが共に学び、互いに認め合う態度を育成します。

6 社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成

- ・ 学校と地域や産業界などが連携・協働し、ふるさと宮城への愛着や誇りを持ちながら国際的に活躍する人材や、地域の持続的な発展を支える職業人の育成など、宮城の将来を担う人づくりを進めます。
- ・ 自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進するとともに、伝統・文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心を養います。また、郷土の財産である文化財を後世に保存・継承しながら、地域活性化に向けて活用を図ります。

7 命を守る力と共に支え合う心の育成

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、地域と連携した学校防災体制を構築するとともに、教職員の災害対応力の向上などを通じて、いかなる災害にあっても児童生徒等の命を確実に守る体制づくりを進めます。
- ・ 災害や様々な危険から自らの命を守り、他者を助ける力を身に付けられるよう、地域と連携しながら、発達の段階に応じた系統的な防災・安全教育を推進します。

8 学びの保障と教育機会の確保

- ・ 全ての子供たちにとって「魅力ある・行きたくなる学校」を目指した学校教育活動を推進するほか、学校、市町村、民間施設等の強い連携のもと、学校に登校していない子供たちの教育機会の確保や、様々な困難を抱える子供たちへの支援に取り組みます。
- ・ 子供の貧困問題への対応や教育を受ける権利などを踏まえ、就学支援や学習支援、居場所づくりなどにより、「学びのセーフティネット」の構築を図ります。

9 安心して楽しく学べる教育環境づくり

- ・ 家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら子供たちの成長を支えていくため、地域とともにある魅力ある学校づくりを進めるとともに、社会の変化に対応し、県立高校の改革を推進します。
- ・ 多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図り、子供たちの学びを一層豊かなものとするため、働き方改革を進め教員としての本来の職務に専念できるようにするとともに、高度な教育的実践力やその基盤となる教育への情熱、社会の変化に適応するための知識及び技能といった資質能力の総合的な向上を図ります。
- ・ 子供たちが安全で質の高い教育環境の中で安心して楽しく学ぶことができるよう、学校施設の計画的な整備を推進します。また、建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校が果たしている役割の重要性を踏まえ、私学への支援を行います。

10 学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり

- ・ 家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、基本的な生活習慣や自立心、思いやりの心などを育み、心身の調和の取れた発達のために重要な役割を果たすものであり、また、家庭教育は全ての教育の出発点であることから、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を支える環境づくりを進めます。
- ・ 「みやぎの協働教育」を更に充実・発展させ、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、それぞれの役割を適切に果たすことができるよう支援するとともに、子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向けて、必要な体制整備を進めます。
- ・ 学校・家庭・地域の連携・協働のもと、スマートフォンなど情報機器の利便性と危険性についての理解促進や、放課後における居場所づくり等を通じて、子供たちが安全で安心できる環境づくりを進めます。

11 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

- ・ 県民誰もが、自分を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、どのような環境にあっても学ぶことができ、その成果を様々な形で生かすことのできる環境づくりを進めます。また、地域における多様な学習活動への支援を通じて、地域コミュニティの活性化を図り、社会的包摂の実現につなげます。
- ・ 生涯を通じて豊かで活力ある生活を実現するため、文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育める環境づくりに取り組むほか、スポーツに親しみ、楽しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

管内生涯学習推進の基本方針

「第2期宮城県教育振興基本計画」(改訂版)に基づき、学校教育と社会教育の連携・融合を図ることにより、心豊かで充実した生活ができる生涯学習社会の実現を目指す。

学校教育

生きる力を身に付け、よりよい未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った心身ともに健やかな子供を育成するために、創意と活力ある学校づくりに努める。

社会教育

家庭・地域・学校の連携のもと、子供を守り育てる環境づくりと生涯にわたり人々の多様な学びや交流ができる地域社会づくりに向けた支援及び事業展開に努める。

本年度の重点

【幼稚園】

- 1 創意工夫に満ちた特色ある園経営
- 2 一人一人の特性に応じた指導の充実
- 3 保幼小の連携と小学校教育への円滑な接続
- 4 家庭や地域等との連携
- 5 教職員の資質・能力の向上

【小・中・義務教育学校】

- 志を持ち、未来を創造する子供を育てる学校づくり
 - 1 生きる力を育む「志教育」の推進
 - 2 健やかな体の育成
 - 3 確かな学力の育成
 - 4 特別支援教育の推進
 - 5 防災教育の推進
 - 6 社会全体で子供を支援する体制の充実
 - 7 教職員の資質・能力の向上

- 1 生涯学習推進基盤の確立
- 2 社会教育の推進
- 3 家庭・地域・学校による協働教育の推進
- 4 家庭教育支援の充実
- 5 青少年活動支援の充実
- 6 みやぎの文化育成支援
- 7 子どもの読書活動の推進
- 8 社会教育関係施設の機能充実

学校教育

I 幼児教育

II 小・中・義務教育学校教育

III 指導改善のポイント

- 1 「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の推進
 - 2 学習指導要領に基づく指導と評価の一体化
 - 3 「検証改善委員会報告書」の活用
 - 4 子供の学びを支援する5つの提言
 - 5 仙台教育事務所『授業づくりポイント8』
- ◎ 参考資料等

IV 主管事業等

- 1 主管事業、研修会等予定一覧
 - 2 主な事業・研究指定校等
- ◎ 主管事業、研修会等の緊急時の対応について

V 学校訪問

- 1 学校訪問について
 - 2 事前打合せ事項
- 【県教育庁義務教育課からの資料】
- 3 打合せ票
 - 4 学校訪問予定一覧（市町村別）
 - 5 学校訪問予定一覧（月別）

【参考】諸表簿点検票

特別支援学級、通級による指導 指導要録記入のチェックポイント
特別支援学級（知的障害の教育課程の場合）様式2の記入例

◎ 様式

- 1 講師派遣申請書（様式1）
- 2 欠席届（様式2）
- 3 期日変更願（様式3）
- 4 合理的配慮申請書（様式4）

I 幼児教育

▶ 幼児教育の重点

1 幼稚園及びこども園（以下「園」という）の教育課題を踏まえた創意に満ちた園経営

- (1) 幼児及び家庭や地域の実態を的確に踏まえた、園の教育課題の明確化
- (2) 幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨及び内容を踏まえた、創意ある教育課程の編成と確実な実施
- (3) 教師の専門的な資質・能力を高める組織的・計画的な研修の充実

2 発達の特성에応じた教育課程の編成

- (1) 教育目標・内容と指導方法、評価の在り方を一体とした検討
- (2) 園生活における幼児の発達の過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮しながら、幼児の興味・関心、発達の実態を踏まえた、具体的なねらい及び内容を明確にした指導計画の作成
- (3) 幼児の発達の実態を捉えて遊びの展開を見通し、無理なく継続できるよう配慮した、保育内容やねらいの設定
- (4) 教育的価値を十分検討し、幼児の負担にならないよう精選した行事の設定

3 一人一人の特性に応じた指導の充実

- (1) 幼児の「主体的・対話的で深い学び」につながる活動の展開
- (2) 幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるような、活動の場面に応じた適切な援助
- (3) 園生活の中で、幼児に他者への思いやりや善悪の認識等、道徳性や規範意識の芽生えを促すような指導の工夫
- (4) 自分の気持ちを調整する体験を重ねられるような指導の充実

4 小学校教育との円滑な接続

- (1) 幼児期にふさわしい生活を通じた、創造的な思考や主体的な生活態度、集団生活の基礎の形成
- (2) 幼児と児童の効果的な交流に加え、保育者と教師の情報交換や合同研修などを通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにした幼児の姿の共有
- (3) 子供の発達や学びの連続性を確保できるような、アプローチカリキュラム等の指導計画の作成・改善
- (4) 子供に関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい「主体的・対話的で深い学び」の実現

参照：「宮城県版 保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて〈資料編〉」R7.3改訂（宮城県教育委員会）

「幼保小架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」R4.3（文部科学省）

5 教職員の資質・能力の向上

- (1) 家庭や地域と連携した「はやね・はやおき・あさごはん」等の基本的な生活習慣の育成や道徳性及び規範意識の醸成（「ルルブル・エコチャレンジ」（宮城県教育委員会作成ポスター・シール）の活用）
- (2) 特別な配慮を必要とする幼児について、個々の幼児の障害の状態等に応じた、家庭・関係機関との連携及び適切な支援
- (3) 園内外の事故の未然防止及び緊急事態に迅速かつ適切に対処できる危機管理マニュアル等の整備とその周知徹底

6 学校評価の推進

- (1) カリキュラム・マネジメントと関連付けた学校評価の実施及び結果の公表
- (2) 開かれた園づくりにつながる教育活動の組織的な改善

Ⅱ 小・中・義務教育学校教育

➤ 小・中・義務教育学校教育の重点

志を持ち、未来を創造する子供を育てる学校づくり

- 理念と方針及び構想を明確にした学校経営と組織的・協働的な取組の推進
- 学習指導要領等についての理解と、学校の創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成と実施
- 地域の教育力の活用と、地域とともにつくる特色ある教育活動の推進

1 生きる力を育む「志教育」の推進

- (1) 校種間のほか地域や企業等との連携を重視し、学校での学びを実社会に生かす取組の推進
- (2) 生命を大切にすることを育む社会体験や自然体験等の体験活動と関連を図った道徳教育の推進
- (3) いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を目指した組織的・計画的な取組の充実
- (4) 授業を含めあらゆる機会を捉えた児童生徒理解と、個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達に資する生徒指導の推進

2 健やかな体の育成

- (1) 自ら運動やスポーツに親しみ、体力・運動能力の向上を図ることができる活動の充実
- (2) 疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した保健教育の充実
- (3) 栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性等を重視した食育の推進

3 確かな学力の育成

- (1) 1人1台端末等のICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- (2) 教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの推進
- (3) 全国学力・学習状況調査及び宮城県児童生徒学習意識等調査等の結果の活用

4 特別支援教育の推進

- (1) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成・活用による教育の充実
- (2) 障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の推進
- (3) 特別支援教育担当者等の資質・専門性の向上

5 防災教育の推進

- (1) 自ら危険を予測し回避する力及び地域の安全に貢献する心を育む防災教育の推進
- (2) みやぎ防災教育副読本「未来への絆」等を活用した計画的・継続的な防災教育の推進
- (3) 被災地訪問研修等による子供たちの命を守る「宮城県の教職員」としての高い防災意識の醸成

6 社会全体で子供を支援する体制の充実

- (1) 学校に登校していない児童生徒すべての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境づくりの促進
- (2) 心の小さなSOSの早期発見に資する「チーム学校」としての取組の推進
- (3) 教育機会確保法の趣旨を踏まえ、すべての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられる魅力ある・行きたくなる学校づくりの推進

7 教職員の資質・能力の向上

- (1) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力を育成する指導法改善のための校内研修の充実
- (2) 特色ある学校づくりや特色ある教育活動を推進するための研修の充実
- (3) eラーニング、受講管理システム及びサテライトweb研修の運用による効果的・効率的な研修の実施

Ⅲ-1 「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の推進

児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校づくり」を目指す

「魅力的な学校づくり」の5つの視点

1 温かな学級づくり

・一人一人の居場所がある温かな学級をつくりましょう

2 子供同士や先生と子供の絆づくり

・一人一人の子供の心を認め合う取組の推進と先生・子供の信頼関係の構築を図りましょう

3 分かる授業づくり

・きめ細かい教科指導の実施や学ぶ意欲を育む指導の充実を図りましょう

4 小・中学校の連携

・小学校と中学校による情報交換と交流活動を積極的に行いましょう

5 家庭との連携

・家庭との連携を密にし、学校と家庭が一体となって不登校の未然防止に努めましょう

参照：「不登校児童生徒への支援の在り方について」宮城県教育委員会 令和3年8月

「絆づくり」と「居場所づくり」

★「絆づくり」と「居場所づくり」の違い

児童生徒主体で取り組む絆づくり

日々の授業や行事等において、全ての児童生徒が活躍し、互いが認め合える場面を実現する。
→児童生徒が主体的に取り組む活動を通し、自らが「絆」を感じ取り、紡いでいく。

教職員主導による居場所づくり

学級や学校をどの児童生徒にとっても落ち着ける場所にする。
→教職員が、児童生徒にとって安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供する。

参照：「生徒指導リーフ No.2『絆づくり』と『居場所づくり』」（国立政策研究所）平成24年2月

「不登校問題に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」
令和4年6月

教科の指導と生徒指導の一体化

授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場となります。教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは、生徒指導の実践上の視点である、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成を意識した実践に他なりません。教員が学習指導と生徒指導の専門性を合わせもつという日本型学校教育の強みを活かした授業づくりが、児童生徒の発達を支えます。

参照：「生徒指導提要（改訂版）」（文部科学省）令和4年12月

(1) 自己存在感の感受を促進する授業づくり

授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自分を肯定的に捉える自己肯定感や、認められたという自己有用感を育む工夫が求められます。

(2) 共感的な人間関係を育成する授業

共感的な人間関係を育成する観点からは、授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくことが大切です。

(3) 自己決定の場を提供する授業づくり

児童生徒が、授業場面で自らの意見を述べたり、観察・実験・調べ学習等において自己の仮説を検証しレポートにまとめたりすることを通して、自ら考え、選択し、決定する力が育ちます。

(4) 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

授業において、児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮することも不可欠です。授業は一般に学級・ホームルームの単位で行われるため、一人一人の児童生徒が安全・安心に学べるように学級・ホームルーム集団が児童生徒の「(心の)居場所」になることが望まれます。

いじめ防止のために

○いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

対等で自由な
人間関係

自己信頼感

「困った、助けて」
と人を頼れる雰囲気

多様性を
認め合える雰囲気

- ・ 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等な人間関係が築かれるようにする。
- ・ 主体的に取り組む活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感させることで自己有用感を育む。
- ・ 「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った、助けて」をしっかりと受け止めることができる学級・学校づくりを行う。
- ・ 教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し合える学級・学校づくりを目指す。

○いじめの未然防止教育（課題予防的生徒指導）

体験的な
学びの機会

心理教育の視点から

法律の意味や役割
について学ぶ

いじめを
許容しない雰囲気

- ・ 道徳科や学級活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に児童生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意する。
- ・ 児童生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行う。
- ・ 発達段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、スクールロイヤーなどの法律の専門家等から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つ。
- ・ 全教職員が、いじめを受けた児童生徒を「絶対を守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させるよう努める。

○いじめの早期発見対応（課題予防的生徒指導）

児童生徒、保護者との
信頼関係の構築

小さな変化やSOS信号
を察知し、即対応

「嫌な思い」をしたこと
を積極的に認知

- ・ 日頃からアンテナを高く張り、児童生徒や保護者との信頼関係構築等に努める。
- ・ 児童生徒の小さな変化やSOS信号を察知し、すぐに対応し、「嫌な思い」をしたことをいじめとして認知する。
- ・ アンケート調査の実施に当たっては、実施時の机の配置や雰囲気に注意し、回収時は児童生徒の前で封筒に入れるなどして匿名性を守るよう努め、児童生徒が安心して取り組めるようにする。

【積極的な認知：「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日）より】

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

登校に不安を抱える児童生徒の支援のために

○魅力ある・行きたくなる学校づくり

個に応じた指導

き然とした対応

連携・協働体制

1人1台端末の活用

- ・ 学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になるなど、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。
- ・ いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切である。また教職員による体罰や暴力等、不適切な言動や指導は許されない。
- ・ 学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要である。
- ・ 1人1台端末等を活用した心の健康観察の取組や定期的な相談活動を実施するなど、適切な支援につなげていくための方策を組織的・計画的に実施し、児童生徒の心の不安や体調の変化の把握に努める。

○初期対応

変化の気付き

電話連絡

家庭訪問

情報共有

- ・ 児童生徒の様子に変化が見られたら、本人や保護者に様子を聞くなどすぐに対応する（休み始める予見）。
- ・ 児童生徒が欠席し始めたときは、早期に電話連絡や家庭訪問を行い、本人や保護者への働き掛けとその反応を記録し、累積する。
- ・ 予兆への対応を含めた初期段階から組織的な支援体制を整え、情報共有をするとともに支援会議を開催する。

○アセスメントと支援

関係機関との連携

居場所の充実

組織的な支援体制

- ・ 学校全体の指導体制の充実を図るとともに、SCやSSW、みやぎ子どもの心のケアハウスなどの関係機関等との連携を密にしながら的確なアセスメントを行い、ケース会議等を行って、個別の支援計画に沿った組織的、計画的な対応を行う。
- ・ 児童生徒の状況に応じて、自分に合ったペースで学習・生活できる環境の設置（学び支援教室等・学校の別室）やオンライン指導の実施等、組織的な支援の充実を図り、学校内の居場所を充実させる。
- ・ 個別支援アセスメントシート等の記録を作成し、関係機関等との連携に活用する。
- ・ 校長のリーダーシップの下、教員だけではなく、様々な専門スタッフと連携協力し、いじめ・長欠担当者を中心とした組織的な支援体制を整える。

【児童生徒の個別支援アセスメントシート】

個別支援アセスメントシート 記入日 令和 年 月 日	
対象児童生徒 学年 () 氏名 ()	
(1) 不登校になった経緯や気になっている問題・行動 小学校から断続的な不登校で、本年は進学を意欲して登校を始めたが欠席がちである。学習面の遅れが顕著で人との関わりが苦手である。	
(2) 問題の経過と現在の学校生活の様子 ・ 小学3年から不登校がちで学年が上がるにつれ欠席が増えている。 ・ 別室のほっとルームに誘ったところ興味を示している。	
(3) 学校との関係 学び(学力、成績、学習への取組) ・ 割り算ができない ・ 九九も正確に言えない。	(4) 個人の特色 性格傾向(長所) ・ 学校ではおどかしい ・ マイペースである
アセスメントシートは関係機関と連携して作成する	

参照：「不登校の要因や背景を的確に把握するために～教職員+SC、SSWによるアセスメントで効果的な支援を～」

(令和2年9月 宮城県教育委員会)

【居場所の充実：「学び支援教室支援事業」における取組から】

管内では、令和2年度は小学校1校、中学校1校の計2校、令和3年度は小学校3校、中学校12校の計15校、令和4年度以降は小学校、中学校合わせて19校に学び支援教室を設置している。令和7年度より教育支援コーディネーター及び義務教育課担当者が校内組織体制の構築への指導・助言及び学び支援教室専任教員や支援員への支援・助言を行っている。

Ⅲ－２ 学習指導要領に基づく指導と評価の一体化

1 学習評価の基本的な考え方

- 指導したことを確実に評価しているでしょうか。
- 評価したことを指導に生かしているでしょうか。

指導と評価の一体化に関して、以下にポイントを示しました。詳しくは各資料をご覧ください。



「学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するもの」とあります。（学習評価の在り方ハンドブック P4）

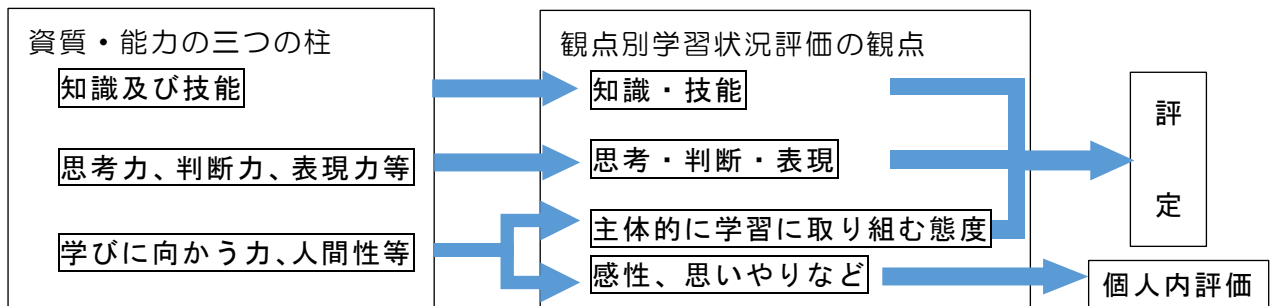
「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価は重要です。

学習評価の在り方ハンドブック P5 に学習評価の改善の基本方針としてあげられている次の3点が重要です。

学習評価の改善の基本方針

- 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

2 学習指導要領の趣旨を踏まえた評価の観点



全ての教科等の目標及び内容が、資質・能力の三つの柱で再整理されました。各教科等における評価は学習指導要領に示された各教科等の目標や内容に照らして学習状況を評価するものです。特に、「学びに向かう力、人間性等」には、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取る部分と、観点別学習状況の評価や評定になじまず、示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があります。「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが大切です。

3 学習評価の妥当性、信頼性を高めるために求められること

学校や教師は、指導の内容や方法、指導の結果について説明できるようにすることが求められます。従って、学習評価について、妥当性、信頼性を高めるために次のことに取り組むことが重要です。

- 評価規準や評価方法等を検討し、明確化すること
- 評価に関する実践事例を蓄積し、共有していくこと
- 評価結果についての検討を通し、評価に関する教師の力量の向上を図ること
- 校内研究・研修を通し、組織的かつ計画的に取り組むこと

4 評価規準の作成について

評価規準の設定に当たっては、『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校）（令和2年3月国立教育政策研究所）を参考にすることができます。（以下、参考資料とする）

参考資料では、各教科等の特質に応じて学習指導要領の規定から評価規準を作成する際の基本的な手順が示されており「第3編 単元ごとの学習評価について（事例）」には、「指導と評価の一体化」を具現化するための評価の計画や観点別学習状況の進め方等が具体的に示されています。



5 内容のまとめりごとの評価規準を作成する際の基本的な手順

参考資料では、各教科等における、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順について、次のように示されています。

- 学習指導要領に示された教科等及び学年（又は分野）の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解した上で、
- ①各教科等における「内容のまとめり」と「評価の観点」等の関係を確認する。
 - ②【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する。

「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の文末表現【観点ごとのポイント】
〈算数の場合〉

- ◇「知識・技能」・・・「～している」「～できる」
- ◇「思考・判断・表現」・・・「～している」
- ◇「主体的に学習に取り組む態度」・・・「～している」

教科によって異なるので、参考資料を参照してください。

6 「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」

評価をするに当たって、毎時間すべての児童生徒の学習状況を記録に残すことは困難であり、現実的ではありません。そこで、教科の特性に応じて、単元の中で、「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を計画的に位置付けることが重要です。

【指導に生かす評価】

毎時間行う評価です。いわば「指導改善に生かす」ための評価です。児童生徒を的確に見取り、学習のつまずき等を把握します。

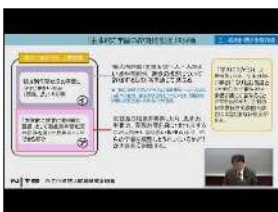
目標達成のために、児童生徒の発言やノート記述などの学習状況を机間指導等で適切に見取って支援し、つまずきの確かな解消を図ります。

【記録に残す評価】

指導した内容について、児童生徒の達成状況を見取り、記録に残し総括するための評価です。単元のまとめりの中で指導した内容の達成状況が適切に見取れる段階で評価します。

1コマの授業で3観点すべてを評価するのではなく、「記録に残す評価」の場面を精選することが大切です。

大切なのは、学校全体で学習評価の進め方や方法を共有し、共通理解した上で行うことです。こうした取組が学校全体の授業改善につながります。



新学習指導要領に対応した学習評価（小・中学校編）：新学習指導要領編 No33

指導と評価に関して、NITS 独立行政法人教職員支援機構のオンライン講座が参考になります。校内研修等でご活用ください。



Ⅲ-3 「検証改善委員会報告書」の活用

全国学力・学習状況調査の問題を授業改善に活用しましょう

〈令和7年度 テーマ〉

「主体的・対話的で深い学び」の充実に向けて

【主な内容】

- 学力・学習状況調査から読み解く
 - 1 調査結果の活用について（国語科を例に）
 - 2 各教科
 - (1)国語科
 - (2)算数・数学科
 - (3)理科
- 児童生徒質問調査結果から読み解く
 - 1 「自己肯定感」を高める
 - 2 「主体性」を引き出す
- 教育学の観点から学力向上に向けた提言
- 参考となる Web サイト一覧
- 子供の学びを支援する5つの提言

令和7年度宮城県検証改善委員会報告書

〈令和7年度テーマ〉
「主体的・対話的で深い学び」の充実に向けて



「子供も先生も、学びの主人公に」

令和7年11月
宮城県教育委員会

検証改善委員会報告書の活用ポイント ～結果の分析と授業改善・教材研究

主体的・対話的で深い学び

調査から得る授業改善・教材研究

〈国語科の生徒の課題〉
事象の中にある時間的関係を見だし（数学的に解釈し）、時間関係の方法を数学的に説明する

国語科が与らした課題意識

〈国語科の生徒の課題〉
事象の中にある時間的関係を見だし（数学的に解釈し）、時間関係の方法を数学的に説明する

	国語科	算数科	理科
平均正答率	25.4%	38.0%	38.0%
無解答率	3.9%	6.6%	3.0%

国語科の授業改善のポイント

「主体的・対話的で深い学び」の観点から授業改善・教材研究

主体的・対話的で深い学び

調査から得る授業改善・教材研究

〈算数科の生徒の課題〉
事象の中にある時間的関係を見だし（数学的に解釈し）、時間関係の方法を数学的に説明する

国語科が与らした課題意識

〈国語科の生徒の課題〉
事象の中にある時間的関係を見だし（数学的に解釈し）、時間関係の方法を数学的に説明する

	国語科	算数科	理科
平均正答率	25.4%	38.0%	38.0%
無解答率	3.9%	6.6%	3.0%

国語科の授業改善のポイント

「主体的・対話的で深い学び」の観点から授業改善・教材研究

1～2ページに調査結果ページの見方が紹介されています。自校の数値を入れたり、箱ひげ図を作成したりして、調査結果の分析に活用しましょう。

左の2ページは調査結果の次の「課題から迫る授業改善・教材研究」です。実際の授業実践例を基に、教材研究のポイントや授業改善の視点が紹介されています。

協働による授業づくりを通して、授業改善、教科指導力の向上を図りましょう。

- 「子供の学びを支援する5つの提言」の趣旨を共通理解の上、継続して取り組みましょう。
- 児童生徒が「分かる」「できる」授業を目指して、授業改善に取り組みましょう。
- 学年や担当教科等の異なる立場から意見を出し合い、児童生徒の実態を把握した上で、単元や授業を構想し指導案作成に取り組みましょう。
- 教員相互の資質能力の向上を目指して、最新の専門的知識や指導技術等を身に付けるとともに、教科指導の知識・技能の伝承に取り組みましょう。

子供の学びを支援する５つの提言 ～自立した学習者の育成を目指して～

宮城県教育委員会

「学力向上に向けた５つの提言」は、平成２５年１０月に開催された学力向上を図るための緊急会議において、各学校のすべての先生方にすぐに取り組んでもらいたい事項としてまとめられました。教育の不易の部分が多く含んだ提言は、平成２５年に示されて以来、宮城の教育のより所として大きな役割を果たしてきました。

社会の在り方が劇的に変わる中で、子供たちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に身に付けるためには、生涯にわたって能動的に学び続ける自立した学習者となる必要があります。

このたび、県教育委員会では「学力向上に向けた５つの提言」の不易の部分に、「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「ICTの活用」などの視点を加え、「子供の学びを支援する５つの提言」として新たにまとめました。各学校において、実践化に努めるようお願いいたします。

１ 子供の声を受け止め、適切な支援をすることで、安全・安心に学べる環境をつくりましょう

安全・安心な居場所は、子供が充実した生活を送るための土台となります。子供の声を受け止め、個に応じた適切な支援をすることで、教師と子供、子供同士の良好な人間関係づくりに努めるなど、安全・安心に学べる環境をつくりましょう。

２ 子供をほめること、認めることで、やり抜く力を育てましょう

子供をほめるときには、子供が努力したことを具体的にほめることが大切です。努力を認めることで、更なる意欲を引き出し、難しいことにも挑戦しようとする気持ちや、目標に向かって努力し続ける気持ちを育てましょう。

３ 子供が様々な学び方を知り、主体的に学習ができるように支援することで、学びに向かう力を育てましょう

子供が様々な学び方を知り、経験することで、見通しを持って学習に取り組んだり、学びを自己調整したりすることができるようになります。子供自身が学びの計画を立て、自由な発想でICTを活用できるようにするなど、自立した学習者として学び続けられるように支援し、学びに向かう力を育てましょう。

４ 自分の考えを発表したり、交流したりする活動を充実させることで、深い学びにつなげましょう

自分の考えを発表したり、交流したりすることで、一人一人のよい点や可能性が活かされ、異なる考え方が組み合わせたり、子供の学びが豊かになります。子供が習得・活用・探究という学びの過程で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、深い学びができるように支援しましょう。

５ 家庭学習の質的向上を図るとともに、読書の時間を増やす働き掛けをしましょう

起床時刻、学習を始める時刻、就寝時刻を定めるなど、生活リズムを整えながら家庭学習の時間を確保するとともに、子供自身が課題を設定したり、ICTを効果的に活用したりするなど、家庭学習の質を高められるように働き掛けましょう。また、家庭や学校で読書の時間を設定するなど、子供が読書に親しむ機会の充実を図りましょう。

Ⅲ-5 仙台教育事務所 『授業づくりポイント8』

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月）において、授業づくりに当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要であるとされています。各学校では、学習指導要領及び本答申を踏まえて、日々子供たちのために授業改善を図り、教育活動を展開されていることと思います。

「授業づくりのポイント8」は、上記を受け、教育の不易と流行の部分も加味しながら、現場の先生方の授業づくりの一助となるように、従来の「授業づくりポイント10」を改めて8つの項目でまとめたものです。学校は、新たに教職に就いた先生から、指導的な立場の先生まで、様々なライフステージの先生方で構成されています。それぞれの経験年数に応じて活用ください。

1 学級づくり

□：各項目のキーワード

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 安心・安全な学級 | <input type="checkbox"/> 一人一人が活躍できる授業 |
| <input type="checkbox"/> 互いが認め合える授業 | <input type="checkbox"/> 失敗が許される雰囲気 |

2 学習習慣の確立

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 学習前の準備・始業時刻の順守 | <input type="checkbox"/> 始業・終業の挨拶、授業の見通し |
| <input type="checkbox"/> 用具・道具の後片付け | <input type="checkbox"/> 家庭学習への主体的・計画的な取組、翌日の準備 |

3 教材・教具

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 教科書は中心的な教材 | <input type="checkbox"/> 子供の実態を踏まえた活用 |
| <input type="checkbox"/> ねらいと使用目的の整合性 | |

4 課題・ねらい

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 子供の気付きや感想を生かす | <input type="checkbox"/> 学習の道筋とゴールへの見通し |
| <input type="checkbox"/> 子供にとって分かりやすい表現 | |

5 指導方法・学習形態

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 単元・単位時間の授業のねらいの達成 | <input type="checkbox"/> 学習内容に応じた効果的な学習形態 |
| <input type="checkbox"/> 子供自身による学ぶ形態の選択 | <input type="checkbox"/> 多様な学び方の提示 |

6 発問

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 興味・関心の向上と学習意欲の喚起 | <input type="checkbox"/> 導き出した根拠の問い返し |
| <input type="checkbox"/> 学習内容の整理、価値付け | <input type="checkbox"/> 次時への意欲の継続・喚起 |

7 板書

- | | |
|---|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 分かる授業のための教具の一つ | <input type="checkbox"/> 使う効果と場面 |
| <input type="checkbox"/> 他の教具とのバランス | |

8 評価

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 子供の実態把握 | <input type="checkbox"/> 指導方法の振り返り |
| <input type="checkbox"/> 単元の目標との整合性 | |

『授業づくりポイント8』は、以下の資料を基に、令和5年度末に新たに内容を再構成しました。今後もその時の教育事情に合わせて、更新していく予定です。

【参考にした資料】・「授業作り10のヒント」H14 仙台教育事務所

・「授業づくりポイント10」H21 仙台教育事務所管内研究主任研修会

①学級づくりについてのポイント

授業づくりにおいて基盤となるのは学級づくりです。学級づくりは、「子供一人一人が『学び合い』を通して成長していく場を、担任が子供と共によりよくつくりあげること」ということができます。学級の子供たちが一日の学校生活で最も長い時間を共に過ごすのが授業です。集団で学ぶ特性を生かして、互いに認め合い、共に学ぶよさを感じさせることが大切です。また、子供が授業に意欲的に参加するためには、子供と担任の信頼関係、子供同士の人間関係を豊かにし、安心して学校生活を送ることができる学級をつくる必要があります。

『学級づくりに必要なこと』

□安心・安全な学級

子供にとって自分の居場所である学級を心地よく安心できる場にするのが大切です。

□子供と担任の信頼関係

担任は子供一人一人について理解し、子供が担任に対して安心して話ができるような信頼関係を築くとともに、子供が努力したことを具体的にほめ、認めることで目標に向かって努力する気持ちを育てることが大切です。

□子供相互の温かい人間関係

子供一人一人が互いを尊重し、お互いの考えを認め合い、思いやりを持って行動できる集団をつくること、このことが、授業における「まちがいをおそれることなく、発言できる雰囲気づくり」に結び付きます。

□基本的な生活習慣の確立

挨拶や言葉遣い、身の回りの整理整頓など基本的な生活習慣を確立させることは、学級内に温かい雰囲気を生んだり、学習意欲を高めたりする上でも効果が期待できます。

□学習習慣の確立 …………… 「②学習習慣の確立に向けたポイント」参照

学習習慣が確立していないために、授業が成立しないことがあります。その結果、多くの子供が学習に集中できず、学習内容の定着に影響を及ぼす場合も考えられることから、学級において「よりよい学習習慣を身に付けさせること」は、子供の規範意識を育むことに結び付きます。

よい教材を用いて丁寧に指導しても、学級づくりができていなければ学習の効果は上がりません。児童生徒同士の共感的な人間関係を育てることで「一人一人が活躍できる授業」「互いが認め合える授業」「失敗が許される雰囲気」をつくるのがポイントです。

②学習習慣の確立に向けたポイント

主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が求められています。

子供一人一人が、自立した学習者として主体的に学びに向かい、多様な他者と関わり合いながら協働的な学びを展開していくことができるように、学びに向かう力を身に付けさせなければなりません。

そのために、低学年からよりよい学習習慣を身に付けさせ、デジタル学習基盤も有効に活用しながら、様々な学び方を経験させていく必要があります。

各学校では、子供の学びに向かう基礎・基本や家庭学習への取り組み方等を示した「学びのためのスタンダード」等が作成され、日々の教育活動で活用されてきました。下の表は、よりよい学習習慣の一例を示したものです。各学校の学習の手引き等と併せて指導の参考としてください。

授業前

□学習の準備

- ・ 休み時間のうちに教科書、ノート、筆記用具、1人1台端末など、授業に必要な物を準備する。

□始業時刻を守る

- ・ チャイムや時計を意識して着席し、次の学習への目標を持つ。

授業中

□始業、終業の挨拶

- ・ 授業の始まりと終わりはきちんと挨拶をし、気持ちの切り替えをする。

□授業への取り組み方

- ・ 適切な言葉で語尾まではっきり話す。
- ・ 発言するときは、相手に伝わるように意識して話す。
- ・ 根拠を持って話すように心掛ける。（特に、小5・6年、中1～3年）
- ・ 話し手の意見を理解しようと意識して聞き、分からないときは質問する。
- ・ 自分の考えと異なった考えについても受け入れる。
- ・ グループ活動ではリーダーを中心に積極的に話し合いや活動に取り組む。

授業後

□用具・道具の後片付け

- ・ 授業中に使用した物を、元の場所にきちんと片付ける。

□宿題や家庭学習への取組、翌日の学習準備

- ・ 起床時刻、学習を始める時刻、就寝時刻を定めるなど、生活リズムを整えながら家庭学習の時間を確保するとともに、自分自身で課題を設定したり、デジタル学習基盤を効果的に活用したりするなど、家庭学習の質を高められるようにする。また、家庭や学校で読書の時間を設定するなど、読書に親しむ機会の充実を図る。

学習習慣を身に付けさせるためには…

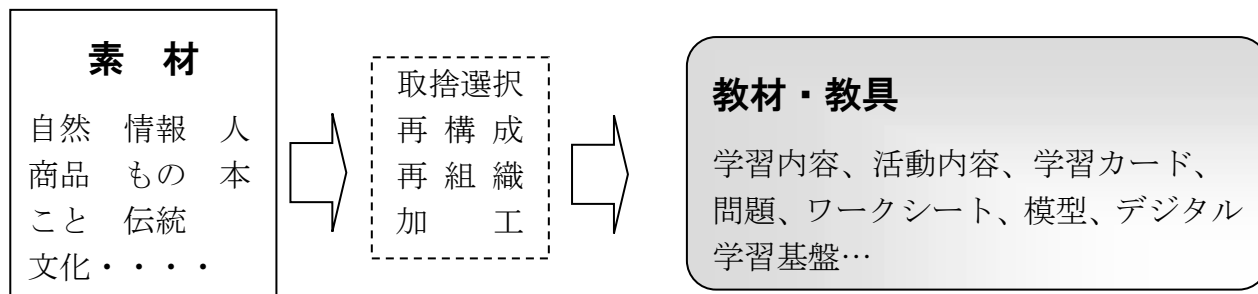
決められたルールを守るだけでなく、子供自身がルールの必要性を理解し、自分たちでつくってみることも大切です。

また、教師自身が留意する点もあります。例えば、子供たちに、授業前に教室へ戻るというきまりを守らせるのであれば、教師は必ず開始時刻と同時に授業を始めるように心掛けなければなりません。つまり、教師側の姿勢も必要です。また、このような取組を全校で実践することが子供たちの意識を高め、学習する集団の基盤づくりの一つとなります。

③教材・教具についてのポイント

用語として「教材」「教具」の定義はそれぞれなされていますが、定義が重なる部分もあるので、「教材・教具」として使われることが多い用語です。「教材・教具」とまとめて用いる場合と、教育目的を達成するための材料（内容）を「教材」とし、教材を効果的に子供に指導するために用いる道具を「教具」として区別する場合があります。学習者の最適な学びを支援するため、学習者用デジタル教科書等を活用することとそのメリットやデメリットについても把握しておくことが大切です。

・教科書は、教科を教える中心的な教材です。身の回りにある素材も教材・教具になります。



こうした教材・教具の活用に当たっては、次のような留意点を踏まえて計画することも大切です。

留意点①・教材・教具を活用する前に

- 学習のねらいを達成させる上で、適切か。
- 子供の実態、ニーズに合っているか。
- 興味・関心を引くものになっているか。
- 日常生活、地域との関連があるか。
- 学習指導要領や年間指導計画との関連はどうか。

留意点②・授業を構成するときなぜ

何を理解、発見させるための教材・教具なのか、目的をしっかりと把握しておく。

どのように

教材・教具を単元、あるいは授業の「どこで」「どのように」使うのかを明確にしておく。

*指導の効果を高めるため、補助教材を有効に活用することが大切です。市販、自作等を問わず補助教材を使用するに当たっては、「学校における補助教材の適切な取扱いについて（H27.3.4 文科省初等中等教育局長通知）」など関係する法規等の趣旨を十分に理解した上で、適切に使用することが重要です。

*デジタル学習基盤は、指導者自身はその活用方法に習熟することが必要ですが、授業のねらいを十分に踏まえて活用することが重要です。また、情報活用能力の育成とともに発達段階に応じて情報モラルの必要性や情報に対する責任についても身に付けさせていくことが大切です。

*観察・実験や実技を伴う授業には思わぬ事故につながるリスクが潜んでいます。予備実験や危険個所の確認、使用する器具や用具の点検等を行うとともに子供たちの安全に対する意識を高める必要があります。

④課題・ねらいについてのポイント

課題とは、「単元（題材）や1時間の授業において、子供が『その単元（題材）やその時間で何を
するのか』を具体的につかむことができるものです。また、ねらいとは、学習指導要領の各教科
等の目標及び内容と、子供の実態を基に設定した単元（題材）や単位時間の教師の指導目標である。」
と捉えることができます。

各教科等の「ねらい」を踏まえて、子供が意欲的に授業に参加することができるようにするため
には、子供にとって具体的で、追究意欲が高まり持続できる「課題」を設定することが大切です。

『課題の設定に当たって』

□授業のねらいを押さえる。

- ・単元（題材）や単位時間で子供に身に付けさせたい力を具体的に設定する。
- ・各教科等の評価規準とのつながりを明確にする。

□子供の気付きや感想を生かす。

- ・「なぜ、……なのだろう。」「……をやってみたい。」と、課題に結び付く
ような問題意識を持たせ、必要感や興味・関心を高める。

→問題意識を持たせるために

（例）◆子供の生活体験や経験と結び付ける。

◆これまでの学習との比較をする。

◆実物を提示する。 など

□学習の道筋とゴールが見通せるものとする。

- ・子供が「何を学ぶか（内容）」「どのように学ぶか（方法）」追究し、解決
していくのか、または、取り組んでいくのかを分かるように示す。
- ・子供自身が「何ができるようになるか」を分かるように示す。

□子供の実態に応じた具体的な表現をする。

- ・子供の実態を把握する。
- ・子供にとって分かりやすい言葉や表現を用いる。

※課題の設定は、体験などの活動の中で行うことが効果的な場合もあります。

ねらいからまとめ・振り返りまでの整合性を図り、子供が何をどのように学ぶのかを明確にした
授業を設計するよう心掛けましょう。

⑤指導方法・学習形態についてのポイント

指導方法とは、「授業のねらいを達成させるために、子供の興味・関心や理解度、これまでの学習の取組、学級集団のよさなどの様々な実態を考慮した、子供のために講じる最も効果的な手立て」です。単元の目標、あるいは本時の目標の達成に向けて、子供と教材のつながりを意識しながら、子供や学校の実態を基に指導方法や学習形態を構想します。その際、個別最適な学び、協働的な学び、デジタル学習基盤の活用、評価等について、具体的にイメージしながら指導方法や学習形態を決めたり、子供に選択させたりすることが大切です。

『子供の学び方の一例』

【指導方法は？】

<input type="checkbox"/> 教科書やノートで	授業のねらいに応じて、様々な学び方を取り入れましょう。子供が様々な学び方を知り、経験することで、見通しを持って学習に取り組んだり、学びを自己調整したりすることができるようになります。子供自身に選択させることも有効です。
<input type="checkbox"/> 1人1台端末を活用して	
<input type="checkbox"/> 本や図鑑などで	

【学習形態は？】

<input type="checkbox"/> 一斉指導で	授業のねらいを達成させるために、それぞれのよさを生かした効果的な形態にします。学ぶ形態を子供自身に選択させることも大切です。
<input type="checkbox"/> ペアやグループで	
<input type="checkbox"/> 個別で	

【小集団の際は？】

<input type="checkbox"/> 学習内容で	小集団の学習形態では、より主体的な学習への展開が期待されます。実験、話し合い、討論、共同での作業、調べ学習など、学習内容に応じて効果的な学習形態を考えていきます。
<input type="checkbox"/> 人数で	
<input type="checkbox"/> 追究方法で 等	

【指導方法や指導体制は？】

<input type="checkbox"/> 日常の授業で	単元全体を見通して、学習内容の理解を一層深め広げる学習やフィードバックして繰り返し取り組む学習、つまづきに応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習などが必要です。個別最適な学びや協働的な学びを取り入れ、深い学びにつなげましょう。
<input type="checkbox"/> 発展的な学習で	
<input type="checkbox"/> 補充的な学習で	
<input type="checkbox"/> 課題学習で	

私たち教師は、日々、授業の工夫・改善に取り組んでいます。大切なことは、形態や型が先行し過ぎるのではなく、子供の学力・学習状況や学習のねらい、子供の思考の流れなど、単元全体を見通した子供への指導方法を考えていくことです。

この内容はどのように学ばせるか、ここでは子供に学びを委ね教師はどう支援に当たるかなど、事前の教材研究がより大切になってきます。

⑥発問についてのポイント

発問とは、「学習の対象に出会ったときに、子供が持つ多様な考えや思いをよりよいものにしていくための、学習の目標やねらいに照らして行う教師の問い掛けです。発問は、子供の実態や反応を見ながら行うことが大切です。子供がどのように答えるのか、反応するのかを予想し、授業の各段階において計画的に行う必要があります。

【授業の各段階における発問の考え方の例】

つかむ

- 「つかむ」段階では、子供が生活経験や既習事項を想起しながら、学習内容に対する興味・関心を高めることができるような発問をします。また、子供が疑問に思ったことや発見したことを全体に問うことも大切です。

調べる 練り合う

- 「調べる」段階では、追究や解決の見通しを持たせる発問が必要です。予想させたり、追究や解決の方法を問い掛けたりしながら、学習を主体的に進めていこうとする意欲を高めていきます。
- 「練り合う」段階では、調べた結果や結論を問います。結果や結論を導き出した根拠を子供へ問い返ししながら、それぞれの結果や結論の共通点や相違点などを確認し、学級全体で考えを深めたり、広げたりできるような発問も大切です。

まとめる

- 「まとめる」段階では、学習したことを整理し、まとめることができる発問をします。さらに、子供が新たな課題に気付いたり、次時の学習への関心を高めたりするような発問も大切です。

教師の大切な役割は、子供たちの発言を丁寧に取り上げ、その発言と発言をつなげることや、子供の考えを深めたり、広めたりすることです。学習の目標やねらいを達成するために発問を考える際には、子供の実態把握と教材研究の深さが必要になります。

さらに、次のことにも留意しましょう。



- ・教師の話し方（声の大きさ、抑揚、間の取り方、簡潔ではっきりした言葉）
- ・教師の表情（視線、笑顔） ・意図的指名（学習のねらいに即して）
- ・発問を糸口とした子供相互のやりとり

子供は、教師が気付かないようなすばらしい考えやアイデアをたくさん持っています。それをいかに導き出すかは、私たち教師の発問にかかっています。発問を吟味し、説明や確認が長くならないように留意しましょう。

⑦板書についてのポイント

これまで板書は、学習の内容を構造化して示すことで、子供の思考活動を盛んにし、考えたことをまとめて可視化する優れたツールとして用いられてきました。GIGA スクール構想の下、学校現場に1人1台端末や電子黒板等のデジタル学習基盤が整備され板書の役割も変化してきています。授業者には、板書を一つの教具として役割を意識し、授業の中で効果的に活用することが求められています。

『板書の効果と場面』

□「板書で動機付けする」(導入)

- ・課題を書き、ねらいを意識させる。
- ・場面絵や関係を示すなど共通の学習場面を明示する。

□「板書で考えさせる」(展開)

- ・子供の多様な考えを引き出す。
- ・板書で、互いの考えを比較検討させる。
- ・考えを検討し合った過程を大切に記録する。
- ・資料等は思考を助けるために用いる。

□「板書でまとめる」(終末)

- ・課題に対するまとめを行うことによって、子供の思考をまとめる。
- ・まとめることで、学習内容が整理され、学習の満足感・達成感が高まり、次の学習への意欲を高めていく。

～ねらいの達成に向けて～

板書のよさは、導入時に示した課題を終末まで残しておくことができることと子供の考えをすぐに反映させることができることにあります。

板書の特性を理解し、ねらいの達成に向けて、電子黒板、ノート、ワークシート、1人1台端末、掲示物等のそれぞれの役割を明確にして活用するように留意しましょう。

『板書と学習の記録』

□学習の記録方法を検討する

下記のような場面で、板書で示した内容と、ノート、ワークシート、1人1台端末等との関連を図る。

- ・課題を書く。
- ・自分の考えを書く。(理由や根拠)
- ・まとめを書く。
- ・振り返りをする。(学習感想や自己評価等)

※デジタル学習基盤の整備により、学習の記録をクラウド上に蓄積できるようになりました。学習履歴(スタディ・ログ)は子供が学習を振り返るときにも役立ちます。

⑧評価についてのポイント

評価は、子供に学習内容が確実に身に付いているかを適切に判断したり、私たち教師が日々の教育活動を反省し改善したりすることなどの目的があります。特に、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であると言われています。「学習評価」においては、単元の学習前後、1単位時間の授業の前後及び授業中など、適時に子供の実態を評価し、指導に生かしたり、指導を改善したりすることが大切です。

『子供の成長と変容を見取る評価を充実させるために』

診断的評価～指導前に行う評価の例～

□単元のねらいを確認し、単元の評価規準を設定する

- ・各教科・領域等のねらいを基に、単元（題材）及び各時間で目指す子供の姿を具体的に設定する。
- ・実態把握を行う。

学級全体だけでなく、個々の子供にも焦点を当てた実態把握をすることが大切です。デジタル学習基盤の活用も有効です。実態の把握には次のような方法等が考えられます。

- レディネステスト ○意識調査 ○教師による見取り ○適用問題
- 各種学力調査の結果 ○スタディ・ログ

- ・評価場面や到達できたかどうかを見取ることができる具体的な方法等を検討し、指導と評価の計画を作成する。
- ・教科の特性に応じて、単元の中に「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を位置付ける。
- ・1単位時間の評価項目は、1～2つに絞る。

「学習の過程を大切にした評価」

子供の学習活動の記録を累積したり、変容を見取ったりするために、補助簿や座席表を活用することも一つの方法です。

形成的評価～指導中に行う評価の例

□授業者の観察評価

- ・全体での発表内容
- ・ペアやトリオ、グループでの発言内容
- ・机間指導の際の個々のつぶやき、発言内容
- ・子供の表情など、表出したもの

□ノート等の子供の思考や表現が記録された内容による評価

- ・ノートやクラウド上に蓄積された、子供の思考や表現等が記録された内容による評価

※教師は「指導に生かす評価」を行い、子供が学習内容を理解していないと評価した場合、フィードバックをしたり、復習したりするなど指導法を改善することで、着実に学習内容が身に付けられるようにします。

単元の「記録に残す評価」を行う場面では、単元の評価規準を基に、子供の達成状況を見取ります。「記録に残す場面」を精選することが大切です。

総括的評価～指導後に行う評価の例～

□作品による評価

- ・作文や絵画等の作品について、観点を基によさを捉えた評価

□記述による評価

- ・ねらいに即した振り返り、適用問題などによる評価

□実技、表現等による評価

- ・記述や作品等では表現されない部分について、聞き取りや実技（パフォーマンス）による評価

※「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究教育課程研究センター）を参考にすること。

参考資料等

以下の資料が各教科等の参考になります。（令和8年3月現在）

1 文部科学省 <https://www.mext.go.jp/>

(1) 生きる力 学びのその先へ（新しい学習指導要領）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

(2) 外国語教育

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/index.htm

※外国語活動・外国語授業動画、英語教育ポータルサイト『えいごネット』など外国語教育に関する情報を提供しています。

(3) GIGA スクール構想を浸透させ学びを豊かに変革していくカタチ

「StuDX Style（スタディーエックス スタイル）」 <https://www.mext.go.jp/studxstyle/>

(4) 特別支援教育について

・障害に配慮した教育＞障害のある子供の教育支援の手引き（令和3年6月改訂）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

・学校における医療的ケア＞小学校等における医療的ケア実施支援資料（令和3年6月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00002.htm

・特別支援学校において知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を参考とする場合の評価基準について

「特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料」（令和2年4月）

https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_tokubetu01-1386427.pdf

(5) 幼児教育について

・幼稚園教育パンフレット（※幼児期の終わりまでに育ってほしい姿）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1422302.htm

・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）

https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt_youji-000021702_3.pdf

・障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導（令和5年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1341233_00002.htm

・遊びを通した学び

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html

2 国立教育政策研究所 <https://www.nier.go.jp/>

(1) 指導資料・事例集

・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>

・学習評価の在り方ハンドブック

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/gakushuhyouka_R010613-01.pdf

- ・特別活動に関する指導資料（教師向けパンフレット）
 - 小学校編 https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/tokkatsu_h300704-01.pdf
 - 中学校編 https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/tokkatsu_j_leaf.pdf
 - ・小学校国語科映像指導資料
https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/kokugo_eizo_siryu_data.pdf
 - ・学習指導の改善・充実に関する指導事例集（中学校英語）
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryu/eigo/r07.html>
 - ・スタートカリキュラムに関する指導資料
https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/startcurriculum_180322.pdf
- (2) 全国学力・学習状況調査 授業アイデア例
<https://www.nier.go.jp/jugyourei/r07/index.html>
- (3) 生徒指導リーフシリーズ <https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>
- ・生徒指導リーフ ピンポイントで解説や提案を行う生徒指導資料
 - ・生徒指導リーフS 特別支援教育の視点を一層強化した資料
 - ・生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校作りに関する資料

3 国立特別支援教育総合研究所 <https://www.nise.go.jp/nc/>

- (1) インクルーシブ教育システム構築支援データベース
<http://inclusive.nise.go.jp/>
- (2) NISE「特別支援教育リーフ」
https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaf_series
- (3) インターネットによる講義配信 NISE 学びラボ
https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online
- (4) 知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット（小学校編）すけっと
https://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/intellectual/sk-basket

4 独立行政法人教職員支援機構 <https://www.nits.go.jp/>

- オンライン講座 <https://www.nits.go.jp/materials/>
- ・講義動画など研修資料を提供

5 宮城県教育委員会 <https://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/>

- (1) 義務教育課 学力向上関連 <https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-gak/>
- ・子供の学びを支援する5つの提言（令和5年）
https://www.pref.miyagi.jp/documents/1189/five_recommendations.pdf
 - ・算数・数学ステップ・アップ5事例集（平成28年）
<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-gak/05.html>
- (2) 義務教育課 みやぎの志教育 <https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-kkz/>
- ・みやぎの先人集「未来への架け橋」
<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-kkz/mkk-senjinsyu.html>

(3) 義務教育課 不登校支援について

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-kkr/mkk-hutoukou.html>

- ・不登校児童生徒の支援の在り方について（令和3年）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/1275/867837.pdf>

- ・「教育機会確保法」のリーフレット（令和3年）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/1275/868416.pdf>

(4) 義務教育課 いじめ問題について <https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-ijm/>

- ・教職員向けいじめ対応研修資料

<https://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/kkr-h29-ijime-kenshuu.html>

(5) 幼児教育ポータルサイト

<https://www.pref.miyagi.jp/site/youjikyyouiku-portal-site/>

(6) みやぎの先生 ICT 活用支援サイト

<https://sites.google.com/xyz.myswan.ed.jp/miyagiteacherict/%E3%83%9B%E3%83%B%E3%83%A0?pli=1>

6 宮城県総合教育センター <https://www.pref.miyagi.jp/site/sokyos/>

(1) 宮城県検証改善委員会報告書

<https://www.pref.miyagi.jp/site/sokyos/kensyokaizen.html>

(2) 長期研修 研修成果物 <https://www.pref.miyagi.jp/site/sokyos/kenkyutop.html>

知的障害教育のためのみやぎ授業づくりガイド

<http://www.edu-c.pref.miyagi.jp/midori/tokushi/jyugyoudukuri/>

(3) Mナビ TV 情報教育チャンネル

<https://www.pref.miyagi.jp/site/sokyos/mnavitv-jyoho.html>

- ・短時間で受講可能なライブ配信による研修プログラム

(4) 教育データライブラリ <http://mnavidata.edu-c.pref.miyagi.jp/>

(5) 単元問題ライブラリ <https://www.pref.miyagi.jp/site/sokyos/tangen.html>

(6) どうとく Support Book <http://www.edu-c.pref.miyagi.jp/midori/doutoku/sbook/>

7 宮城県仙台教育事務所 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sd-kyouiku/>

IV-1 主管事業、研修会等予定一覧

事業名		期 日	対 象	会 場	備 考	
1 幼稚園						
新規採用教員研修会	①	7月3日(金)	幼稚園該当者	栗原市立瀬峰幼稚園	北部管内と合同	
	②	10月27日(火)	幼稚園該当者	美里町立ふどうどう幼稚園	北部管内と合同 ※いずれか事務所で指定した日	
		11月12日(木)	幼稚園該当者	栗原市立栗駒幼稚園		
中堅教諭等資質向上研修		7月3日(金)	幼稚園該当者	栗原市立瀬峰幼稚園	北部管内と合同	
2 初任者研修						
1年目	教育事務所研修	①	4月28日(火)	小・中・義務教育学校・県立学校該当者	宮城県仙台合同庁舎	
		②	8月18日(火)	小・中・義務教育学校・県立学校該当者	宮城県仙台合同庁舎	
		③	8月19日(水) 9月8日(火)	小・中・義務教育学校・県立学校該当者	宮城県仙台合同庁舎	いずれか事務所で指定した日
		④	12月1日(火)	小・中・義務教育学校・県立学校該当者	宮城県仙台合同庁舎	
	拠点校方式連絡協議会		4月6日(月)	1年目所属校長・拠点校指導教員・校内指導教員	各拠点校	オンライン開催
各校方式連絡協議会		4月6日(月)	1年目所属校長・指導教員・教科指導教員	各所属校	〃	
2年目	教育事務所研修 (課題研究)	①	5月28日(木)	小・中・義務教育学校該当者	宮城県仙台合同庁舎	
		②	8月20日(木)	小・中・義務教育学校該当者	宮城県仙台合同庁舎	
		③	1月18日(月) 1月25日(月)	小・中・義務教育学校該当者	宮城県仙台合同庁舎	いずれか事務所で指定した日
3 5年経験者研修						
生徒指導問題対応研修		①	6月10日(水)	小・中・義務教育学校・県立学校該当者	宮城県仙台合同庁舎	
教科指導研修		②	10月1日(木)	小・中・義務教育学校・県立学校該当者	宮城県仙台合同庁舎	
4 中堅教諭等資質向上研修						
実践研修1～3 (教育事務所担当)	①	6月25日(木)	小・中・義務教育学校・県立学校該当者	宮城県仙台合同庁舎		
	②	8月3日(月)	小・中・義務教育学校・県立学校該当者	宮城県仙台合同庁舎		
	③	8月19日(水) 9月8日(火)	小・中・義務教育学校・県立学校該当者	宮城県仙台合同庁舎	いずれか事務所で指定した日	
5 小・中・義務教育学校長会議						
	①	4月16日(木)	小・中・義務教育学校長	宮城県仙台合同庁舎		
	②	7月9日(木)	小・中・義務教育学校長	宮城県仙台合同庁舎		
	③	9月28日(月)	小・中・義務教育学校長	宮城県仙台合同庁舎	オンライン開催	
	④	2月22日(月)	小・中・義務教育学校長	宮城県仙台合同庁舎		
6 小・中・義務教育学校副校長・教頭会議						
	①	5月11日(月)	小・中・義務教育学校副校長・教頭	宮城県仙台合同庁舎		
	②	10月8日(木)	小・中・義務教育学校副校長・教頭	宮城県仙台合同庁舎		
7 小・中・義務教育学校研究主任研修会		6月15日(月)	小・中・義務教育学校研究主任	宮城県仙台合同庁舎		
8 経営要録作成等						
第一次提出(審査)		4月20日(月)		宮城県仙台合同庁舎		
		4月21日(火)		宮城県仙台合同庁舎		
		4月22日(水)	幼稚園主任・小・中・義務教育学校教頭等	宮城県仙台合同庁舎		
		4月23日(木)		宮城県仙台合同庁舎		
		4月24日(金)		宮城県仙台合同庁舎		
最終提出		5月7日(木) 5月8日(金)	幼稚園主任・小・中・義務教育学校教頭等	教育委員会経由で提出		
9 児童生徒支援教員及び学びの環境サポート支援員(学校配置) 配置事業						
問題行動等対策推進協議会		2月1日(月)	児童生徒支援教員配置校及び学びの環境サポート支援員(学校配置)配置校担当等	宮城県仙台合同庁舎		
10 学びの環境サポートネットワーク事業						
地域学びの環境サポートネットワーク会議	①	6月30日(火)	学びの環境サポート支援員(個別支援)配置校・教育委員会関係職員等	宮城県仙台合同庁舎		
	②	12月8日(火)	学びの環境サポート支援員(個別支援)配置校・教育委員会関係職員等	宮城県仙台合同庁舎		
学びの環境サポート支援員(個別支援)研修会		6月30日(火)	学びの環境サポート支援員(個別支援)	宮城県仙台合同庁舎		
学びの環境サポート登校支援研修会		5月28日(木)		宮城県総合教育センター	希望して参加	
		6月17日(水)	希望する教員等	石巻合同庁舎		
		7月28日(火)		大崎合同庁舎		
学校に登校していない児童生徒の保護者のための情報交換会		①	7月8日(水)	学校に登校していない児童生徒の保護者	宮城県仙台合同庁舎	
		②	10月14日(水)	学校に登校していない児童生徒の保護者	宮城県仙台合同庁舎	
		③	1月20日(水)	学校に登校していない児童生徒の保護者	宮城県仙台合同庁舎	
11 スクールカウンセラー研修会		7月22日(水)	スクールカウンセラー	宮城県仙台合同庁舎		
12 学力向上指導員研修会		①	5月14日(木)	学力向上指導員	宮城県仙台合同庁舎	
		②	1月28日(木)	学力向上指導員	宮城県仙台合同庁舎	
13 仙台圏域安全教育総合推進ネットワーク会議		6月9日(火)	各市町村防災教育担当者等	宮城県仙台合同庁舎		
14 学校安全教育指導者研修会		9月9日(水)	学校安全担当者	宮城県仙台合同庁舎	午前：中高特支 午後：幼小	
15 スクールロイヤー活用研修会		5月25日(月)	教頭、主幹教諭、教務等	各所属校	オンライン開催	
16 スクールロイヤー定期相談会		7月24日(金)				
		12月3日(木)	校長、教頭、主幹教諭等	宮城県仙台合同庁舎		
		2月3日(水)				
17 福祉と教育の連携による特別支援教育コーディネーター研修会		7月2月(木)	特別支援教育コーディネーター	宮城県総合教育センター	仙台管内南部	
		9月7日(月)	特別支援教育コーディネーター	宮城県仙台合同庁舎	仙台管内北部	
18 県就学相談会		9月9日(水)	希望する保護者と児童生徒	宮城県仙台合同庁舎		
19 小・中学校教育課程宮城県研修会(オンデマンド配信)		参集型での地区研究協議会は実施しません。オンデマンドによる動画視聴を予定しています。(時期未定)				
20 学校保健課題解決事務所研修会		廃止				

IV-2 主な事業・研究指定校等

■ 義務教育課、総合教育センター等の事業

1 志教育の推進

□ 主管: 仙台教育事務所

(1) 志教育支援事業

事業名等	内容、日程等
(1) 志教育推進地区指定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町村教育委員会 2 地区を推進地区として指定する。 ・ 実践体験型 PBL による総合的な学習の時間の取組を見直し、児童生徒の主体的な学びを大切にした志教育の推進につなげる。 ・ 志教育支援事業推進会議を開催し、取組状況の情報交換や推進に係る対応の検討を行う。
(2) 豊かな心を育む研究指定校事業(市町村委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校と家庭が一体となり、児童生徒の規範意識や道徳的实践力を育てるための取組を推進し、取組成果を公開研究会等で公表する。
(3) 「特別の教科 道徳」の着実な推進に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育推進協議会を開催し、本県における道徳教育の在り方や研究指定校の取組について協議する。 ・ 各教育事務所管内から指導主事及び小・中学校教員を道徳教育指導者養成研修へ派遣し、道徳教育推進リーダーを育成する。

2 魅力ある・行きたくなる学校づくりの推進

(1) 生徒指導支援事業

事業名等	内容、日程等
(1) みやぎ「魅力ある・行きたくなる学校づくり」推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに学校に登校しない児童生徒を生まないために、各校の取組を見直し、改善を図るための手法について普及を図ることにより、状況の改善に資する。(県内 5 地区指定) ○管内推進地区：七ヶ浜町教育委員会、多賀城市教育委員会 七ヶ浜中学校区(七ヶ浜中学校、亦楽小学校、松ヶ浜小学校) 東豊中学校区(東豊中学校、多賀城東小学校)

3 みやぎの学ぶ土台づくりの推進

(1) 「学ぶ土台づくり」推進事業

事業名等	内容、日程等
(1) 市町村・設置者等の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「幼児教育センター」において、「宮城県幼児教育推進指針 みやぎの学ぶ土台づくり」の普及啓発の取組を推進し、幼児教育の質の向上を図る。 ■市町村幼児教育担当者研修会 令和 8 年 5 月 21 日(木)、12 月 17 日(木)
(2) 架け橋プログラム拠点地域における実践研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保幼小の円滑な接続を目的とする架け橋プログラムを推進するため、架け橋期のカリキュラム作成や保幼小合同研修会等において指導助言を行うコーディネーターの育成を図る。 ・ 幼児期及び保幼小接続期の教育の質的向上を図るため、架け橋期のカリキュラムの策定・実施・改善を行う。取組で得られた成果や知見を県内に広げ、「架け橋プログラム」の更なる理解促進を図る。

4 豊かな心の育成

(1) 教育相談の充実(教育相談充実事業)

事業名等	内容、日程等
(1) スクールカウンセラーの配置・派遣等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内全公立中学校等(仙台市を除く)にスクールカウンセラーを配置する。 ・ 全市町村(仙台市を除く)に広域カウンセラーを配置し、域内の小学校等に派遣する。 □管内小・中学校スクールカウンセラー研修会 令和 8 年 7 月 22 日(水) ■スクールカウンセラー新規採用者研修会 令和 8 年 4 月 7 日(火)

	<ul style="list-style-type: none"> ■スクールカウンセラー研修会 令和8年4月7日(火)、11月2日(月) ■スクールカウンセラー初任層研修会 令和8年7月24日(金)
(2) 教育事務所専門カウンセラーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・各教育事務所に教育事務所専門カウンセラーを配置(2名)し、専門的な立場から域内の児童生徒や保護者、教員等の相談に対応する。 ・管内において、学校巡回訪問等により、児童生徒の状況を把握し学校への助言を行うとともに、スクールカウンセラーへのスーパーバイズ等を実施する。
(3) 「りんくるみやぎ」との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・総合教育センター内に設置されている「りんくるみやぎ」と連携し、情報共有を図ることで、生徒指導上の諸課題等の早期発見・早期対応につなげる。

(2) 児童生徒支援体制の充実(児童生徒支援体制充実事業)

事業名等	内容、日程等
(1) 教育相談コーディネーターの配置・学びの環境サポート支援員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の生徒指導上の諸課題や、健全育成に係る相談や助言等を行うため、教育相談コーディネーターを各教育事務所に配置する。 ・学びの環境サポート支援員を配置する。
(2) スクールソーシャルワーカーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・震災の影響も含め、児童生徒に影響を及ぼしている家庭・学校・地域などの様々な環境の改善に向けスクールソーシャルワーカーを配置する。 ・県教育委員会にスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを配置し、各市町村配置のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を実施する。
(3) みやぎ小・中学生いじめ防止動画コンクール	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止につながる取組についてのビデオ動画作品を募集し、児童生徒が主体的に魅力ある・行きたくなる学校づくりに取り組もうとする意識の醸成を図る。
(4) いじめ防止等対策のためのスクールロイヤーの活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育課及び各教育事務所にスクールロイヤーを配置し、いじめ予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決に向けた支援を行う。 ・児童生徒対象のいじめ予防教室の開催を希望する学校へ弁護士を講師として派遣する。 ・教員対象のいじめ対応等に係る研修会への弁護士を講師として派遣する。 ・各教育事務所における定期相談会の開催をはじめとしたケース会議等で、スクールロイヤーによる助言を実施する。 <input type="checkbox"/>スクールロイヤー活用研修会 令和8年5月25日(月)(オンライン) <input type="checkbox"/>スクールロイヤー定期相談会 令和8年7月24日(金)、12月3日(木) 令和9年2月3日(水) <input type="checkbox"/>スクールロイヤー法的相談(随時)

(3) 学びの環境支援の充実ー(児童生徒支援体制充実事業 みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業 校内教育支援センター支援事業)

事業名等	内容、日程等
(1) 学びの環境サポート連絡会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に登校していない児童生徒の社会的自立に向けた取組を支援するため、県教育委員会に設置する「学びの環境サポート連絡会議」を年2回実施し、支援体制を整備する。 ■学びの環境サポート連絡会議 令和8年6月8日(月)、令和9年2月8日(月)
(2) 地域学びの環境サポートネットワーク会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・各教育事務所で「地域学びの環境サポートネットワーク会議」を開催し、各域内の学校に登校していない児童生徒に対する社会的自立に向けた支援を行うとともに、その保護者への支援を行う。

	<p>□地域学びの環境サポートネットワーク会議※ 令和8年6月30日(火)、12月8日(火) ※学びの環境サポート支援員(個別支援)及び配置校の教頭、教育支援センター・心のケアハウス代表、フリースクール等民間施設代表、学びの多様化学校教員、市町村生徒指導担当等による情報交換</p>
(3) 学びの環境サポートチームの設置	<p>・各教育事務所に、生徒指導担当指導主事・教育相談コーディネーター・事務所専門カウンセラー・学びの環境サポート支援員で構成する「学びの環境サポートチーム」を設置し、校内教育支援センター等で学ぶ登校に不安を抱える児童生徒等の支援等を行う。※各事業詳細は(5)参照</p>
(4) 校内教育支援センターへの教員の配置	<p>・登校に不安を抱えている児童生徒、教室での学習や集団活動に不安を抱える児童生徒の居場所を校内につくり、自立支援と学習支援を図る「学び支援教室」を設置することで組織的に児童生徒を支援する。</p> <p>■学び支援教室事業説明会(オンライン) 令和8年4月15日(水)</p> <p>■学び支援教室連絡会議 令和8年7月1日(水)、令和9年1月22日(金)</p> <p>■学び支援教室研修会 令和8年5月22日(金)、10月15日(木)</p>
(5) 学びの環境サポート支援員の配置・派遣 ※児童生徒支援体制充実事業 ※学びの環境サポートネットワーク事業 ※校内教育支援センター支援事業	<p>・様々な課題を抱えている小・中・義務教育学校に対し、個別・重点的に支援することにより、いじめの未然防止、学校に登校していない児童生徒を生まない取組を推進するほか、諸課題の早期発見・早期解決を図るため、学びの環境サポート支援員(学校配置)を各学校の実情に応じて配置する予定。※児童生徒支援体制充実事業</p> <p>・学びの環境サポートチームに学びの環境サポート支援員(個別支援)を配置し、学校に登校していない児童生徒及びその保護者を対象に訪問指導による相談活動等を行い、社会的自立や学校復帰に向けた支援(学習支援含む)を行う。※学びの環境サポートネットワーク事業</p> <p>・別室登校数が一定以上見込まれる学校へ、市町村教育委員会の要請により派遣できるように、学びの環境サポート支援員(別室支援)を教育事務所に配置し、要請のあった学校の校内教育支援センターにおいて個別に学習指導等を行う。※校内教育支援センター支援事業</p> <p>□問題行動等対策推進協議会 令和9年2月1日(月) ※児童生徒支援教員配置校、学びの環境サポート支援員(学校配置)配置校担当による協議会</p> <p>□学びの環境サポート支援員(個別支援)研修会※ 令和8年6月30日(火) ※(2)地域学びの環境サポートネットワーク会議と同日開催</p>
(6) 市町村教育委員会が配置する支援員への補助 ※校内教育支援センター支援員の配置事業	<p>・市町村が配置する「別室支援員」に対して補助することにより、学校に登校していない児童生徒への組織的な支援を充実する。 (校内教育支援センター支援員の配置事業)</p>
(7) 学びの多様化学校への支援	<p>・加配教員の配置及びスクールカウンセラーの配置拡充を行う。</p> <p>・県内の多様化学校における学校運営の状況や取組について情報共有及び課題や改善点について協議する。また、協議事項を発信し、設置を検討している市町村教育委員会を支援するとともに、学びの多様化学校への理解を深め、児童生徒の登校支援の充実につなげる。</p> <p>■学びの多様化学校連絡会議 令和8年5月25日(月)、11月2日(月) 予定</p>
(8) 市町村が設置する教育支援センター(ケアハ	<p>・東日本大震災に起因して心の問題を抱え、学校生活が困難となっている児童生徒の社会的自立や自らの意思で学校復帰を希望する児童生</p>

ウス等) への運営支援 ※みやぎ子どもの心のケア ハウス運営支援事業	徒への支援を目的として市町村が行う体制整備を支援する。 ■教育支援センター情報交換会 令和8年10月7日(水)、令和9年2月17日(水) □心のケアハウス訪問 令和8年10月(予定)
(9)市町村が設置する教育支援センター(ケアハウス等)へのボランティア派遣※みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業	・大学生ボランティアの派遣(みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業)
(10)フリースクール等民間施設・団体との連携	・市町村教育委員会が設置する教育支援センター等の公的機関、学校、多様な教育機会を提供しているフリースクール等民間施設・団体が相互理解に基づき、学校以外の場で学ぶ児童生徒やその保護者を中心に据えた支援を行うための連携を推進するため、情報・意見交換会を開催する。 ■学校以外の場で学ぶ児童生徒等を支援するための連携に関する情報・意見交換会 令和8年7月31日(金)、8月27日(木)、10月20日(火) □学校に登校していない児童生徒の保護者のための情報交換会 令和8年7月8日(水)、10月14日(水)、令和9年1月20日(水)

4 確かな学力の育成

(1) 学力向上推進事業

事業名等	内容、日程等
(1)みやぎの算数教育改善プラン事業	・教育事務所に配置した指導主事の支援のもと、学校の実態に応じた算数科における授業改善の推進と AI ドリルを活用した学習支援の確立を目指す。 ○管内モデル地区： 塩竈市教育委員会(第一小学校、第二小学校、第三小学校、月見ヶ丘小学校、杉の入小学校、玉川小学校) 七ヶ浜町教育委員会(亦楽小学校、松ヶ浜小学校、汐見小学校) 大衡村教育委員会(大衡小学校)
(2)みやぎ「学びのDX」推進事業	・動画配信：R6年度に作成した授業動画及び校務DX動画を配信する。 ・学びのDX推進に係る相談対応：課題を抱える市町村教育委員会を支援する。 ・みやぎ「授業改善×学びのDX」推進フォーラム：大学教授等の講演、パネルディスカッション等を通して、市町村教育委員会の教育DXへの理解を深める。 ■「学びのDX」推進フォーラム 令和9年1月21日(木)
(3)宮城県学力向上対策協議会	・本県における児童生徒の学力向上に向け「子供の学びを支援する5つの提言」を中心に、教育施策の在り方や効果的な指導法等を協議し、実践例等を基にその評価を行う。 ■宮城県学力向上対策協議会 令和8年11月20日(金)
(4)学力向上指導員活用事業	・優れた教育実践者や研究指定校教員、研修経験者等、学力向上に成果を上げている教員のマンパワーを指導・助言の必要な学校及び教育委員会等に派遣することにより、校内研修等の充実を支援し、教員の指導力の向上を図る。 □学力向上指導員研修会 令和8年5月14日(木)、令和9年1月28日(木)

<p>(5) 生徒の英語力向上事業</p>	<p>・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上とグローバル人材の育成を目指す。</p> <p>①みやぎの英語教育推進委員会（略称 AIM-C）の充実 ②みやぎの英語教育推進計画（略称 AIM）に基づく英語教育推進事業の推進 ③英語能力測定テスト（英検 IBA）の実施 対象：中学校2年生、義務教育学校後期課程8年生の全生徒（悉皆） （特別支援学級及び特別支援学校については、中学校2年に準ずる教育課程で学習する生徒を対象） 令和8年10月19日（月）～23日（金）における学校の任意日</p> <p>■外国語指導力向上研修会の実施 令和8年6月24日（水）、11月6日（金）</p>
<p>(6) 外国人児童生徒日本語指導支援事業</p>	<p>・外国人児童生徒受入拡大対応事業の実施 児童生徒に学習支援を行うサポーターや学校に助言を行うアドバイザーの派遣等を通じて、日本語指導を必要とする児童生徒への教育の充実を図る。</p> <p>■外国人児童生徒等の支援に係る研修会・情報交換会 令和8年6月2日（火）、10月6日（火）</p>
<p>(7) 算数チャレンジ大会（算チャレ）2026</p>	<p>・児童に算数を学ぶ楽しさや有用感を実感させ、算数に対する関心・意欲を高めるとともに数学的な思考力・表現力の向上を図る。</p> <p>□予選：令和8年7月21日（火）～24日（金）各学校（予定） ■本選：令和8年9月12日（土）総合教育センター（予定）</p>
<p>(8) 科学の甲子園ジュニア宮城県予選会</p>	<p>・全国大会の県予選として、理科、数学、情報の総合的な問題に取り組む競技形式の大会を開催し、科学好きな生徒の底辺拡大を図るとともに、トップ層を伸ばすことを目指す。</p> <p>■令和8年8月22日（土）総合教育センター（予定） ※全国大会：令和8年12月予定</p>
<p>(9) 児童生徒の学習意識調査事業</p>	<p>・宮城県（仙台市を除く）の児童生徒の学習・生活に係る取組や意識等を調査することにより、児童生徒の一層の学力向上と心のケアを図る教育施策の企画・立案に活用する。また、各学校における教育に関する継続的な検証改善サイクルの充実を図る。</p> <p>■令和8年度宮城県児童生徒学習意識等調査</p> <p>○調査対象 対象：小学校5年生、義務教育学校前期課程5年生、特別支援学校小学部5年生 中学校2年生、義務教育学校後期課程8年生、特別支援学校中学部2年生 調査事項：「子供の学びを支援する5つの提言」に関する事項、災害の影響に関する事項、学習意識に関する事項等</p> <p>○調査実施期日等 期日：令和8年6月22日（月）～26日（金）の期間の任意日 時間：20分～30分程度</p>
<p>(10) 全国学力・学習状況調査事業</p>	<p>・全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。</p> <p>■学力調査 対象：小学校6年生、義務教育学校前期課程6年生、特別支援学校小学部6年生 中学校3年生、義務教育学校後期課程9年生、特別支援学校中学部3年生 教科：小学校（国語、算数）、中学校（国語、数学、英語（CBT））</p>

	<p>■学習状況調査：児童生徒質問調査、学校質問調査</p> <p>○調査実施期日</p> <p>令和8年4月23日（木）（中学校英語以外）</p> <p>令和8年4月20日（月）～23日（木）のいずれか1日で実施（中学校英語、生徒質問調査）</p> <p>令和8年4月24日（金）～5月8日（金）のいずれか1日で実施（児童質問調査）</p> <p>令和8年4月1日（水）～17日（金）の期間に各学校が実施（学校質問調査）</p>
--	---

(2) 確かな学力の育成のための取組

事業名等	内容、日程等
(1) 指導主事学校訪問による伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事による小中学校への指導助言 ・単元構想や校内研究の推進等、学校現場の要請に応じた伴走支援
(2) みやぎこどものまなびサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・国語、算数、数学の単元問題ライブラリー、算数チャレンジ過去問、ALTによる英語自習課題（Miyagi English Library）を県教育委員会義務教育課ホームページに掲載、端末を活用した自主学習を支援
(3) 学力向上・授業改善プラットフォームの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会義務教育課ホームページに情報共有プラットフォームを構築。県の取組や市町村の好事例を掲載
(4) 宮城県検証改善委員会の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査の結果分析と授業改善策の提案 ・調査結果を踏まえた児童生徒への課題克服のアプローチ

5 教育環境の充実

(1) コミュニティ・スクール推進事業

事業名等	内容、日程等
(1) コミュニティ・スクール推進協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会が「コミュニティ・スクール推進協議会」を主催し、各市町村の域内全ての学校において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を核とした学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立し、持続可能な推進体制の構築を図る。 ■推進協議会 令和8年7月3日（金） ・みやぎプッシュ型派遣の実施 県のCSアドバイザーが市町村教育委員会及び学校等を訪問し、コミュニティ・スクールの導入や、学校運営協議会のよりよい運営等に対して助言を行う。

6 特別支援教育関連事業

(1) 特別支援教育関連事業

事業名等	内容、日程等
(1) 自立と社会参加につながる「共に学ぶ教育」推進モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築と充実を目指し、児童生徒一人一人の将来を見据えて小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニーズに応じた、切れ目ない支援体制の構築を図ることを目的とする。 (内容) ① 専門家チームによるモデル校訪問 インクルーシブ教育システムの構築に当たっての課題整理、教育方法や校内体制整備に関する指導及び助言を行う。 ○管内モデル校：亘理町立逢隈小学校、亘理町立逢隈中学校、亘理高等学校 ② 特別支援コーディネーター合同連絡会の実施 ③ 「切れ目ない支援体制づくりマニュアル」の作成 ④ 自立と社会参加につながる共に学ぶ専門家等連絡会
(2) 特別支援教育システム整備事業（居住地校学習推進事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校に在籍する児童生徒の社会参加の促進と、地域における特別支援教育に関する理解の促進を図る。 ・居住地の小・中学校で学習活動を行うことを希望する特別支援学校に在籍する児童生徒について、それぞれの居住地校において交流及び

	<p>共同学習を行うことにより、障害のある児童生徒が地域で共に学ぶための教育環境づくりを推進する。</p> <p>■居住地学校推進事業連絡会 第1回 令和8年8月6日(木)、令和9年2月16日(火)</p>
(3) 特別支援教育総合推進事業	<p>・特別な配慮や支援が必要な児童生徒の増加に対応し、共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目のない支援体制の確立に向けた取組を進める。</p> <p>・各地域における特別支援教育についての普及啓発や、教員の専門性の向上を目指した人材育成を推進する。</p> <p>・特別な配慮や支援が必要な幼児児童生徒に対する支援の充実と、地域における特別支援学校のセンター的機能の充実、強化を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>①特別支援教育の体制整備の推進 ②インクルーシブ教育研修会 ③福祉と教育の連携による特別支援教育コーディネーター研修会 ■福祉と教育の連携による特別支援教育コーディネーター研修会 令和8年7月2日(木)(仙台A:総合教育センター) 令和8年9月7日(月)(仙台B:仙台合同庁舎) ④特別支援学校専門性向上研修会 ⑤地域支援コーディネーター研修会 ⑥特別支援学校のセンター的機能の強化による相談対応 ⑦個別の教育支援計画活用支援事業</p>

(2) 就学相談活動事業

事業名等	内容、日程等
(1) 障害児就学担当者説明会及び研修会	<p>・各教育事務所及び市町村教育委員会等の担当者を対象に就学支援の在り方及び就学事務手続きの方法等について説明を行う。併せて、就学相談についての研修を行う。</p> <p>■令和8年5月22日(金)</p> <p>・県就学相談活動(保護者との合意形成が困難なケースへの対応)</p> <p>■令和8年9月9日(水)(仙台合同庁舎)</p>

7 体力・運動能力向上関連事業

(1) 体力・運動能力向上センター事業

事業名等	内容、日程等
(1) 体力・運動能力向上センター事業	<p>・県教育委員会と市町村教育委員会が連携・協力し、学校の指導力を高めるとともに、児童生徒の健やかな成長を支える育成環境の充実を図る。</p> <p>①体力向上コーディネーター巡回訪問(通年、各校2回を予定) ②地域センター員による学校間訪問(通年、訪問は12月末までに実施) ③健康・体力づくり研修会の開催 期日:令和8年8月27日(木)(塩竈ガス体育館)、 8月28日(金)(蔵ジウム) 9月4日(金)(白石キューブ) ④Web 運動広場の開催 ⑤体力・運動能力向上研修会 期日:令和8年4月中旬(オンデマンド)、令和9年2月中旬(オンデマンド) ⑥大学と連携した体力・運動能力調査の結果分析 ⑦センター運営会議・地域センター員研修会の開催</p>

(2) 指導力向上等研修会派遣事業

研修会等	内容、日程等
(1) 体育・保健体育指導力向上研修会伝達講習会	<p>令和8年7月7日(火)～8日(水) 会場:グランディ21、仙台市泉武道館(予定)</p>

(3) 部活動関連事業

事業名等	内容、日程等
(1) 休日の部活動地域展開推進事業	・市町村の実態調査及び市町村支援、部活動に係る地域展開説明会等の実施
(2) 部活動指導員配置促進事業	部活動指導員配置を配置する。
(3) 宮城県スポーツ指導者研修会	指導者及び部活動指導員の資質向上を図る。

8 学校保健・学校給食関係事業

(1) 学校保健に関する主な研修会

研修会等	内容、日程等
(1) 食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会	・食物アレルギーやアナフィラキシーの正しい知識を身に付け、対応の充実を図る。 令和8年6月中旬
(2) 薬物乱用防止教育指導者研修会	・薬物乱用防止教育の充実を図る。 令和8年7月中旬
(3) がん教育指導者研修会	・がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めるとともに、外部講師を活用したがん教育活動の推進を図る。 令和8年10月中旬
(4) 第35回宮城県性教育指導者研修会	・学校及び地域における性に関する指導の一層の充実を図る。 令和9年1月中旬、令和9年2月上旬～3月下旬（オンデマンド研修）
(5) 親子運動・食育教室	・県内2市町村において、小学校1年生から3年生を対象に親子で運動を食育について学ぶ教室を開催する。
(6) デートDV防止口座・性教育専門家派遣事業	・デートDV防止の啓発と性に関する指導を関連付けて実施する場合に講師の謝金・旅費を県が負担する。
(7) がん教育における外部講師派遣の支援	・外部講師を活用したがん教育の推進
(8) 生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業	・推進校による取組

(2) 学校保健に関する研究大会・実践研究等

研修会等
(1) 第59回東北学校保健大会（令和8年8月4日（火）（仙台国際センター）） （同時開催：第78回宮城県学校保健・安全研究大会）

(3) 学校給食に関する主な研修会

研修会等	内容、日程等
(1) 学校給食研究協議会	・栄養管理・衛生管理・安全管理を踏まえた学校給食の食事内容の充実を図る。 令和8年7月31日（金）（産業見本市会館 サンフェスタ）
(2) 食に関する指導者推進研修会	・子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるように、学校給食を活用した食に関する指導の推進を図る。 令和8年11月下旬
(3) 学校給食施設等衛生管理巡回訪問	・県内の単独調理校及び共同調理場の実地調査を行い、安心して安全な学校給食の提供を図る。 令和8年度管内訪問予定：大郷町、富谷市

9 学校安全・防災関係事業

(1) 学校安全・防災推進事業

事業名等	内容、日程等
(1) 学校安全・防災推進事業	・「防災相談窓口」、「防災アドバイザー派遣による地域と連携した防災体制」支援を継続する。

(2)防災教育副読本の改訂	・発行から10年以上が経過した防災教育副読本（「未来へのきずな」（中学校・高等学校版））について、震災の記憶のない生徒においても防災を自分事として考えられるようにするとともに、震災の風化防止に資するよう、最新の防災情報及び復旧・復興の歩みを記した改訂版の発行し、活用を促す。
(3)みやぎ学校防災ポータルサイト「みやぼう」の運営	・「学校防災マニュアル見直しの手引き」や学校防災体制等の充実に役立つ資料などを掲載する。
(4)みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議の開催	・東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ「みやぎ学校安全基本指針」を基にした防災教育を中心とした安全教育の推進が図られるよう、取組上の課題や方策等について協議・検討し、学校と地域の連携した取組が円滑に実施できるよう関係機関相互の情報共有を図る。 ■みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議 令和8年5月8日（金） □仙台圏域安全教育総合推進ネットワーク会議 令和8年6月9日（火）
(5)県立学校及び市町村教育委員会への訪問による学校防災体制の強化	・市町村教育委員会でも所管する学校等のマニュアル点検を行っているが、県教育委員会が市町村教育委員会を訪問して情報交換を行い、県内全ての学校の防災体制強化につなげる。

(2)その他、学校安全・防災の連携体制構築等に係る事業

事業名等	内容、日程等
(1)未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム	・学校安全を地域とともに推進していくための先進事例等を、学校安全関係者等と共有する。 令和8年11月（川内菰ホール）
(2)学校安全教育指導者研修会	・安全教育の三領域である「災害安全」「交通安全」「生活安全」に関する講義・演習を通して、各学校で安全教育の効果的な指導法の推進を図る。 ・令和8年度は「生活安全（クマ出没時の対応及び不審者侵入時の対応）」を中心とした研修を実施する。 ■令和8年9月9日（水）（仙台合同庁舎） ※各学校生活安全担当者等悉皆研修
(3)災害時学校支援チームみやぎ（MIRAI）養成研修会	・被災地の学校教育の早期再開に向けて、被災自治体の要請に基づき、教育復興の支援に対する高い意識と専門的知識、実践的対応能力を身に付ける。
(4)学校安全に係る調査	・学校安全三領域について調査、学校安全の充実を図るとともに、学校防災マニュアルの不断の見直し・改善を促す。
(5)スクールガード養成講習会（地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業）	・地域の実態や見守りのポイントについての講話、地域や団体ごとの情報交換等（予定）

【教育課程柔軟化サキドリ研究校】(文部科学省)

研究指定校	岩沼市立岩沼南小学校
内容	・現行の学習指導要領によらず、「調整授業時数制度」を先取りするような形で教育課程を編成・実施し、研究開発を行うことができる学校（サキドリ研究校）を文部科学大臣が指定する。

仙台教育事務所主管事業、研修会等の緊急時の対応について

◆宮城県沿岸部に「津波注意報・津波警報・大津波警報」が発令された場合

◆宮城県仙台合同庁舎が所在する地域（仙台市青葉区）において震度5弱以上の地震が発生した場合

<午前6時の時点で発令されている（又は、午前6時までに地震が発生した）場合>

→ 仙台教育事務所からの連絡がなくても、事務所主催の研修等は中止または延期とするので、所属長の指示を受けて行動すること。

<午前6時から午前9時までの間に発令された（発生した）場合>

→ 原則として研修等は中止または延期とする。既に、居住地または所属校を出発し、会場へ向かっている場合は、所属長の指示に従って行動すること。

<研修会等開始後に発令された（発生した）場合>

→ 原則として研修を中止または延期とする。受講者は所属長の指示に従って行動すること。

◆「特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪等）」が発令された場合

<宮城県全域または仙台教育事務所管内に発令された場合>

→ 「津波注意報・津波警報・大津波警報」発令時の対応と同じ

<その他、個別の判断が必要とさせる場合>

→ 仙台教育事務所から各校に電子メール・Google Classroom等を通じて連絡する。

※5月下旬以降は、危険警報（警戒レベル4）が発令された場合も同様とする。

◆「交通事情の悪化」及び「その他の緊急事態」が発生した場合>

→ 仙台教育事務所から各校に電子メール・Google Classroom等を通じて連絡する。

1 基本方針

市町村教育委員会の要請（地教行法第48条）に基づき、各学校園を訪問し、教育課程、学習・保育指導、生徒指導、その他学校園教育に関する専門的事項について指導助言を行い、市町村教育委員会と学校園の主体性と創意ある運営の充実に役立てる。

2 実施の方向性

県教育委員会は、学力向上、体力向上及びいじめ対策・学校に登校していない児童生徒の支援等についての取組の充実が図られるよう「魅力ある・行きたくなる学校」づくりを推進する。

指導主事学校訪問においては、市町村教育委員会の要請を踏まえ、各学校園において幼児及び児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、協働による授業づくりを通じ、教員の授業力向上や校内・園内研究の充実等を図る。なお、市町村教育委員会の要請を踏まえ、学校園の状況に柔軟に対応する。

3 訪問指導の重点

「令和8年度 管内生涯学習推進の基本方針」に基づき、指導助言を行う。

4 訪問の形態とねらい、主な内容等

宮城県教育庁義務教育課「令和8年度における指導主事学校訪問について」を参照のこと。管内の令和8年度指導主事学校訪問の詳細については以下の通り。

訪問形態については、学校園の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。学校園からの訪問形態希望において調整が必要な場合は、市町村教育委員会で行うこととする。管内事情により、訪問形態の調整および回数や時期、要請人数等について制限する場合もある。

訪問当日の運営・時程、全体会の内容等については、学校園の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。

訪問形態	ねらい、主な内容等
① 一般訪問	<p>A協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問 【ねらい】 ○ 協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図る。 ○ 幼児及び児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 【留意点】 ○ グループのメンバーで協働による授業づくり・指導案作成を行うこと。 ○ 協働による授業実践に係る指導助言を行う。 ○ 学校における「通覧授業」はAにおいてのみ実施できる。</p>
	<p>B学校園が希望する授業数での訪問（1回/3年程度） 【ねらい】 ○ 個々の教員の授業力の向上を図る。 ○ 幼児及び児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 校内研究の複数年次最終年度等、協働による授業づくりの実践の充実を図る。 【留意点】 ○ 校内・園内研究や協働による授業づくりの成果を踏まえ、個が主体となって授業づくり・指導案作成を行うこと。 ○ 分科会は参観する指導主事別とする。学校園が編成すること。 ○ 個の授業づくりに係る指導助言を行う。授業数が多い場合は、1時間複数参観もあり得る。 ○ 学校においては、校内研究の最終年度等、校内研究の充実期を迎えるとともにAの協働による授業づくりの成果を十分に得られた時期に3年程度のうちに1回選ぶことができる。同じ学校が毎年連続してBを選ぶことはできない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">◇ 園はこの限りではない。</div>

C 単元構想支援（3回／年）※ 1回目または3回目は紙面や電話でのやり取りになる場合もある。

（各市町村教育委員会内でC・Dどちらか1つ、1校まで。

1校につき1グループまで。各1単元）

【ねらい】

- 協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図る。
- 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。
- 目指す子供像を踏まえた、単元指導計画の作成、授業づくりを支援する。

【留意点】

- 教員の授業力向上において、市町村教育委員会や校内での取組だけでは難しい実態にあり、指導主事の複数回訪問を加えて授業改善を図りたい学校が対象となる。
- 1つの単元について、（授業者を含む）協働による授業づくりグループを編成し、授業づくり・指導案作成を行うこと。
- 1回目の訪問日までに研究構想、単元構想、授業構想等を立案し、校内で十分検討した上で訪問に臨むこと。
- 訪問の回数は1単元3回とする。
- C・Dは年間3回の複数訪問であることから、市町村教育委員会内でC・Dどちらか1つ、1校までとする。また、1校につき1グループまでとし、各1単元とする。協働による授業づくりを基本とし、Cにおける成果を学校全体に広げる取組をすること。

なお、同じ学校が毎年連続してC・Dを選ぶことはできない。

② 伴走支援型
訪問

【ケース】 1校
1グループ1単元

1つの単元を協働でつくるグループ1

↓↑
学校全体の授業改善につなげる

※小規模校の場合は
全員で1グループ1単元

1つの単元を全員協働でつくる

↓↑
学校全体の授業改善につなげる

【3回訪問の例】

例1

- <1回目>参加者：協働による授業づくりグループと指導主事
協働による授業づくりグループにおいて作成した単元構想や本時の授業づくりについて検討する。
- <2回目>参加者：校内教員全員と指導主事
本時の授業参観と授業検討会を実施する。
※全体会等を希望する場合はこの日に設定する。
- <3回目>参加者：協働による授業づくりグループと指導主事
単元全体を振り返る話し合いを行う。

例2

- <1回目>参加者：協働による授業づくりグループと指導主事
協働による授業づくりグループにおいて作成した単元構想や本時の授業づくりについて検討する。
- <2回目>参加者：協働による授業づくりグループと指導主事
模擬授業を実施する
- <3回目>参加者：校内教員全員と指導主事
本時の授業参観と授業検討会を実施する。
※全体会等を希望する場合はこの日に設定する。

<p>②伴走支援型 訪問</p>	<p>D年間継続支援（3回／年） （各市町村教育委員会内でC・Dどちらか1つ、1校まで。1校につき1グループ（1教科または1学年）まで。1回の訪問につき1コマまで）</p> <p>【ねらい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 重点教科や対象学年等の年間を通じた指導の充実について支援する。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の授業力向上において、市町村教育委員会や校内での取組だけでは難しい実態にあり、指導主事の複数回訪問を加えて授業改善を図りたい学校が対象となる。 ○ 重点教科または重点学年を基に、(授業者を含む)協働による授業づくりグループを編成し、授業づくり・指導案を作成すること。 ○ 事前打合せ(課題等の確認、今後の取組について)から指導主事が入り、協働による授業づくりを支援し、単元構想や授業実践に係る指導助言を行う。訪問の回数は、事前打合せ、授業研1、授業研2の3回とする。 ○ C・Dは年間3回の複数訪問であることから、市町村教育委員会内でC・Dどちらか1つ、1校までとする。また、1つの学校につき1グループ(1教科または1学年)までとする。1回の訪問につき1コマまでとする。協働による授業づくりを基本とし、Dにおける成果を学校全体に広げる取組をすること。 なお、同じ学校が毎年連続してC・Dを選ぶことはできない。 ○ 教科重点支援を選んだ場合は1校につき1教科までとする。学年重点支援を選んだ場合は1校につき1学年、同一学年1教科までとする。1回の訪問につき1コマまでとする。 <p>【ケース】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>学年(学年部)または教科での協働でつくるグループ</p> <p>↓↑</p> <p>学校全体の授業改善につなげる</p> </div> <p>【3回訪問の例】</p> <p><1回目>参加者：協働による授業づくりグループと指導主事 事前打合せ(課題等の確認、今後の取組について)を行う。</p> <p><2回目>参加者：校内教員全員と指導主事 本時の授業参観と授業検討会を実施する。 ※全体会等を希望する場合はこの日に設定する。</p> <p><3回目>参加者：校内教員全員と指導主事 本時の授業参観と授業検討会を実施する。3回訪問の成果と課題を確認する。</p>
<p>③指定校訪問</p>	<p>E指定校訪問</p> <p>【ねらい】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県教育委員会(義務教育課)等の指定校等の事業の充実を図る。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「令和8年度みやぎの算数教育改善プラン事業」のモデル地区の該当校は必然的にEを選択することとなる。訪問日程は事業担当指導主事と打ち合わせて決定する。(数回／年) ○ 他の指定を受けている学校園や自主公開を実施する学校園もEを選択できるが、A B C Dの形態との複数選択はできない。年2回までの訪問とし、1回の訪問につき2コマまでとする。協働による授業づくりを基本とし、Eにおける成果を学校園全体に広げる取組をすること。 ○ 公開研究会当日の指導助言等は別依頼とする。

5 市町村教育委員会内で希望できる学校園数

訪問形態	市町村教育委員会内で希望できる学校園数
A	学校園数に制限数なし 〔理由〕 Aが基本の訪問形態であるため。
B	1、2校程度 ※状況により市町村教育委員会と仙台教育事務所で調整を行う。（園はこの限りではない） 〔理由〕 校内研究の最終年度等、校内研究の充実期を迎えるとともにAの協働による授業づくりの成果を十分に得られた時期に実施するため。3年程度のうちに1回選ぶことも可能な形態で、同じ学校が毎年連続してBを選ぶことはできないため。
C	C・Dどちらか1校 〔理由〕 C・Dは年間3回の複数訪問であり、他の訪問形態との調整が必要なため。
D	C・Dどちらか1校 〔理由〕 C・Dは年間3回の複数訪問であり、他の訪問形態との調整が必要なため。
E	学校園数に制限数なし 〔理由〕 指定校園等が対象であるため。

6 お願い

(1) 訪問形態を選ぶ際の留意点

- ① 地域や学校園の実態・実情を踏まえ、市町村教育委員会の方針、学校園経営の方針、校内・園内研究等を十分考慮して訪問形態を選ぶこと。B、C・Dで調整が必要な場合は、市町村教育委員会と学校園とで相談して行うこと。
- ② 5つの訪問形態から1つの形態を選ぶこと。複数の訪問形態を選んだり組み合わせたりすることはできない。基本の訪問形態はAであり、毎年Aでも構わない。B C D Eには条件付けがあることから、A以外を選ぶ際には、より一層市町村教育委員会の方針、学校園経営の方針、校内・園内研究等を十分考慮し、実施年度以降の見通しを持って希望すること。
また、Bは実施学校総数の調整のため、第二希望、第三希望も選択すること。
なお「令和8年度みやぎの算数教育改善プラン事業」のモデル地区該当校はEを選択する。

(2) 学校における授業者や授業数、教科を決定する際の留意点

- ① 実施年度内や実施年度前までの市町村教育委員会や校内授業研究会等の授業者ができるだけ重ならないようにし、特定個人への負担集中を避けること。
- ② できる限り3年程度のうちに1回は全員が何らかの授業研究会の授業者となるよう計画的に授業者を決めること。その際、本人の心身の健康、家庭の状況等に十分に配慮すること。
- ③ 校内研究の取組を他教科へ広げて授業力向上を図るため、校内研究で取り組んでいる教科に偏らないこと。
- ④ 初任研（1年目・2年目）、5年研、中堅研における研究授業と指導主事学校訪問での研究授業のねらいはそれぞれに異なる。
令和8年度初任研（1年目・2年目）、5年研、中堅研対象者が、指導主事学校訪問で授業する場合、初任研（1年目）の勤務校研修の「授業実践」等に数えることはできるが、それぞれの年次研修の研究授業及び検討会と兼ねることは原則としてできない。（ただし、B訪問時の授業及び検討会が、研修教員自身で設定した個人課題の解決を目的に実施された場合を除く）
それぞれの年次研修の研究授業及び検討会と兼ねることができるかどうかに関わらず、初任研（1年目・2年目）、5年研、中堅研対象者が指導主事学校訪問で授業すること自体は可能だが、対象者の負担とならないように考慮すること。
- ⑤ 「計画的・組織的な特別支援教育の充実を図ること」が指導主事学校訪問のねらいに含まれていることを考慮すること。

(3) 全体会の内容に係る留意点

全体会を実施する場合（Eは全体会なし）、その内容等については学校園の実態や希望等を踏まえて決定する。全体会を実施する場合の内容は次から選ぶことが可能である。訪問形態別の設定できる内容は以下の通り。

全体会内容例／訪問形態	A	B	C	D	E
校内・園内研究概要の説明（学校園）	○	×	○	○	×
校内・園内研究の個別相談対応（指導主事）	○	×	○	○	×
全体講評（指導主事）	○	○	×	×	×

※ 全体会において、「校内・園内研究概要の説明」を実施する学校園のみ「校内・園内研究の個別相談」を希望できる。

- (4) 全体会について
- ① 校内・園内研究概要の説明（学校園）
「校内・園内研究概要の説明」を実施する場合は「校内・園内研究の個別相談」を希望することができる。
 - ② 全体講評（指導主事）
希望がある場合は、学校園経営説明に呼応して実施する。
- (5) 学校における通覧授業について
指導案なしで、できるだけ多くの学級の授業参観を行う「通覧授業」はAでのみ実施できる。
- (6) 市町村教育委員会指導主事への協力依頼について
事務所指導主事や学力向上指導員だけでは授業についての指導助言に限りが生じる場合、市町村教育委員会指導主事に指導助言を依頼する。

7 訪問の手続き

- (1) 訪問の要請
市町村教育委員会は「令和8年度指導主事学校訪問及び諸表簿指導について」（様式1）、A以外を希望する学校分の「令和8年度指導主事学校訪問希望調査票」（様式2・学校用）、「令和8年度指導主事学校訪問希望調査票」（様式3・地教委用）により教育事務所に要請する。その際、「5 市町村教育委員会内で希望できる学校園数」に基づき、調整の上、要請すること。
- (2) 訪問期日の決定
教育事務所は、市町村教育委員会から提出された様式3に基づき、訪問期日の調整等を行い、各市町村教育委員会に通知する。
- (3) 事前の打合せ（電話）
- ① 学校園は「指導主事学校訪問打合せ票」を作成する（様式は仙台教育事務所ウェブサイトからダウンロードする）。D訪問（みやぎの算数教育改善プラン型）の学校については、担当指導主事と打合せを行う。
 - ② 学校園は教育事務所に学校訪問打合せ票をメール送信する。期限は下表の打合せ票提出日の午前中とする。
 - ③ 教育事務所は、担当指導主事、分科会・全体会の持ち方、指導案提出日等について、学校園と打合せを行う（電話）。期日は管内生涯学習計画に示した打合せ日とする。
打合せは、打合せ日に事務所から各学校へメール送信する打合せ票（担当指導主事名等が記載されたもの）と管内生涯計画を基に確認しながら行う。
 - ④ 学校園は、訪問期日の1週間前までに教育事務所及び該当する学力向上指導員所属校に指導案を持参又はメール、郵送で届ける。ただし、B訪問の学校はできるだけ持参すること（授業数が多く、日程や内容等に関する詳細確認が必要なため）。
- (4) 事前打合せ内容と学習指導案等の提出
以下の「V-2 事前打合せ事項（電話）」の通り。
- (5) 複数訪問となるCDEの訪問日等について
複数訪問となるCDEの主たる訪問日以外は、担当指導主事と相談して決定する。

訪問月	打合せ票提出締切り日	打合せ日（電話）
5月	4月17日（金）	4月27日（月）
6月	4月28日（火）	5月13日（水）
7月	5月22日（金）	6月4日（木）
8・9月	7月3日（金）	7月21日（火）
10月	8月21日（金）	9月17日（木）
11月	9月25日（金）	10月13日（火）
12月	10月22日（木）	11月6日（金）

8 諸表簿への指導助言について（Aでのみ実施可能）

- (1) 要請のあった市町村教育委員会の小・中・義務教育学校において、指導主事学校訪問時に行う。
指導主事が学校に到着後の20～30分間程度を充てる。学校の対応人数等については、各学校の判断とする。市町村教育委員会の指導主事にも対応を依頼する。
- (2) 対象表簿は、指導要録、出席簿、健康診断票のうち、市町村教育委員会が指導を要請する表簿とする。指導主事学校訪問前に、令和8年度管内生涯学習計画に掲載の「諸表簿点検票」により各学校において自己点検を行っておく。対象表簿と学年（特別支援学級含む）は抽出とし、市町村教育委員会の指示によるものとする。

V-2 事前打合せ事項（電話）

- 【事前打合せ準備物】 事務所から各学校へメールで返信した打合せ票
 （担当指導主事名等が記載されたもの）
 管内生涯計画

1 学習指導案等の提出

- (1) 学校園は、訪問期日の1週間前までに教育事務所及び該当する学力向上指導員所属校に指導案を持参又はメール、郵送で届ける。ただし、B訪問の学校はできるだけ持参すること（授業数が多く、日程や内容等に関する詳細確認が必要なため）。D訪問（みやぎの算数教育改善プラン型）の学校については、担当指導主事と打ち合わせて決定する。
- (2) 提出資料 ※（ ）内は訪問形態

所 長 宛	<input type="checkbox"/> 学習指導案（A B C D E） <input type="checkbox"/> 協働による授業づくりの計画や経過が分かる資料（A C D） <input type="checkbox"/> 指定校の取組が分かる資料（E） <input type="checkbox"/> 校内研究資料（A B C D E）	各1部
指導主事 宛	<input type="checkbox"/> 学習指導案（A B C D E） <input type="checkbox"/> 協働による授業づくりの計画や経過が分かる資料（A C D） <input type="checkbox"/> 指定校の取組が分かる資料（E） <input type="checkbox"/> 校内研究資料（A B C D E） <input type="checkbox"/> 学校要覧（A B C D E）	訪問する指導主事の数を各1部

※ 学習指導案、協働による授業づくりの計画や経過が分かる資料、指定校の取組が分かる資料、校内研究資料等は合わせて製本してもよい。

※ 複数回訪問する学校については、学校要覧は初回のみとする。

2 学習指導案集には、次の内容を掲載する。

- 訪問期日と学校名 時程 校舎教室配置図
 教科書以外の教材（使用する場合） ワークシートや副読本等の資料
 子供の学びを支援する5つの提言～自立した学習者の育成を目指して～ 宮城県教育委員会

3 協働による授業づくりの計画や経過が分かる資料、指定校の取組が分かる資料については、実施した日時のみでの記述ではなく、当日の授業に向けた話合いの内容や改善点等、協働による授業づくりの様子が分かる内容とする（A4・1枚程度で構わない）。

4 座席表、特別支援学級の実態等、個人情報に関する資料を当日配付する際は、手渡し等の配慮を含め他校の参観者への配付の仕方についても十分留意する。

5 諸表簿点検がある場合は「令和8年度 指導主事学校訪問に関する基本方針と内容」の「8 諸表簿への指導助言について（Aで実施可能）」の通り、抽出して設定時間内において点検と助言を行う。

6 「校内・園内研究の個別相談」（全体会で「校内・園内研究概要の説明」を実施する学校園のみ希望可）は次の時間帯で実施する。

- ① 学校： 通覧授業参観がある学校は通覧授業参観時間帯の後半に20分程度、通覧授業参観がない学校は諸表簿点検の時間内に20分程度行う。
 ② 園： 電話での打合せの際に、相談の上、時間設定を行う。

7 お願い

- (1) 指導主事及び学力向上指導員の駐車場所の確保をお願いします。
 (2) 指導主事及び学力向上指導員の打合せ場所として他の方の出入りが無い1室を準備願います。
 (3) 通覧授業参観の時間割等については、3日前までメールで報告願います。次の内容はもれなく記載をお願いします。
 学年学級名 授業者名 授業単元名 授業場所
 (4) 学校訪問アンケート（訪問後）に協力願います。アンケート用紙は仙台教育事務所ウェブサイトからダウンロードできます。訪問後2週間以内にメールで提出願います。
 (5) 上靴、昼食、飲み物は持参するので準備等は不要です。

令和 8 年度における指導主事学校訪問について

1 基本方針

指導主事学校訪問は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 48 条の規定に基づき、市町村教育委員会の要請を受けて、教育課程、学習・保育指導、生徒指導、その他学校園教育に関する専門的事項について指導助言を行い、市町村教育委員会と当該学校園の主体性と創意ある運営の充実に資する。

2 実施方法

県教育委員会は、学力向上、体力向上及びいじめ対策・学校に登校していない児童生徒の支援等についての取組の充実が図られるよう「魅力ある・行きたくなる学校」づくりを推進する。

指導主事学校訪問においては、市町村教育委員会の要請を踏まえ、各学校園において幼児及び児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、協働による授業づくりを通じ、教員の授業力向上や校内研究の充実等を図る。

(1) 訪問の形態

これまでの指導主事学校訪問の成果と課題を踏まえ、各市町村教育委員会や各学校園の要請に応えるとともに、教員個々の授業研究の機会を確保し、継続性のある支援をすること等、地域の実態や学校課題に応じた訪問ができるよう、以下の形態を基本とする。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 一般訪問 |
| A 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問 |
| B 学校園で希望する授業数での訪問 |
| ② 伴走支援型訪問 |
| C 単元構想支援…「事前」「本時」「事後」等、期間内で複数回の訪問 |
| D 年間継続支援…重点教科や対象学年等に応じた年間複数回の訪問 |
| ③ 指定校訪問 |
| E 県教育委員会指定事業等の充実を図る訪問 |

訪問にあたっては、市町村教育委員会の要請に対し、各教育事務所の実施方針及び実態に応じて弾力的に実施する。

(2) 協働による授業づくりの充実

授業づくりでは、担当する学年が異なる立場や指導する教科が異なる立場から意見を出し合い、多様な幼児及び児童生徒の考え方や反応等を予想しながら共に授業を構想し指導案を作成する。さらに、研究授業では、役割分担による幼児及び児童生徒の学びについての見取りを基に検討を行い、教員の指導力向上につなげるようにする。

(3) 特別支援教育の充実

授業づくり・学級づくりにおいては、特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童生徒がいることを前提にコーディネーターとして学びを創っていく力量の向上が教員に求められている。

このことを踏まえ、幼児及び児童生徒の実態を捉えて、どのように一人一人のよさを生かしながら集団としての学びの質を高めているかなどの観点から参観し、授業や校内研究等に関する指導助言を行う。

(4) その他

全体会の内容等については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。

【別紙 1】 令和 8 年度 学校訪問指導の形態

① 一般訪問

形態	A 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問	B 学校園が希望する授業数での訪問
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の教員の授業力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 校内研究の複数年次最終年度等、協働による授業づくりの実践の充実を図る。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業実践に係る指導助言 ○ 全体会等 (学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受けて決定) ○ 諸表簿の整備、管理等への指導助言 (市町村教育委員会の要請によって実施) 	
回数等	1 回/年 (半日程度の訪問)	1 回/3 年程度 (半日から 1 日程度の訪問)
教科等	全教科等 (特別支援学級における自立活動等を含む)	
授業数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる数 ※ 特別支援学級の授業づくりグループに通常の学級担任を含めることも可。 	○ 学校園が希望する授業数での訪問
(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上学年、下学年、特支のグループを編成し、それぞれ 1 コマずつ実施 ・ 4 つのグループを編成し、4 コマの授業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究最終年次に、研究教科の理論を全教科に展開して実施 ・ 研究最終年次に、全学級で授業を実施
指導主事等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育事務所 (指導主事、学力向上指導員) ○ 市町村教育委員会 <p style="text-align: center;">教科数、授業数に応じた人数</p>	
流れ (例)	<pre> graph TD A[学校経営概要説明] --> B[授業参観] A --> C[諸表簿への指導助言 (市町村教委員会の要請による)] B --- C B --> D[授業検討会 授業についての指導助言] C --- D D --> E[全体会 内容等については、学校の実態等を踏まえ決定する。] </pre>	<pre> graph TD A[学校経営概要説明] --> B[授業参観] A --> C[諸表簿への指導助言 (市町村教委員会の要請による)] B --- C B --> D[授業検討会 授業についての指導助言] C --- D D --> E[全体会 内容等については、学校の実態等を踏まえ決定する。] </pre>
	※ 上記の流れは例。授業検討会と全体会を併せて行うこと等も考えられる。	※ 上記の流れは例。授業検討会と全体会を併せて行うこと等も考えられる。 ※ 授業数により、複数日に分けて実施することも考えられる。
留意点	○ 内容等については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。	

- ② 伴走支援型訪問
- ③ 指定校訪問

形態	C 単元構想支援	D 年間継続支援	E 指定校訪問
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 目指す子供像を踏まえた、単元指導計画の作成、授業づくりを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 重点教科や対象学年等の年間を通じた指導の充実について支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県教育委員会（義務教育課）等の指定校等の事業の充実を図る。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単元構想や授業実践に係る指導助言（学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受けて決定） ○ 全体会等（学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受けて決定） ○ 諸表簿の整備、管理等への指導助言（市町村教育委員会の要請によって実施） 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 県事業の推進に係る情報交換 <ul style="list-style-type: none"> ・ 算数教育改善プラン指定校 ・ 豊かな心を育む研究指定校等 ※ 国指定事業や、各学校・園が主体となっていく自主公開等も要請に応じて対象とする。
回数等	3回程度／年（内容に応じた時間の訪問）		数回／年（半日程度の訪問）
教科等	全教科等（特別支援学級における自立活動等を含む）		事業の内容に応じた教科
授業数	○ 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる数		事業の内容に応じた数
(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前訪問を2回実施の例 5月…単元構想等検討 8月…指導案検討、模擬授業 9月…授業参観、授業検討会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一教科での研究推進支援の例 5月…事前打合せ 7月…下学年実践、授業検討会 10月…上学年実践、授業検討会 	事業の内容に応じて調整
指導主事等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育事務所（指導主事、学力向上指導員） ○ 市町村教育委員会 教科数、授業数等に応じた人数		<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育課 ○ 教育事務所 ○ 市町村教育委員会
流れ(例)	<p>< 1回目 > 事前</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">単元構想、授業内容の検討</div> <p>< 2回目 > 本時</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">授業参観</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">授業検討会 <small>授業についての指導助言</small></div> </div> <p>< 3回目 > 事後</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 40%;">全体会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 40%;">諸表簿への指導助言 <small>(市町村教委員会の要請による)</small></div> </div> <p>※ 上記の流れは例。授業検討会や全体会、諸表簿への指導助言については持ち方を変更して行うことも考えられる。</p>	<p>< 1回目 > 年度初め</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">重点教科や対象学年等に関する打合せ</div> <p>< 2、3回目 > 授業参観</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 40%;">授業参観</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 40%;">諸表簿への指導助言 <small>(市町村教委員会の要請による)</small></div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">授業検討会 <small>授業についての指導助言</small></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">全体会</div> <p>※ 上記の流れは例。授業検討会や全体会、諸表簿への指導助言については持ち方を変更して行うことも考えられる。</p>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">授業参観</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業実施に係る話し合い <small>事業推進に係る情報交換</small></div> </div>
留意点	○ 内容等については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。		

【別紙 2】 授業づくりの主な流れ（①一般訪問、②伴走支援型訪問）

形態	① 一般訪問		② 伴走支援型訪問	
	A 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問	B 学校園で希望する授業数での訪問	C 単元構想支援	D 年間継続支援
前年度 訪問要請	学校の実態を踏まえた市町村教育委員会の要請 (1月頃：各学校→市町村教育委員会→教育事務所)			
	授業数、訪問日等		授業教科、対象学年、 訪問日等	重点教科、対象学年、 訪問日等
日程調整	事務所内での調整			
決定	訪問形態・訪問日決定（2月頃：教育事務所→市町村教育委員会→各学校）			
実施年度 訪問形態等 決定後	訪問内容等の検討（各学校）		<訪問1> (授業日の1～2か月前) ・事前打合せ ・単元の決定 等	<訪問1> (授業日の1～2か月前) ・事前打合せ ・単元や年間訪問計画 等の決定 等
授業の構想 立案	指導単元の教材研究 児童生徒の実態把握 指導構想の立案 指導案検討 模擬授業・事前授業 指導構想改善		<訪問2> (授業日の2～3週間前) ・教材研究 ・指導案検討、 ・模擬授業 等	<訪問2、3> 校内研究推進計画に よる訪問 ・指導案検討 ・模擬授業 ・研究授業参観 ・事後検討会 ・全体会 等
授業当日	<訪問> 学校経営概要説明 授業参観 授業検討会 諸表簿に係る指導助言 全体会 等		<訪問3> ・授業参観 ・授業検討会 ・全体会 等	
留意点	内容等については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。			

※1 伴走支援型訪問の各訪問は、オンライン等での打合せに代えることもできる。

※2 諸表簿に係る指導助言は、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け、個別に決定する。

※3 指定校訪問の内容については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け個別に決定する。

【別紙 3】 訪問当日の日程のめやす

① 一般訪問 **A**協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問

当日の時程(例)		日 程	
小学校	中学校		
4校時授業開始 約20分前		指導主事訪問校到着 ・訪問指導主事…教科数、授業数に応じた人数 ○市町村教育委員会教育長挨拶等は「学校経営概要の説明」の前に行う。	
45分	50分	授業参観（4校時） ・指導主事による通常授業の参観（全学級指導案等なし）	
～13:05		昼食・休憩	
13:00～13:05 5分		指導主事訪問校到着 ・訪問指導主事…教科数、授業数に応じた人数 ・市町村教育委員会教育長挨拶 等	
13:05～13:20 15分		学校経営概要の説明 ・経営方針とその取組について ・協働による授業づくりの取組について ・生徒指導の取組について 等 ○校長が、各々の取組について指導主事へ説明する。	
10分		準備・移動	
13:30 ～14:15 45分	13:30 ～14:20 50分	授業参観（5校時） ○協働で授業づくりに取り組んできた教員が、当該授業を参観する。	
15分		児童生徒 放課（5校時限）／指導主事打合せ	
14:30 ～15:20 50分	14:35 ～15:25 50分	授業検討会（分科会） ・協働による授業づくりの経過や取組等に係る概要説明 ・授業者の自評 ・参加者による協議 ・授業及び協働での授業づくりに対する指導助言 等 ○授業者及び当該授業の構想・実践等に関わった教員、校内で指定された教員により編成する。 ○授業づくりの経過等は、代表者（学年主任、教科主任等）が説明する。	
10分		準備・移動	
15:30 ～16:20 50分	15:35 ～16:25 50分	全体会 ○内容等については、学校の実態等を踏まえ市町村教育委員会の要請を受け決定する。	
16:25	16:30	指導主事退校	

4校時の
授業参観を
行う場合

諸表簿に係る指導助言
 ○学校教育法施行規則第 28 条に規定されている表簿（指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿 等）の整備や管理上の課題等に対する指導助言を行う。
 ○運営等については、教育事務所と市町村教育委員会・学校が事前に協議し決定する。

※ 訪問当日の運営・時程等については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。

① 一般訪問 **B** 学校・園が希望する授業数での訪問（授業数 1 4 コマの例）

当日の時程(例)		日 程	
小学校	中学校		
3校時授業開始 約30分前		指導主事訪問校到着 ・訪問指導主事…教科数、授業数に応じた人数 ○市町村教育委員会教育長挨拶等は「学校経営概要の説明」の前に行う。	
10:20~10:35 15分		学校経営概要の説明 ・経営方針とその取組について ・協働による授業づくりの取組について ・生徒指導の取組について 等 ○校長が、各々の取組について指導主事へ説明する。	
10分		準備・移動	
10:45 ~11:30 45分	10:45 ~11:35 50分	授業参観Ⅰ（3校時）4コマ ・指導主事による参観	諸表簿に係る指導助言 ○学校教育法施行規則第28条に規定されている表簿（指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿等）の整備や管理上の課題等に対する指導助言を行う。 ○運営等については、教育事務所と市町村教育委員会・学校が事前に協議し決定する。
11:40 ~12:25 45分	11:45 ~12:35 50分	授業参観Ⅱ（4校時）5コマ ・指導主事による参観	
昼食・休憩			
13:30 ~14:15 45分	13:30 ~14:20 50分	授業参観Ⅲ（5校時）5コマ ・指導主事による参観	
15分		児童生徒 放課（5校時限）／指導主事打合せ	
14:30 ~15:20 50分	14:35 ~15:25 50分	授業検討会（分科会）5分科会 ・授業者の自評 ・参加者による協議 ・授業及び協働での授業づくりに対する指導助言 等 ○分科会の構成は、教育事務所と市町村教育委員会・学校が事前に協議し決定する。	
10分		昼食・休憩	
15:30 ~16:20 50分	15:35 ~16:25 50分	全体会 ○内容等については、学校の実態等を踏まえ市町村教育委員会の要請を受け決定する。	
16:25	16:30	指導主事退校	

※ 訪問当日の運営・時程等については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。

令和8年度 指導主事学校訪問 打合せ票 <幼稚園>

宮城県仙台教育事務所 TEL 022-275-9256 メールアドレス sdkyozsd@pref.miyagi.lg.jp

幼稚園名		担当者氏名		電話番号	
訪問日	月 日 ()	指導案等提出日時	月 日 () :		
訪問形態	提出場所・提出方法				

訪問形態をプルダウンリストから選んでください。

提出日時と場所・提出方法は相談の上決定します。プルダウンリストから希望を選んでください。

1 保育計画 協働による保育・クラス単独保育・異年齢保育・合同保育

年齢	クラス名	指導者	内 容
4歳児 <small>クラス単独保育の例</small>	きりん組	△△ △△	いずれかを○で囲んでください。
4歳児 5歳児 <small>異年齢保育の例</small>	きりん組 さくら組	△△ △△ ○○ ○○	
5歳児 <small>合同保育の例</small>	さくら組 ばら組	○○ ○○ □□ □□	別教室での少人数指導は別々に記入してください。TTの場合は、授業者を上下に併記してください(T1の授業者を上)。

2 日程

- 9:00** 園到着
園経営説明(15分)
保育参観(70分)
- 10:30** 指導主事打合せ
- 11:00** 分科会(20分)
- 11:30** 全体会(30分)
・全体講評(10分)
- 12:00** 終了

全体会を設定する場合は、内容について「園内研究の概要説明(5分)」、「全体講評(10分)」等、各園の時刻に基づいて記載ください。

3 園内研究

研究主題			
教科等		年次	年次 / 年計画

4 全体会

(有無のどちらかを○で囲んでください。「有」の場合は「2 日程」に主な内容を記入してください。)

(1)全体会		有	無
(2)園内研究	①園内研究概要の説明	有	無
	②園内研究の個別相談	有	無
①で「有」にした場合のみ回答			
(3)全体講評		有	無

5 担当指導主事等 ※事務所記入欄

仙台教育事務所	市町村教育委員会指導主事																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">指導主事名</th> <th style="width: 50%;">参観学級等</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	指導主事名	参観学級等									<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">指導主事名</th> <th style="width: 50%;">参観学級</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	指導主事名	参観学級								
指導主事名	参観学級等																				
指導主事名	参観学級																				

担当指導主事及び教科等の欄は、教育事務所で担当を割り当て、打合せの際にメール送信します。

令和8年度 指導主事学校訪問 打合せ票 (一般訪問A) <小・中・義務教育学校>

宮城県仙台教育事務所 TEL 022-275-9256 メールアドレス sdkyozsd@pref.miyagi.lg.jp

学校名		担当教頭氏名		電話番号	
訪問日	月 日 ()	指導案等提出日時	月 日 ()	:	
訪問形態	一般訪問 A	提出場所・提出方法			

提出日時と場所・提出方法は相談の上決定します。プルダウンリストから希望を選んでください。

1 授業計画 協働による授業

教科等	学年	授業者	備考	単元(小単元)名

別教室での少人数指導は別々に記入してください。TTの場合は、授業者を上下に併記してください(T1の授業者を上)。

少人数指導の場合は「少」、TT指導の場合は「TT」と記入してください。

初任研、5年研、中堅研の授業とは、原則として兼ねることができないので留意してください。

教育委員会からの要請により、諸表簿点検や4校時授業参観がある場合は、開始・終了時刻も記載してください。併せて、校内研究の個別相談がある場合も、開始時刻を記載してください。なお、到着時刻は開始時刻の10分前とさせていただきます。

2 日程 (記入例)

- 10:00
- 10:40 学校到着
- 10:50 諸表簿点検 (25分)
- 11:25 4校時授業参観(45分)
- 11:50 研究主任等への指導助言(20分)
- 12:15 昼食
- 13:00 学校経営説明(15分)
- 13:25 5校時授業(45分)
- 14:20 指導主事打合せ(20分)
- 14:45 授業検討会(分科会)(60分)
- 15:55 全体会 (30分)
 - ・校内研究説明(5分)
 - ・全体講評 (15分)
- 16:25 終了

3 校内研究

研究主題			
教科等	年次	年次 /	年計画

4 全体会 (有無のどちらかを○で囲んでください。「有」の場合は「2 日程」に主な内容を記入してください。)

(1)全体会	有	無
(2)校内研究		
①校内研究概要の説明	有	無
②校内研究の個別相談	有	無 ①で「有」にした場合のみ回答
(3)全体講評	有	無

5 諸表簿点検 (有無のどちらかを○で囲んでください。)

有 無

全体会を設定する場合は、「校内研究概要の説明」、「全体講評」といった内容について、時程に基づいて記載ください。

6 担当指導主事等 ※事務所記入欄

仙台教育事務所

指導主事名	教科等

担当指導主事及び教科等の欄は、教育事務所担当を割り当て、打合せの際にメール送信します。

学力向上指導員

所属校	氏名	教科等

市町村教育委員会指導主事

指導主事名	教科等

令和8年度 指導主事学校訪問 打合せ票（一般訪問B）〈小・中・義務教育学校〉

宮城県仙台教育事務所 TEL 022-275-9256 メールアドレス sdkyozsd@pref.miyagi.lg.jp

学校名		担当教頭氏名		電話番号	
訪問日	月 日 ()	指導案等提出日	提出場所・提出方法	月 日 ()	:
訪問形態	一般訪問 B				

提出日時と場所・提出方法は相談の上決定します。プルダウンリストから希望を選んでください。

1 授業計画

教科等	学年	授業者	備考	単元(小単元)名

別教室での少人数指導は別々に記入してください。TTの場合は、授業者を上下に併記してください(T1の授業者を上)。

少人数指導の場合は「少」、TT指導の場合は「TT」と記入してください。

初任研、5年研、中堅研の授業とは原則として兼ねることができません。ただし、指導主事学校訪問の授業及び検討会が、研修教員自身で設定した個人課題の解決を目的に実施された場合を除きます。(「研修の手引き」参照)

到着時刻は開始時刻の10分前とさせていただきます。

授業欄が足りない場合は、適宜、行を増やして使用してください。

2 日程 (記入例)

9:30	
10:00	
10:30	学校到着
10:40	授業参観Ⅰ(45分)
11:35	授業参観Ⅱ(45分)
12:30	昼食
13:00	学校経営説明(15分)
13:25	授業参観Ⅲ(45分)
14:20	指導主事打合せ(20分)
14:50	授業検討会(分科会)(60分)
16:00	全体会(20分) ・全体講評(15分)
16:20	終了

3 校内研究

研究主題				
教科等	年次	年次／	年計画	

4 全体会 (有無のどちらかを○で囲んでください。「有」の場合は「2 日程」に主な内容を記入してください。)

(1)全体会	有	無
(2)全体講評	有	無

5 担当指導主事等 ※事務所記入欄

仙台教育事務所

指導主事名	教科等

担当指導主事及び教科等の欄は、教育事務所等で担当を割り当て、打合せの際にメール送信します。

学力向上指導員

所属校	氏名	教科等

市町村教育委員会指導主事

指導主事名	教科等

令和8年度 指導主事学校訪問 打合せ票 (伴走型支援訪問C・D) <小・中・義務教育学校>

学校名		担当教頭氏名		電話番号	
訪問日	月 日 ()		指導案等提出日時	月 日 () :	
訪問形態・訪問回	上段: 伴走型支援訪問の形態 下段: 訪問回 それぞれプルダウンリストから選択してください。		提出場所・提出方法	提出日時と場所・提出方法は相談の上決定します。プルダウンリストから希望を選んでください。	

1 授業計画

協働による授業

教科等	学年	授業者	備考	単元(小単元)名
別教室での少人数指導は別々に記入してください。TTの場合は、授業者を上下に併記してください(T1の授業者を上)。		少人数指導の場合は「少」、TT指導の場合は「TT」と記入してください。		
初任研、5年研、中堅研の授業とは兼ねることができないので留意してください。		校内研究の個別相談がある場合は、開始時刻を記載してください。なお、到着時刻は開始時刻の10分前とさせていただきます。		
研究主題				
教科等		年次		年次 / 年計画

2 日程 (記入例)

12:20	学校到着
12:30	研究主任等への指導助言(20分)
13:00	学校経営説明(15分)
13:25	5校時授業(45分)
14:20	指導主事打合せ(20分)
14:50	授業検討会(60分)
16:00	全体会(15分) 校内研究概要説明(10分)
16:15	終了

4 全体会

(1) 全体会		有	無
(2) 校内研究	① 校内研究概要の説明	有	無
	② 校内研究の個別相談	有	無

①で「有」にした場合のみ回答

5 1回目打合せ時の内容(単元(C・D)、年間訪問計画(D)等)

--

6 担当指導主事等

※事務所記入欄

仙台教育事務所

指導主事名	教科等
担当指導主事及び教科等の欄は、教育事務所で担当を割り当て、打合せの際にメール送信します。	

学力向上指導員

所属校	氏名	教科等

市町村教育委員会指導主事

指導主事名	教科等

令和8年度 指導主事学校訪問 打合せ票 (指定校訪問E) <小・中・義務教育学校>

宮城県仙台教育事務所 TEL 022-275-9256 メールアドレス sdkyozsd@pref.miyagi.lg.jp

学校名		担当教頭氏名		電話番号	
訪問日	月 日 ()	指導案等提出日時	月 日 ()	:	
訪問形態・訪問回	訪問形態・訪問回をプルダウンリストから選んでください。		提出場所・提出方法	提出日時と場所・提出方法は相談の上決定します。プルダウンリストから希望を選んでください。	

1 授業計画

協働による授業

教科等	学年	授業者	備考	単元(小単元)名
			別教室での少人数指導は別々に記入してください。TTの場合は、授業者を上下に併記してください(T1の授業者を上)。	
			少人数指導の場合は「少」、TT指導の場合は「TT」と記入してください。	
			到着時刻は開始時刻の10分前とさせていただきます。	

2 日程 (記入例)

13:00	
13:20	学校到着
13:30	5校時授業(45分)
14:15	
14:25	指導主事打合せ(20分)
14:45	
14:55	授業検討会(70分)
16:05	終了

3 校内研究

研究主題			
教科等	年次	年次 /	年計画

4 指定校について

(1) 指定事業等の名称

(2) 指定校の取組(簡潔にこれまでの取組等について記述してください。)

5 担当指導主事等

※事務所記入欄

仙台教育事務所

指導主事名	教科等

学力向上指導員

所属校	氏名	教科等

市町村教育委員会指導主事

指導主事名	教科等

V-4 学校訪問予定一覧（市町村別）

市町村	学校名	学校訪問日	曜	訪問形態	コマ数	備考
塩竈市	第一小学校			指定校訪問		みやぎの算数教育改善プラン事業
	第二小学校			指定校訪問		みやぎの算数教育改善プラン事業
	第三小学校			指定校訪問		みやぎの算数教育改善プラン事業
	月見ヶ丘小学校			指定校訪問		みやぎの算数教育改善プラン事業
	浦戸小学校・中学校	6月22日	月	一般A	2	
	杉の入小学校			指定校訪問		みやぎの算数教育改善プラン事業
	玉川小学校			指定校訪問		みやぎの算数教育改善プラン事業
	第一中学校	6月17日	水	一般A	3	
	第二中学校	9月14日	月	一般A	3	
	第三中学校	6月29日	月	一般A	3	
	玉川中学校	11月18日	水	一般A	3	
名取市	増田小学校	12月16日	水	一般A	4	
	高館小学校	11月30日	月	一般A	2	
	愛島小学校	9月18日	金	一般B	24	
	館腰小学校	6月17日	水	一般A	3	
	下増田小学校	10月2日	金	一般A	4	
	不二が丘小学校	9月11日	金	一般A	3	
	増田西小学校	8月26日	水	一般A	6	
	ゆりが丘小学校	7月6日	月	一般A	4	
	相互台小学校	7月13日	月	一般A	4	
	那智が丘小学校	10月30日	金	一般A	2	
	増田中学校	11月24日	火	一般A	6	
	第一中学校	10月20日	火	一般A	4	
	第二中学校	6月26日	金	一般A	4	
	みどり台中学校	6月5日	金	一般A	5	
関上小中学校	8月31日	月	一般A	5		
亘理町	亘理小学校			伴走D		みやぎの算数教育改善プラン型
	荒浜小学校	6月29日	月	一般A	1	
	吉田小学校	11月26日	木	一般A	1	
	長瀬小学校	7月14日	火	一般A	1	
	逢隈小学校	11月18日	水	一般A	3	
	高屋小学校	9月2日	水	一般A	1	
	亘理中学校	11月9日	月	一般A	3	
	荒浜中学校	9月10日	木	一般A	1	
	吉田中学校	5月20日	水	一般A	2	
	逢隈中学校	6月8日	月	一般A	2	
山元町	坂元小学校	11月5日	木	一般A	1	
	山下小学校	10月28日	水	一般A	2	
	山下第一小学校	7月10日	金	一般A	1	
	山下第二小学校	6月16日	火	一般A	1	
	山元中学校	12月3日	木	一般B	12	
岩沼市	岩沼小学校	11月19日	木	一般A	4	
	玉浦小学校	9月25日	金	一般A	4	
	岩沼西小学校	6月19日	金	一般B	25	
	岩沼南小学校	9月30日	水	一般A	4	
	岩沼中学校	6月23日	火	一般A	3	
	玉浦中学校	9月15日	火	一般A	2	
	岩沼北中学校	11月12日	木	一般B	12	
	岩沼西中学校	7月7日	火	一般A	3	
松島町	松島第一幼稚園	6月23日	火	一般A	3	
	松島第五幼稚園	10月21日	水	一般A	1	
	松島第一小学校	11月17日	火	一般A	3	
	松島第二小学校	9月30日	水	一般A	2	
	松島第五小学校	11月30日	月	一般A	3	
	松島中学校	9月11日	金	一般A	3	

市町村	学校名	学校訪問日	曜	訪問形態	コマ数	備考
多賀城市	多賀城小学校	6月12日	金	一般B	26	
	多賀城東小学校	7月10日	金	一般A	4	
	山王小学校	12月2日	水	一般A	4	
	天真小学校	9月10日	木	一般A	4	
	城南小学校	6月1日	月	一般A	4	
	多賀城八幡小学校	9月16日	水	一般A	4	
	多賀城中学校	10月5日	月	一般A	3	
	第二中学校	8月27日	木	一般A	3	
	東豊中学校	11月11日	水	一般A	3	
	高崎中学校	9月4日	金	一般A	4	
七ヶ浜町	亦楽小学校			指定校訪問		みやぎの算数教育改善プラン事業
	松ヶ浜小学校			指定校訪問		みやぎの算数教育改善プラン事業
	汐見小学校			指定校訪問		みやぎの算数教育改善プラン事業
	七ヶ浜中学校	9月3日	木	一般A	2	
	向洋中学校	12月9日	水	伴走D		
利府町	利府小学校	11月26日	木	一般A	3	
	利府第二小学校	9月17日	木	伴走D		
	利府第三小学校	11月9日	月	一般A	3	
	しらかし台小学校	12月7日	月	一般A	4	
	青山小学校	6月3日	水	一般A	3	
	菅谷台小学校	12月16日	水	一般A	2	
	利府中学校	10月26日	月	一般A	3	
	しらかし台中学校	7月15日	水	一般B	14	
	利府西中学校	7月3日	金	一般A	3	
大和町	吉岡小学校	11月10日	火	一般A	3	
	宮床小学校			伴走D		みやぎの算数教育改善プラン型
	吉田小学校	9月14日	月	一般A	1	
	鶴巣小学校	6月26日	金	一般A	1	
	落合小学校	9月29日	火	一般A	1	
	小野小学校			伴走D		みやぎの算数教育改善プラン型
	大和中学校	11月5日	木	一般A	3	
	宮床中学校	7月14日	火	一般A	3	
大郷町	大郷小学校			伴走D		みやぎの算数教育改善プラン型
	大郷中学校	9月3日	木	伴走C		
富谷市	富谷幼稚園	9月15日	火	一般A	1	
	富谷小学校	7月1日	水	一般A	4	
	富ヶ丘小学校	12月9日	水	一般A	4	
	東向陽台小学校	12月14日	月	一般A	4	
	あけの平小学校	7月7日	火	一般A	3	
	日吉台小学校	6月8日	月	一般A	4	
	成田東小学校	9月16日	水	一般A	2	
	成田小学校	6月1日	月	一般A	2	
	明石台小学校	11月17日	火	一般A	3	
	富谷中学校	7月13日	月	一般A	2	
	富谷第二中学校	9月2日	水	一般A	3	
	東向陽台中学校	10月7日	水	一般A	3	
	日吉台中学校	6月22日	月	一般A	3	
	成田中学校	6月16日	火	一般A	3	
大衡村	大衡小学校			指定校訪問		みやぎの算数教育改善プラン事業
	大衡中学校	7月6日	月	一般A	2	

V-5 学校訪問予定一覧(月別)

月	学校名	学校訪問日	曜	訪問形態	コマ数
5月	亶理町立吉田中学校	5月20日	水	一般A	2
6月	多賀城市立城南小学校	6月1日	月	一般A	4
	富谷市立成田小学校	6月1日	月	一般A	2
	利府町立青山小学校	6月3日	水	一般A	3
	名取市立みどり台中学校	6月5日	金	一般A	5
	亶理町立逢隈中学校	6月8日	月	一般A	2
	富谷市立日吉台小学校	6月8日	月	一般A	4
	多賀城市立多賀城小学校	6月12日	金	一般B	26
	山元町立山下第二小学校	6月16日	火	一般A	1
	富谷市立成田中学校	6月16日	火	一般A	3
	塩竈市立第一中学校	6月17日	水	一般A	3
	名取市立館腰小学校	6月17日	水	一般A	3
	岩沼市立岩沼西小学校	6月19日	金	一般B	25
	浦戸小学校・中学校	6月22日	月	一般A	2
	富谷市立日吉台中学校	6月22日	月	一般A	3
	岩沼市立岩沼中学校	6月23日	火	一般A	3
	松島町立松島第一幼稚園	6月23日	火	一般A	3
	名取市立第二中学校	6月26日	金	一般A	4
	大和町立鶴巣小学校	6月26日	金	一般A	1
塩竈市立第三中学校	6月29日	月	一般A	3	
亶理町立荒浜小学校	6月29日	月	一般A	1	
7月	富谷市立富谷小学校	7月1日	水	一般A	4
	利府町立利府西中学校	7月3日	金	一般A	3
	名取市立ゆりが丘小学校	7月6日	月	一般A	4
	大衡村立大衡中学校	7月6日	月	一般A	2
	岩沼市立岩沼西中学校	7月7日	火	一般A	3
	富谷市立あけの平小学校	7月7日	火	一般A	3
	山元町立山下第一小学校	7月10日	金	一般A	1
	多賀城市立多賀城東小学校	7月10日	金	一般A	4
	名取市立相互台小学校	7月13日	月	一般A	4
	富谷市立富谷中学校	7月13日	月	一般A	2
	亶理町立長瀬小学校	7月14日	火	一般A	1
	大和町立宮床中学校	7月14日	火	一般A	3
	利府町立しらかし台中学校	7月15日	水	一般B	14
	名取市立増田西小学校	8月26日	水	一般A	6
8月	多賀城市立第二中学校	8月27日	木	一般A	3
名取市立関上小中学校	8月31日	月	一般A	5	
9月	亶理町立高屋小学校	9月2日	水	一般A	1
	富谷市立富谷第二中学校	9月2日	水	一般A	3
	七ヶ浜町立七ヶ浜中学校	9月3日	木	一般A	2
	大郷町立大郷中学校	9月3日	木	伴走C	
	多賀城市立高崎中学校	9月4日	金	一般A	4
	亶理町立荒浜中学校	9月10日	木	一般A	1
	多賀城市立天真小学校	9月10日	木	一般A	4
	名取市立不二が丘小学校	9月11日	金	一般A	3
	松島町立松島中学校	9月11日	金	一般A	3
	塩竈市立第二中学校	9月14日	月	一般A	3
	大和町立吉田小学校	9月14日	月	一般A	1
	岩沼市立玉浦中学校	9月15日	火	一般A	2
	富谷市立富谷幼稚園	9月15日	火	一般A	1
	多賀城市立多賀城八幡小学校	9月16日	水	一般A	4
	富谷市立成田東小学校	9月16日	水	一般A	2
	利府町立利府第二小学校	9月17日	木	伴走D	
	名取市立愛島小学校	9月18日	金	一般B	24
	岩沼市立玉浦小学校	9月25日	金	一般A	4
	大和町立落合小学校	9月29日	火	一般A	1
	岩沼市立岩沼南小学校	9月30日	水	一般A	4
	松島町立松島第二小学校	9月30日	水	一般A	2

月	学校名	学校訪問日	曜	訪問形態	コマ数	
10月	名取市立下増田小学校	10月2日	金	一般A	4	
	多賀城市立多賀城中学校	10月5日	月	一般A	3	
	富谷市立東向陽台中学校	10月7日	水	一般A	3	
	名取市立第一中学校	10月20日	火	一般A	4	
	松島町立松島第五幼稚園	10月21日	水	一般A	1	
	利府町立利府中学校	10月26日	月	一般A	3	
	山元町立山下小学校	10月28日	水	一般A	2	
	名取市立那智が丘小学校	10月30日	金	一般A	2	
	11月	山元町立坂元小学校	11月5日	木	一般A	1
		大和町立大和中学校	11月5日	木	一般A	3
亶理町立亶理中学校		11月9日	月	一般A	3	
利府町立利府第三小学校		11月9日	月	一般A	3	
大和町立吉岡小学校		11月10日	火	一般A	3	
多賀城市立東豊中学校		11月11日	水	一般A	3	
岩沼市立岩沼北中学校		11月12日	木	一般B	12	
松島町立松島第一小学校		11月17日	火	一般A	3	
富谷市立明石台小学校		11月17日	火	一般A	3	
塩竈市立玉川中学校		11月18日	水	一般A	3	
亶理町立逢隈小学校		11月18日	水	一般A	3	
岩沼市立岩沼小学校		11月19日	木	一般A	4	
名取市立増田中学校		11月24日	火	一般A	6	
亶理町立吉田小学校		11月26日	木	一般A	1	
利府町立利府小学校	11月26日	木	一般A	3		
名取市立高館小学校	11月30日	月	一般A	2		
松島町立松島第五小学校	11月30日	月	一般A	3		
12月	多賀城市立山王小学校	12月2日	水	一般A	4	
	山元町立山元中学校	12月3日	木	一般B	12	
	利府町立しらかし台小学校	12月7日	月	一般A	4	
	七ヶ浜町立向洋中学校	12月9日	水	伴走D		
	富谷市立富ヶ丘小学校	12月9日	水	一般A	4	
	富谷市立東向陽台小学校	12月14日	月	一般A	4	
	名取市立増田小学校	12月16日	水	一般A	4	
	利府町立菅谷台小学校	12月16日	水	一般A	2	

【指定校訪問】

学校名	事業名
塩竈市立第一小学校	みやぎの算数教育改善プラン事業
塩竈市立第二小学校	〃
塩竈市立第三小学校	〃
塩竈市立月見ヶ丘小学校	〃
塩竈市立杉の入小学校	〃
塩竈市立玉川小学校	〃
七ヶ浜町立亦楽小学校	〃
七ヶ浜町立松ヶ浜小学校	〃
七ヶ浜町立汐見小学校	〃
大衡村立大衡小学校	〃

【伴走D みやぎの算数教育改善プラン型】

学校名	事業名
亶理町立亶理小学校	みやぎの算数教育改善プラン型
大和町立宮床小学校	〃
大和町立小野小学校	〃
大郷町立大郷小学校	〃

※「D 年間継続支援」の枠で、支援期間を発展させて実施するもの。

【参考】諸表簿点検票 令和8年度用

※令和7年3月18日 宮城県教育委員会「小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き」(以下URL)参照

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/1226/r7yourokuall.pdf>

校内での点検等に御活用ください

表簿名	番号	点検	点検内容	チェック
指導要録 様式1 「学籍の記録」	1	<input type="checkbox"/>	・情報セキュリティの校内規約を作成し、データ等の管理を厳正に行っている。	
	2	<input type="checkbox"/>	・児童生徒や保護者氏名のふりがな(ひらがなの名前も)、住所(学齢簿通り)、学校名や学校所在地、転入前在籍学校所在地を正確に書いている。 ・氏名及び現住所などを変更した場合は、変更箇所を黒二本線で消して、新氏名あるいは新住所などを記入(変更日は記載しなくてもよい)している。 ・保護者変更は、学齢簿の変更通知により行っている。	
	3	<input type="checkbox"/>	・転入者の記録については、受け入れた段階で転入年月日、前在籍学校の転出年月日を確認の上、記入する。なお、転入年月日については教育委員会(学校)間で事前に確認し、転出先学校から受け入れた日の前日と重複や空白等の生じないように留意する。また、外国から帰国した児童生徒が編入学した場合は、「入学・編入学等」の欄及び「入学前の経歴」の欄の両方に記入する。	
	4	<input type="checkbox"/>	・校長印と担任印は年度末に押印する。(電子化については、「全体27」参照)	
	5	<input type="checkbox"/>	・特別支援学級において複数の学年の児童生徒が在籍している場合は、学年ごとに整理番号を付ける。	
指導要録 様式2 「指導に関する記録」	6	<input type="checkbox"/>	・学習指導要領に対応した参考様式を用いている。	
	7	<input type="checkbox"/>	・「各教科の学習の記録」の学習状況及び評定の記録については観点と評定との関連について校内で共通理解を図っている。 ・授業や単元ごとの評価及び学期・学年末での総括等、記載までの過程を適切に計画し実施している。	
	8	<input type="checkbox"/>	・「特別の教科 道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」「外国語活動」の評価と書き方について、校内で共通理解を図っている。	
	9	<input type="checkbox"/>	・学校に登校していない児童生徒の学習状況や評定については、家庭での取組も含め、評価の材料となるものの累積に努めるとともに「指導上参考となる事項」に記載している。 ※R1. 10. 25 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」参照 R6. 8. 29 文部科学省「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」参照	
	10	<input type="checkbox"/>	・非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、オンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の様式2の別記として、特例の授業等の記録について学年ごとに作成している。 ※R3. 2. 19 文部科学省「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」参照	
	11	<input type="checkbox"/>	・授業日数については、転出入者以外は学年の授業日数が同一になっている。	
出席簿	12	<input type="checkbox"/>	・総合所見及び指導上参考となる諸事項の記入に際しては、児童生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。	
	13	<input type="checkbox"/>	・転出入の扱いについては出席簿在籍欄と指導要録様式1とが整合している(特に4月1日転入者等)。	
	14	<input type="checkbox"/>	・各週及び月累計の「備考欄」の記載について、校内で統一している(欠席事由の表記、日数表記、忌引きの扱い等を校内で統一)。	
	15	<input type="checkbox"/>	・長期休業日について、学校管理規則に従って校内で統一して記載している。	
	16	<input type="checkbox"/>	・「氏名欄」の表記と指導要録様式1「氏名欄」とが整合している(旧字体、異体字等)。	
	17	<input type="checkbox"/>	・学級の在籍数は、その月始めの在籍数を記載している。	
	18	<input type="checkbox"/>	・祝日の振替は、「振替休日」ではなく「休日」と記載している。	
健康診断票	19	<input type="checkbox"/>	・「国民の祝日・休日」については、現在制定されている「国民の祝日に関する法律」の規定をもとに記入している。	
	20	<input type="checkbox"/>	・「事後措置」の欄に連絡を必要とする疾病等があった場合のみ記入している。	
	21	<input type="checkbox"/>	・未検査の場合でも、未検査であることを校医が確認した証として、日付が記載されている。	
	22	<input type="checkbox"/>	・前年度の数値に誤記入があった場合は、備考欄に「前年度誤記入あり」などと記入し、本年度の欄に正確な測定値を記入している。	
全体	23	<input type="checkbox"/>	・「担当医師所見」及び「担当歯科医師所見」の欄 法第12条の規定によって市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関連して担当医師又は担当歯科医師(以下「担当医師等」)が必要と認める所見及び当該担当医師等の氏名を記入する。(押印を省略することが可能) ※R2. 11. 13 文部科学省「学校保健安全法施行規則の一部改正について」参照	
	24	<input type="checkbox"/>	・児童生徒の個人情報の管理を徹底している。	
	25	<input type="checkbox"/>	・諸表簿については校内の点検・整備体制を構築し、適切な時期に点検整備を行っている(点検後の修正等も確実に行われている)。	
	26	<input type="checkbox"/>	・公簿の訂正は、紙片の添付や修正液の使用はせず、訂正印を用いている。	
	27	<input type="checkbox"/>	・電子化に伴い、入力したデータ等が原本と相違ないことを確実に確認している。	
	28	<input type="checkbox"/>	・校長、学級担任者の押印については、電子署名等、文書の真正性を担保する手段を講じることで省略可能。 ・電子化に伴い、押印を省略して指導要録等を電子的に作成・送付・保存する場合は、従来の押印により担保されてきた校長の関与等、適正かつ組織的な手順を担保している(市町村教育委員会の指導による)。 ※H24. 3. 29 文部科学省「表簿・指導要録等の電子化に係る基本的な考え方等について」参照 ※R7. 3. 18 宮城県教育委員会「小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き」参照	

※特別支援学級・通級による指導については、次ページ以降「特別支援学級・通級による指導 指導要録記入のチェックポイント」参照

※令和7年度指導概況報告「6 諸表簿の整備について(p9～p10)」参照

特別支援学級・通級による指導 指導要録記入のチェックポイント

このチェックポイントは、宮城県教育委員会HP「指導要録記入の手引き」を基に特別支援教育課の助言を受けて仙台教育事務所が作成しました。ここから「指導要録の手引き」を参照できます。

1 特別支援学級 どの障害種別でも共通のチェックポイント	
<input type="checkbox"/>	<p>様式2については、障害種別に合致した様式を使用していますか？</p> <p>Point</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害がない場合は、[視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校]の様式2を使用します。(通常の学級のものにはない「自立活動の記録」の欄が裏面中段にある。) ・知的障害がある場合は、[知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校]の様式2を使用します。
<input type="checkbox"/>	<p>様式2 裏面の「入学時の障害の状態」の欄は記入してありますか？</p> <p>Point</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害名を記載しますが、自閉症・情緒障害特別支援学級については、「自閉症」、「場面緘黙」等と診断名等を記載してよい。 ・主たる障害を先に記入し、併せ有する障害名も記入します。 ・入学後に入級した場合、入級時の障害の状態について記載する。 ・検査の結果を記載する場合は「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記載する。
2 特別支援学級 知的障害がない児童生徒の場合のチェックポイント	
<input type="checkbox"/>	<p>・知的障害がない児童生徒に、各教科等を合わせた指導(生活単元学習、作業学習等)をしていませんか？</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・道徳、特別活動、総合的な学習の時間(小3年生以上)、外国語活動(小3、4年生)、外国語(小5、6年)の評価は書かれていますか？</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・自立活動の欄に指導の目標や内容、成果等が書かれていますか？</p> <p>Point</p> <p>自立活動は時間割上に位置付けていない場合も個別の指導計画に基づいて必ず指導を行わなければなりません。したがって評価は必ず記入します。(参照:特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編)</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・履修した当該学年の教科あるいは下学年対応を行った教科の評価が書かれていますか？</p> <p>Point</p> <p>一部の教科で「下学年対応」を行った場合、行った教科の評価を記入、欄外に「別紙参照」等の記載をし、総合所見欄に「算数は、○学年の内容の評価である」等の記述をし、指導した内容等を別紙で添付します。</p>
3 特別支援学級 知的障害がある児童生徒の場合のチェックポイント	
<input type="checkbox"/>	<p>・教科名を正確に書いていますか？ 小学校:社会、理科、家庭 → 例1参照 中学校:技術・家庭→例4参照</p> <p>Point</p> <p>(小学校の場合) 様式2にある「生活」は特別支援学校小学部の教科である「生活」ですので小学部の教科「生活」を履修している場合はこの欄に評価を記載します。小学校1、2年生の教科「生活」を履修している場合も結果として名前が同じなのでこの欄に記載します。在籍する児童が3年生以上になり「理科」「社会」「家庭」を履修している場合は、教科名を記入し、文章で評価を記載します。</p> <p>(中学校の場合) 様式2にある「職業・家庭」は特別支援学校中学部の教科名です。「技術・家庭」を履修している場合はこの欄に「技術・家庭」と書き評価を記入します。「外国語」については、「その他」欄に教科名を書き評価を記入します。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・生活単元学習や作業学習等の「各教科等を合わせた指導」の評価を正しく書きましたか？ 小・中共に例2、中は例4参照</p> <p>Point</p> <p>「生活単元学習」、「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「作業学習」は教科名ではなく指導の形態名ですので教科名の欄に書くことはできません。例えば、「生活単元学習」で、図画工作の内容を扱った場合、図画工作の欄に図画工作の評価と共に「『秋の飾りを作ろう』では、紅葉するもみじの葉を絵具を使って描き、一枚一枚に変化を付けながらいねいに彩色することができました。(生活単元学習)」のように記載します。特別支援学級の多くは、教科別の学習を中心に教育課程を編制しているので、各教科等を合わせた指導を行っている場合も「扱う教科」の欄に各教科等を合わせた指導の評価を記入すると書きやすいでしょう。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・3年生以上の児童について、「総合的な学習の時間」の評価が書かれていますか？ 例3参照</p> <p>Point</p> <p>「総合的な学習の時間」は、「各教科等を合わせた指導」として合わせて指導することはできません。[知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校]の様式2には総合的な学習の時間の評価の欄はありませんので「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に文章で記入します。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・特別の教科道徳の評価は書かれていますか？</p> <p>Point</p> <p>各教科等を合わせた指導の中で道徳の指導を行っている場合(時間割上に道徳がない場合)も道徳の評価については記載します。 参照:特別支援学校学習指導要領解説の「2 指導内容の重点化(小学部)(中学部)」</p>
4 通級による指導のチェックポイント	
<input type="checkbox"/>	<p>・通級による指導を受けている児童生徒について総合所見欄に必要事項が書かれていますか？</p> <p>Point</p> <p>記述例 ○○小学校の学びの教室(LD等)にて通級指導を受けた。指導内容等の詳細は別紙のとおり(写しを別紙として添付)。 参照:「小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き」(宮城県教育委員会) 令和6年2月9日更新</p>

※指導要録の整備は学校設置者である市町村教育委員会の所管であり、市町村で別の書き方を推奨しているのであればそちらに沿った書き方をすることとなります。

特別支援学級(知的障害の教育課程の場合) 様式2の記入例

例1

小学校:小学校の教科(理科、社会、家庭)を履修している場合

様式2 (指導に関する記録)

知的障害者である児童に教育を行う特別支援学校

児童氏名	学校名	区分学年	1	2	3	4	5	6
〇〇 〇〇	〇市立〇小学校	学級	あおぞら1	あおぞら1	あおぞら1	あおぞら1	あおぞら1	あおぞら1
		整理番号						

教科名(理科、社会、家庭)を書き、評価を記載します。

		各教科・特別活動・自立活動の記録					
		1	2	3	4	5	6
生活				(理科)	(理科)	(理科)	(理科)
				(社会)	(社会)	(社会)	(社会)
						(家庭)	(家庭)

例2

小・中学校:生活単元学習や作業学習等の各教科等を合わせた指導をしている場合

	1	2	3	4	5	6
国語	・ひらがなとカタカナ五十音については・・・。 ・児童会まつりでは、お店のチラシ作りで文字の大きさに気をつけながら・・・。 (生活単元学習)					
図画工作	・交流学級において、色や形を工夫しながら〇〇の絵を・・・。 ・秋祭りをしようでは、上級生の様子を真似て色紙の色を選び紅葉の葉を・・・。 (生活単元学習)					

各教科等を合わせた指導である生活単元学習等で国語や図画工作の内容を扱った場合は扱った教科の欄に評価を記載し、文末に(生活単元学習)や(日常生活の指導)(作業学習)と記載します。

例3

小学校:総合的な学習の時間の評価の記入の仕方

総合所見及び指導上参考となる諸事項

学年	総合所見及び指導上参考となる諸事項
第一学年	・〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 (総合的な学習の時間) 福祉学習では、交流学級の児童と一緒に・・・・・・・・。 (外国語活動) 交流学級の児童と一緒に・・・・・・・・。
第二学年	・〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 (総合的な学習の時間) 地域を調べる習では、交流学級の児童と一緒にテーマを・・・・・・・・。 (外国語) 交流学級の児童とALTの・・・・・・・・。
第三学年	・〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 (総合的な学習の時間) 福祉学習では、交流学級の児童と一緒に・・・・・・・・。 (外国語活動) 交流学級の児童と英語の歌を・・・・・・・・。
第四学年	・〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 (総合的な学習の時間) 福祉学習では、交流学級の児童と一緒に・・・・・・・・。 (外国語活動) 交流学級の児童と一緒に・・・・・・・・。
第五学年	・〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 (総合的な学習の時間) 地域を調べる習では、交流学級の児童と一緒にテーマを・・・・・・・・。 (外国語) 交流学級の児童とALTの・・・・・・・・。
第六学年	・〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 (総合的な学習の時間) 福祉学習では、交流学級の児童と一緒に・・・・・・・・。 (外国語) アルファベットの・・・・・・・・。

3年生以上は総合的な学習の時間は必修です。外国語活動、外国語を履修している場合、評価は総合所見欄に記載します。

例4

中学校:技術・家庭、作業学習、外国語の評価の記入の仕方

各教科・特別活動

	1
「技術・家庭」と書き直す	・教師の支援を受けて、交流学級においてコンピュータの・・・・・・・・。 ・学級園で栽培した野菜を育てるために作業の仕方を・・・・・・・・。(作業学習)
その他を「外国語」と書き直す	・学級の生徒と一緒にALTの音声を聞いて真似て声を出したり話したりする活動を・・・・・・・・。

職業・家庭を履修している場合、教科名はそのまま。技術・家庭を履修している場合は教科名を技術・家庭とする。作業学習は生活単元学習と同じように、扱う教科である職業・家庭(技術・家庭)の欄に記載し、文末に(作業学習)と記載します。

中学部では外国語が必修でないことからその他となっているが、外国語を履修している場合は教科名を書き換えます。

様式 1

講師派遣申請書

○ ○ 第 号 令和 年 月 日
県教育庁宛て、教育事務所宛てを選んでください。
宮城県仙台教育事務所長 殿 宮城県教育庁（義務教育課長、保健体育安全課長、特別支援教育課長） 殿
○○市(町村)教育委員会 教育長 ○ ○ ○ ○ (公印省略)
講師派遣について（申請）
下記により○○○を開催しますので、担当指導主事の派遣を申請します。
記
1 研修会、講習会名 2 期 日 3 会 場 4 主 催 5 参加対象者及び予定人数 6 日 程 ※具体的に 7 その他

【備考】

- 1 事前に日程・内容について指導班に連絡願います。
- 2 指導主事などの講師の個人名は不要です。
- 3 参考となる資料などがあれば添付願います。
- 4 県教育庁宛ての申請は、次のとおりです。
地教委 1 部、県教育庁 1 部(事務所経由)、学校控 1 部
※教育事務所を経由して提出願います。
- 5 教育事務所宛ての申請は、次のとおりです。
地教委 1 部、事務所 1 部、学校控 1 部
- 6 教育団体等(仙小教研、教頭会等)が申請する場合もこれに準じます。

様式2

①教育事務所主管事業、研修会等一覧、研修会実施要項等を御確認ください。

欠 席 届 (教育事務所主管事業及び研修会)

教育事務所主管→宮城県教育事務所長
県教委主催 →義務教育課長
保健体育安全課長
特別支援教育課長

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

宮城県仙台教育事務所長 殿

〇〇市(町・村)立〇〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇
(公印省略)

欠 席 届

下記のとおり研修・講習に参加できませんので届け出ます。

記

- 1 研修会、講習会名
- 2 受講者 職・氏名
- 3 欠席等の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 4 欠席の態様 半日欠席【午前】
- 5 事 由 (具体的に) リストから選択

(例)「発熱のため」等具体的に記入する

※2部(1部学校控え)作成し、市町村教育委員会を經由して教育事務所へ提出願います。(県教委主催事業の場合は、教育事務所を經由して県教育庁へ提出となります。)

※総合教育センターへの欠席届(様式第1号)は「令和8年度宮城県教職員研修計画」(総合教育センターホームページ掲載)を確認願います。

様式 3

期 日 変 更 願

○ ○ 第 号
令和 年 月 日

宮城県仙台教育事務所長 殿

○○市(町・村)立○○○学校
校長 ○ ○ ○ ○
(公印省略)

期 日 変 更 願

下記のとおり研修会への参加を期日変更したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

- 1 研修会名
- 2 受講者 職・氏名
- 3 変更前の期日 令和 年 月 日 ()
- 4 変更後の期日 令和 年 月 日 ()
- 5 変更の事由 (具体的に)

※ 2部（1部学校控え）作成し、市町村教育委員会を經由して、教育事務所へ提出願います。

合理的配慮申請書

宮城県仙台教育事務所 殿

学校名

校長名

(公印省略)

下記のとおり、合理的配慮の提供を希望します。

記

研修会等名	
受講者職・氏名	
合理的配慮について	

仙台教育事務所処理欄	
------------	--

ここには記入しないでください。

- 注 1 本様式をコピーするか、宮城県仙台教育事務所ホームページからダウンロードして活用してください。
- 2 申請書を提出する前に各学校から宮城県仙台教育事務所指導班長（022-275-9256）へ電話連絡してください。
- 3 参加する研修会ごとに作成し、提出してください。

社会教育

I 重点と努力事項

- 1 生涯学習推進基盤の確立
- 2 社会教育の推進
- 3 家庭・地域・学校による協働教育の推進
- 4 家庭教育支援の充実
- 5 青少年活動支援の充実
- 6 みやぎの文化育成支援
- 7 子どもの読書活動の推進
- 8 社会教育関係施設の機能充実

II 事業概要

- 1 生涯学習推進基盤の確立
- 2 社会教育の推進
- 3 家庭・地域・学校による協働教育の推進
- 4 家庭教育支援の充実
- 5 青少年活動支援の充実
- 6 みやぎの文化育成支援
- 7 子どもの読書活動の推進
- 8 社会教育関係施設の機能充実

III 資料

- 1 管内事業「会場」一覧
- 2 教育事務所主管事業「会場」一覧
- 3 管内各協議会「事務局」一覧
- 4 生涯学習担当事務分担

I 重点と努力事項

1 生涯学習推進基盤の確立

- (1) 生涯学習プラットフォームの構築
 - 生涯学習プラットフォーム構築事業
 - イ 関係者のネットワーク拡大
 - ロ 学びと実践の循環
 - ハ 生涯学習に関連する情報をホームページに掲載、提供
- (2) 学習機会の充実
 - 学校等開放講座
 - イ 高等学校等開放講座
 - ロ 社会教育施設等開放講座
 - ハ 大学開放講座
- (3) 地域活動の核となる人材の育成
 - 地域力向上講座
 - イ 地域力向上講座
 - ロ 地域力向上講座フォローアップ講座
- (4) その他の取組
 - ① 各種会議における情報発信（教育長会議、校長会議、教頭会議等）
 - ② 教育事務所ウェブサイトの情報発信
 - ③ 市町村に関わる情報の発信と情報コーナー等の設置
 - ④ 公立幼稚園・小・中・義務教育学校紹介

2 社会教育の推進

- (1) 社会教育関係職員研修の充実
 - ① 社会教育関係職員研修
 - イ 社会教育・公民館等職員研修会
 - ロ 社会教育委員研修会
 - ② 社会教育主事講習
 - イ 東北大学社会教育主事講習 *含、「事前研修会」
 - ロ 国社研社会教育主事講習 [B] 地方会場（宮城県）
 - ③ 国立教育政策研究所社会教育研修講座
 - ④ 社会教育主事・社会教育士フォローアップ研修
- (2) 社会教育指導者の育成
 - イ P T A指導者研修会
 - ロ 人権教育指導者養成事業
- (3) 社会教育関係団体活動促進事業の実施
 - 管内各協議会への指導・助言
 - イ 社会教育委員連絡協議会
 - ロ 社会教育・社会体育課長連絡協議会
 - ハ 社会教育担当者研究協議会
 - ニ 子ども会育成連絡協議会
 - ホ 県社会教育協会仙台支部
 - 地域教育資源活性化支援事業
 - イ みやぎの生涯学習・社会教育を考えるフォーラム
 - ロ 社会教育拠点施設訪問（公民館等） *含、「報告書」等による情報の発信
 - ハ 市町村サポート事業

3 家庭・地域・学校による協働教育の推進

- (1) 協働教育推進総合事業の推進
 - ① 協働教育基盤形成事業 *含、「管内協働教育研修会」
 - ② 協働教育普及・振興事業 *含、「協働教育推進功績表彰」
 - ③ 教育応援団事業 *含、「マッチング会議」
 - ④ 放課後児童対策推進事業
 - ⑤ 地域学校協働活動推進事業
 - イ 地域と学校の連携・協働体制構築事業
 - ロ 地域における家庭教育支援基盤構築事業

- (2) 部活動地域展開の推進（文化部）
 - 文化部活動地域展開推進事業
 - イ 部活動地域展開研修会
 - ロ 部活動地域展開フォーラム
 - ハ みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステム管理
 - 部活動指導員配置促進事業（文化部）

4 家庭教育支援の充実

- (1) 家庭教育支援体制の充実
 - ① 家庭教育支援全般に関する情報提供
 - ② 子供の生活習慣確立の推進
- (2) 家庭教育支援者等の養成と活動促進
 - ① みやぎらしい家庭教育支援基盤形成事業
 - ② みやぎらしい家庭教育支援普及・振興事業

5 青少年活動支援の充実

- (1) 青少年の体験活動の充実
 - 自然体験活動を通じての自立支援
 - ① 青少年自然体験活動推進事業
 - ② セカンドスクールの推進
 - ③ 青少年と地域をつなぐ体験推進事業
 - 青年地域活動促進事業
 - ① 地方青年文化祭
 - ② 県青年文化祭
 - ③ 県青年体育大会
- (2) 青少年活動団体指導者の育成
 - ジュニア・リーダーの研修充実、活性
 - ① MAP事業（体験会、講習Ⅰ、Ⅱ、スキルアップ研修）
 - ② ジュニア・リーダー中級研修会
 - ③ ジュニア・リーダー上級研修会
 - ④ 青少年教育施設ボランティア活動推進事業

6 みやぎの文化育成支援

- みやぎの文化育成支援事業（宮城県巡回小劇場、青少年劇場小公演）
- 文化芸術による子供育成推進事業舞台芸術等総合支援事業（学校巡回公演）
- みやぎの文化育成支援事業（宮城県芸術祭、地方音楽会等）

7 子どもの読書活動の推進

- 市町村子ども読書活動の支援

8 社会教育関係施設の機能充実

- (1) 図書館の利用促進と機能充実
 - 図書館電子書籍サービス事業
- (2) 美術館の利用促進
 - 6月20日にリニューアルオープンする美術館の魅力を活かした事業の展開
- (3) 改正博物館法に則った博物館登録の促進と機能強化
- (4) 自然の家等の利用促進と機能充実
- (5) 公民館事業の活性化支援
- (6) 婦人会館の利用促進と機能充実

II 事業概要

1 生涯学習推進基盤の確立

(1) 生涯学習プラットフォームの構築

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
生涯学習プラットフォーム構築事業	関係者のネットワーク拡大、学びと実施が循環する仕組みの構築、生涯学習に関する情報のホームページによる提供	管内市町村	通年

(2) 学習機会の充実・生涯学習支援者の育成と活用

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
みやぎ県民大学推進事業	学校等開放講座 ・高等学校等開放講座 ・社会教育施設等開放講座 ・大学等開放講座	県民	5～2月 調整中 調整中

(3) 地域活動の核となる人材の育成

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
みやぎ県民大学推進事業	地域力向上講座 ・地域力向上講座 ・地域力向上講座フォローアップ講座	県民	1市町 南三陸町

(4) その他の取組

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
① 各種会議における情報発信			
・教育長会議	県・管内生涯学習に関する現況把握と情報発信	教育長	合庁他
・小・中・義務教育学校長会議		管内市町村立小・中・義務教育学校校長、副校長、教頭	合庁他
・小・中・義務教育学校副校長・教頭会議			合庁
② 教育事務所ウェブサイトの情報発信	管内事業等に関する情報発信	管内全市町村	随時
③ 市町村情報コーナーの設置と情報発信	各市町村の事業紹介とイベントチラシ、広報紙の頒布、情報発信	管内全市町村	随時
④ 公立幼稚園・小・中・義務教育学校紹介	管内公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の概要紹介（写真掲示）	管内全公立幼・小・中・義務	通年 合庁

2 社会教育の推進

(1) 社会教育関係職員研修の充実

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
① 社会教育関係職員研修	イ 社会教育・公民館等職員研修会 社会教育主事や社会教育関係職員の資質と実践力の向上を図るための研修 ロ 社会教育委員研修会 現代課題に沿ったテーマによる講話や話し合いによる研修	市町村社会教育関係職員、公民館職員、社会教育関連施設職員、社会教育主事他	5/13(石巻合庁)、 6/23(松島自然の家)、 10/15(県庁)
② 社会教育主事講習	イ 東北大学社会教育主事講習 ロ 国社研社会教育主事講習(B) 社会教育主事資格取得のための講習（事前研修会を含む）	社会教育関係職員、教員	6/22～8/7 (事前6/12) 1/～2/

③ 国立教育政策研究所社会教育研修講座	地域における中核的指導者の養成	県・市町村等社会教育関係職員	4月～3月
④ 社会教育主事・社会教育士フォローアップ研修会	社会教育主事有資格者及び社会教育士としての資質・能力や実践力を高める研修	社会教育主事有資格者 社会教育士	8/19 県庁

(2) 社会教育指導者の育成

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
成人教育活動支援事業	【PTA指導者中央研修会】 PTA運営に関する研修	PTA会員等	8/4 東北自治研
	【管内協働教育・PTA指導者研修会】 子供の心情理解に関する研修 協働教育推進に関する研修	学校、PTA、行政 教育関係団体	12/5 岩沼市民会館
	人権教育指導者養成事業	各関係者	未定

(3) 社会教育関係団体活動促進事業の実施

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
社会教育関係団体活動促進事業（管内分） ① 地域教育資源活性化支援事業	イ 社会教育委員連絡協議会 生涯学習、社会教育の積極的推進のための専門的研修	社会教育委員	年間4回 合庁他
	ロ 社会教育・社会体育課長連絡協議会 管内市町村社会教育推進等についての協議	社会教育・社会体育主管課長	年間4回 合庁他
	ハ 社会教育担当者研究協議会 管内市町村生涯学習事業の現況についての情報交換	市町村社会教育担当者	年間10回 管内市町村合庁
	ニ 子ども会育成連絡協議会 遊び等の実技研修を通した子ども会活動のための実践的研修	子ども会育成指導者	年間4回 合庁他
	ホ 宮城県社会教育協会仙台支部 県・管内社会教育の振興に寄与し、会員相互の研修と交流等	県社会教育協会仙台支部会員	年間2回 調整中
② 地域教育資源活性化支援事業	イ みやぎの生涯学習・社会教育を考えるフォーラム 社会教育ネットワーク構築と社会教育主事有資格者等の活用のための高度な実践的研究協議	社会教育主事 社会教育主事有資格者 社会教育士 公民館職員等	8/19 県庁
	ロ 社会教育拠点施設（公民館等）訪問 公民館等からの要請による訪問・支援及び事業視察並びに情報交換	市町村社会教育関係施設等	7～12月
	ハ 市町村サポート事業 個別課題解決に向けた方策や手法の検討	市町村	随時

3 家庭・地域・学校による協働教育の推進

(1) 協働教育推進総合事業の推進

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
協働教育推進総合事業 ① 協働教育基盤形成事業	イ 管内協働教育・PTA指導者研修会	学校・PTA・行政 教育関係団体	12/5 岩沼市民会館

	ロ 地域学校協働活動推進員研修会・連絡会議Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	県民・行政・協働活動推進員	6/11、8/31 11/17 東北自治研
	ハ 地域学校協働活動体験研修会	県民・行政・協働活動推進員	10/16 松自
	ニ 管内地域連携担当者研修会	学校担当者等	6/24 県庁
	ホ 放課後子供教室・地域活動指導者等研修会	放課後子供教室関係者等	9/15 東北自治研
	ヘ みやぎの協働教育連絡会議	外部構成員等	年間2回 県庁
	ト 地域学校協働活動連絡会議	行政等	2/16 (配信)
② 協働教育普及・振興事業	イ 県協働教育推進功績表彰 ロ 協働教育普及・啓発	県民、行政、学校関係者	5月～6月 9月～11月
③ 教育応援団事業	イ 教育応援団の整備 ロ 教育応援団マッチング会議	県内全市町村	通年
④ 放課後児童対策推進事業	総合的な放課後対策事業の在り方の検討と放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の推進	市町村担当者各指導者	通年
⑤ 地域学校協働活動推進事業	イ 地域と学校の連携・協働体制構築事業 ・地域学校協働本部の体制整備 ・地域学校協働活動の推進 ロ 地域における家庭教育支援基盤構築事業 ・家庭教育支援活動	学校・行政の担当者・県民	通年

(2) 部活動地域展開の推進 (文化部)

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
部活動地域展開推進事業	イ 部活動地域展開研修会	行政担当者 文化芸術団体	1/15 県庁
	ロ 部活動地域展開フォーラム	行政担当者 外部指導者等	9/8 東北自治研
	ハ みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステム管理	外部指導者等	通年
部活動指導員配置促進事業	部活動指導員の配置促進	行政 外部指導者等	通年

4 家庭教育支援の充実

(1) 家庭教育支援体制の充実

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
① 家庭教育支援全般に関する情報提供	家庭教育支援に関する情報発信	未就学、小学生の保護者	通年
② 子供の生活習慣確立の推進	「はやね・はやおき・あさごはん」の推奨 (食育との関連を重視)	県民	通年

(2) 家庭教育支援者等の養成と活動促進

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
① みやぎらしい家庭教育支援基盤形成事業	イ 子育て支援・家庭教育支援関係職員・県家庭教育支援チーム研修会	行政担当者	5/12、2/17 調整中
	ロ 管内子育てサポーター養成講座	県民	5/27、6/17 仙台台庁 6/10 大河原合庁

	ハ 県子育てサポーターリーダー養成講座	子育てサポーター	9/3、11/5 12/3 県庁他
	ニ 子育て支援・家庭教育支援ネットワーク研修	行政担当、県民	10/8 県庁
② みやぎらしい家庭教育支援普及・振興事業	イ 県家庭教育支援チーム派遣事業	県支援チーム員	年 20 回程度
	ロ 圏域別親の学び研修会 みやぎの学ぶ土台づくりに関連した事業	県民	管内 3 か所

5 青少年活動支援の充実

(1) 青少年の体験活動の充実

○自然体験活動を通じての自立支援

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
青少年自然体験活動推進事業	海型、山型の自然の家で、自然体験、宿泊体験を実施	児童・生徒	各自然の家
セカンドスクールの推進	学校と社会教育施設との連携・融合を図り、児童生徒に豊かな体験の場を提供する	児童・生徒	各自然の家
青少年と地域をつなぐ体験推進事業	MIYAGI ユースプロジェクト 地域活動をテーマとした体験活動を通して、地域との関わり方を学ぶとともに、青少年が地域参画していくための実践力を育成する。	県内高校生	6/27、9/26 県庁
青年地域活動促進事業	・ 県青年文化祭 ・ 仙台管内地方青年文化祭 ・ 県青年体育大会	県内青年	6/28 加美 1/24 大郷 8/30 南三陸
青年会館研修奨励事業	地域づくりに寄与できる青年の育成に対する助成	(一財)宮城県青年会館	通年 県内各地 エスポワール宮城

(2) 青少年活動団体指導者の育成

○ジュニア・リーダーの研修充実、活性

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
① みやぎアドベンチャープログラム(MAP)事業	・ MAP体験会 ・ MAP講習Ⅰ ・ MAP講習Ⅱ ・ MAPスキルアップ研修会 地域におけるMAPの普及促進及びMAP指導者の育成	行政担当者 教職員 *体験会以外は受講条件あり	5/28、10/14 7/28～29 8/6～7 11/20 県内自然の家
② ジュニア・リーダー中級研修会	子ども会を直接指導するジュニア・リーダーの資質向上を図る研修	初級修了者(中高生)	7/31、8/1 仙台合庁
③ ジュニア・リーダー上級研修会	子ども会を直接指導するジュニア・リーダーの資質向上を図る研修	中級修了者(高校生)	12/19～20 蔵王自然の家他
④ 市町村青少年教育関係職員研修会	青少年教育に携わる市町村担当者の資質向上	行政担当者	5/18 県庁
⑤ 青少年教育施設ボランティア活動推進事業	自然の家におけるボランティアの育成と活動の充実	青年・成人	各自然の家

6 みやぎの文化育成支援

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
① みやぎの文化育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県巡回小劇場 青少年劇場小公演 	小・中学生、 教職員、保護者等	9～11月 *調整中
② 文化芸術による子供育成推進事業	文化芸術による子供育成推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 芸術家の派遣事業 子供 夢・アート・アカデミー ユニバーサル公演事業 舞台芸術等総合支援事業（学校巡回公演）	小・中学生、 教職員、保護者等	6～1月 *調整中
③ みやぎの文化育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県芸術祭 地方音楽会 高等学校文化活動への支援 展覧会等支援事業 国民文化祭参加の支援 	県民 各種団体	通年 希望市町村 他

7 子どもの読書活動の推進

(1) 市町村子ども読書活動の支援

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
① 市町村子ども読書活動支援事業	イ 市町村子ども読書活動関係職員研修会	活動関係者	5/22 調整中

8 社会教育関係施設の機能充実

(1) 図書館、美術館、博物館の利用促進に向けた取組

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
イベント等に関する情報発信	掲示板、ウェブサイトによるイベント、研修会等に関する情報発信	県民	随時
図書館電子書籍サービス事業	県図書館の電子書籍に関する情報提供と利用促進	県民	随時
県美術館リニューアルに伴う事業の展開	リニューアル企画に関する情報提供と利用促進	県民	随時
改正博物館法に則った登録の促進	博物館等への登録啓発	博物館等	随時

(2) 自然の家等の利用促進に向けた取組

事業名・種別等	内容等	対象施設等	時期・会場
社会教育関係施設等の紹介	管内教育長会議、校長会議、教頭会議における施設紹介と利用促進依頼	管内教育長 校長・教頭	校長(教頭)会議開催時

(3) 公民館事業の活性化支援

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
イベント等に関する情報発信	掲示板、ウェブサイトによるイベント、研修会等に関する情報発信	市町村公民館	随時

(4) 婦人会館の利用促進に向けた取組

事業名・種別等	内容等	参加対象等	時期・会場
イベント等に関する情報発信	掲示板、ウェブサイトによるイベント、研修会等に関する情報発信	婦人会館	随時

Ⅲ 資料

1 管内事業「会場」一覧

事業名 / 年度	H25	H26	H27	H28	H29
社会教育委員・課長合同研修会	岩 沼	大 衡	松 島	多賀城	山 元
スポーツ推進委員協議会総会・研修会	富 谷	岩 沼	岩 沼	塩 竈	塩 竈
子ども会育成指導者研修会	名 取	山 元	大 郷	富 谷	七ヶ浜
少年の主張仙台地区大会	富 谷	亘 理	七ヶ浜	岩 沼	松 島
事業名 / 年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
社会教育委員・課長合同研修会	富 谷	亘 理	七ヶ浜	大 和	利 府
スポーツ推進委員協議会総会・研修会	大 衡	大 衡	山 元	山 元	多賀城
子ども会育成指導者研修会	松 島	名 取	亘 理	大 衡	大 和
少年の主張仙台地区大会	名 取	大 和	山 元	大 衡	大 郷
事業名 / 年度	R5	R6	R7	R8	R9
社会教育委員・課長合同研修会	多賀城	大 郷	塩 竈	岩 沼	
スポーツ推進委員協議会総会/研修会	多賀城/大和	大 和	—	—	
子ども会育成指導者研修会	多賀城	塩 竈	名 取	山 元	
少年の主張仙台地区大会	多賀城	利 府	塩 竈	富 谷	

※「社会教育委員・課長合同研修会」、「スポーツ推進委員協議会総会・研修会」、「子ども会育成指導者研修会」は、平成15年度より事務局を3地区輪番とし、研修会も輪番地区内で開催している。

※「少年の主張仙台地区大会」の事務局は、平成16年度から地方振興事務所で担当していたが、平成22年度から管内市町村輪番としている。例年、社会教育指導員が審査員を引き受けている。

2 教育事務所主管事業「会場」一覧

事業名 / 年度	H25	H26	H27	H28	H29
ジュニア・リーダー中級研修会	婦人会館	婦人会館	多賀城文化センター	多賀城文化センター	塩竈公民館
宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭	G・21	利府G・21	利府G・21	利府G・21	利府G・21
地方青年文化祭	大和まほろばH	大和まほろばH	松島文化交流館	松島文化交流館	名取文化会館
協働教育研修会・PTA指導者研修会	富谷成田公民館	松島文化交流館	多賀城文化センター	亘理公民館	岩沼市民会館
事業名 / 年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
ジュニア・リーダー中級研修会	多賀城文化センター	塩竈公民館	合同庁舎	松島自然の家	松島自然の家
宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭	利府G・21	利府G・21 富谷運動公園	中止	中止	利府G・21
地方青年文化祭	名取文化会館	大和まほろばH	動画配信	岩沼市民会館 動画配信	松島文化交流館
協働教育研修会・PTA指導者研修会	名取文化会館	山元山下地域C	名取文化会館	塩竈遊ホール	富谷東北自治総研
事業名 / 年度	R5	R6	R7	R8	R9
ジュニア・リーダー中級研修会	松島自然の家	合同庁舎	合同庁舎	合同庁舎	
宮城ヘルシースポーツ祭（令和3年度まで） みやぎスポーツDAYプレ大会（令和4年度） みやぎスポーツDAY（令和5年度から）	利府G・21	利府G・21	利府G・21	利府G・21	
地方青年文化祭	七ヶ浜国際村	富谷市成田公民館	山元町防災総合センター	大郷町文化会館	
協働教育研修会・PTA指導者研修会	利府リフノス	松島文化交流館	名取文化会館	岩沼市民会館	

※「宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭」、「仙台管内地方青年文化祭」については、平成16年度から市町村輪番ではなく、実行委員会事務局を仙台教育事務所が担当となって開催。

※「宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭」について、令和4年度に大会名称を「みやぎスポーツDAY（宮城ヘルシーの後継事業）プレ大会」として開催。令和5年度以降、スポーツ振興課が中心となり本格的に開催。

※「仙台地区PTA指導者研修会」については、平成18年度から管内協働教育研修会と合同で開催。

※令和2年度のジュニア・リーダー中級研修会は、ジュニア・リーダー中級相当研修会として実施。

3 管内各協議会「事務局」一覧

団体名	年度	H26	H27	H28	H29	H30
社会教育・社会体育課長連絡協議会	会長・事務局	富谷	七ヶ浜	亘理	大和	利府
社会教育主事研究協議会	会長 事務局	富谷 利府	大衡 利府	富谷 松島	大和 松島	大郷 松島
生涯スポーツ担当者研究協議会	会長 事務局	多賀城 富谷	多賀城 大衡	大衡 利府	多賀城 岩沼	多賀城 利府
子ども会育成連絡協議会	会長 事務局	大郷 南：亘理	大郷 北：大衡	大郷 北：大和	大郷 中：塩竈	大郷 中：利府
スポーツ推進委員協議会	会長・事務局	南：岩沼	中：塩竈	中：塩竈	北：大衡	北：大衡
社会教育委員連絡協議会	会長・事務局	大衡	名取	名取	塩竈	塩竈
団体名	年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
社会教育・社会体育課長連絡協議会	会長・事務局	岩沼	大衡	松島	山元	大郷
社会教育主事研究協議会	会長 事務局	富谷 松島	大衡 大郷	岩沼 富谷	富谷 大衡	山元 名取
生涯スポーツ担当者研究協議会	会長 事務局	岩沼 塩竈	岩沼 七ヶ浜	七ヶ浜 利府	山元 大和	利府 亘理
子ども会育成連絡協議会	会長 事務局	大郷 南：岩沼	大郷 南：山元	富谷 北：大郷	富谷 北：富谷	富谷 中：七ヶ浜
スポーツ推進委員協議会	会長・事務局	南：山元	山元	多賀城	多賀城	大和
社会教育委員連絡協議会	会長・事務局	大和	大和	亘理	亘理	多賀城
団体名	年度	—	R6	R7	R8	R9
社会教育・社会体育課長連絡協議会	会長・事務局	—	塩竈	名取	富谷	
社会教育主事研究協議会	会長 事務局	社会教育 担当者研 究協議会	会長 名取	会長 塩竈	会長	
生涯スポーツ担当者研究協議会	会長 事務局		事務局 岩沼	事務局 亘理	事務局 山元	
子ども会育成連絡協議会	会長 事務局	—	富谷 中：松島	富谷 南：岩沼	富谷 南：亘理	
スポーツ推進委員協議会	会長・事務局	—	大和	—	—	
社会教育委員連絡協議会	会長・事務局	—	多賀城	富谷	富谷	

※ 令和6年度より、社会教育主事研究協議会と生涯スポーツ担当者研究協議会を合併し、社会教育担当者研究協議会を新たに設立

4 生涯学習担当事務分担 (「◎」主担当 「○」副担当 「空欄」補助者)

項目	事務内容等	次長	主幹	指導員
総括	生涯学習全体計画作成・概況報告作成他	◎	○	
	行事予定の定期報告、文書処理と保管	○		◎
生涯学習推進 基盤の確立	生涯学習推進体制の整備	◎	○	
	生涯学習プラットフォームの構築	◎	○	
	学習機会の充実	◎	○	
	地域活動の核となる人材の育成	◎	○	
社会教育の推進	社会教育推進体制の充実	◎	○	
	社会教育関係職員研修への対応	◎	○	
	社会教育主事講習への対応	◎	○	
	社会教育指導者の育成	◎	○	
協働教育の推進	協働教育推進総合事業の推進	◎	○	
	地域学校協働活動推進事業の支援	◎	○	
	部活動地域展開の推進	◎	○	
家庭教育支援 の充実	家庭教育支援体制の充実	○	◎	
	みやぎの学ぶ土台づくり事業の推進	○	◎	
	みやぎらしい家庭教育支援事業の推進	○	◎	
青少年活動 支援の充実	青少年の体験活動の充実	○	◎	
	青少年活動団体指導者の育成	○	◎	
	青年地域活動促進事業	○	◎	
みやぎの文化 育成支援	文化芸術活動の充実		○	◎
	文化芸術活動を担う人材・団体の育成		○	◎
子どもの読書活動 の推進	市町村子ども読書活動支援事業		○	◎
	読書活動に関する調査		○	◎
社会教育関係施設 の機能充実	自然の家・図書館・美術館・博物館利用促進のための広報活動	◎		○
	社会教育拠点施設（公民館）に関する情報収集・発信	◎		○
各種協議会等 の指導・助言	①社会教育委員連絡協議会	◎	○	
	②社会教育・社会体育課長連絡協議会	◎	○	
	③社会教育担当者研究協議会	◎	○	
	④子ども会育成連絡協議会	○	◎	
	⑤県社会教育協会	○	○	◎

総務・経理・学事

- I 仙台教育事務所学校事務の方針
- II 年間予定
- III 各種報告期限

I 仙台教育事務所学校事務の方針

宮城県仙台教育事務所所管の市町村立小・中・義務教育学校において、給与・旅費・学籍及び服務等に関する事務が、関係法令等に基づき適正に処理されるように適切な指導と助言を行うことにより、学校事務の適切な執行と学校の自主・自立の確立に役立てる。

II 年間予定

月	総務関係	経理関係	学事関係
4	<ul style="list-style-type: none"> 異動に伴う共済組合、互助会等事務処理 会計年度任用職員等任用に係る諸手続き（通勤届・口座振替依頼等） 	<ul style="list-style-type: none"> 旅費年間予算配当 時間外勤務手当年間予算配当 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の調整額発令
5	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成制度該当者の申告 	<ul style="list-style-type: none"> 通勤手当事後確認審査 期末勤勉手当報告 	<ul style="list-style-type: none"> 前期用教科書受領報告
6	<ul style="list-style-type: none"> 新任事務職員等実務研修会 会計年度任用職員期末勤勉手当関係事務 児童手当現況届 	<ul style="list-style-type: none"> 新任事務職員等実務研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 新任事務職員等実務研修会 教科書展示会
7		<ul style="list-style-type: none"> 諸手当事後確認審査 	
8	<ul style="list-style-type: none"> 管内小中学校事務指導 (～10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 管内小中学校事務指導 (～10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 管内小中学校事務指導 (～10月) 教科書需要数報告 所有免許状調査
9	<ul style="list-style-type: none"> 共済組合被扶養者資格確認 		<ul style="list-style-type: none"> 教科書前期転学用・後期用受領報告
10		<ul style="list-style-type: none"> 新任事務職員等実務研修会 期末勤勉手当報告 	
11	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成制度受給状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> 年末調整審査会 	<ul style="list-style-type: none"> 1/1に係る昇給内申病休者調
12	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員期末勤勉手当関係事務 	<ul style="list-style-type: none"> 再年末調整審査 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度講師等登録会
1	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当、年金請求関係事務 		
2			<ul style="list-style-type: none"> 4/1に係る昇給内申病休者調 次年度常勤講師等任用事務
3	<ul style="list-style-type: none"> 共済組合等資格喪失手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 人事異動に伴う給与関係事務審査会 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書後期転学用受領報告 次年度非常勤講師等任用事務

Ⅲ 各種報告期限

	書 類 等	期 限 等
総務関係	共済組合等諸手続き（4月任用除く）	随時
	年間勤務計画兼実績報告書	毎月 指定した日
	各種給付金請求（公立学校共済組合）	毎月 5日
	各種給付金請求（教職員互助会）	毎月 5日
	公立学校共済組合貸付申込書	毎月15日
	全額繰上償還申出書	毎月10日
	一部繰上償還申出書	6月10日及び12月10日
	児童手当認定請求書 ※福利課直接	出生の翌日から15日以内
経理関係	給与関係例月報告	毎月月初（年末・年度末を除く）
	給与特例計算報告	毎月指定された日
	旅費関係書類提出	翌月10日
	旅費執行見込額調査	10月から毎月
学事関係 ※各地教委から当事務所への提出期限	人事異動関係に関する一連作業	通年
	教科書受領報告	5月、9月、3月
	昇給内申病休者調	11月、2月
	病休者等調	毎月 7日
	毎月1日現在の学級数増減調	毎月 7日
	人事記録事項等異動届	毎月 5日
	5月1日現在小・中学校児童・生徒数調	指定された日
	教職員加配実施（中間）報告及び翌年度実施計画	〃
	各種補助金関係書類	〃
	産休者等調	〃
	退職予定者調	〃
	特別支援学級新設予定表	〃
	学級編制表等関係調査	〃
	職員定数に関する調査	随時
	公務災害関係書類	〃
	教育職員免許状請願	毎月20日
	給食定期衛生検査報告	7月、12月、3月
	給食用食品検査報告	7月、11月
給食従事者検便結果報告	翌月13日	

年間行事予定

年間行事予定 令和8年4月

～令和9年3月

2026 (令和8年) 4月					
月日	曜日	学校(園)訪問	学校教育	社会教育	県・センター関係
1	水				<input type="checkbox"/> 辞令交付 <input checked="" type="checkbox"/> 小中高特初任研 <input checked="" type="checkbox"/> 養教、栄教新採 <input checked="" type="checkbox"/> 新任職員(事務)
2	木				<input type="checkbox"/> 算数教育改善プラン担当者オリエンテーション(県庁) <input checked="" type="checkbox"/> 初任研庶務会(オンライン)
3	金			管内生涯学習担当者会議(仙台合庁)	<input type="checkbox"/> 指導主事代表者会議①(県庁) <input type="checkbox"/> 副参事会議①(県庁) <input type="checkbox"/> 学びの環境サポートチーム連絡会議(県庁) <input type="checkbox"/> 「共に学ぶ教育」推進モデル事業連絡会(オンライン)
4	土				
5	日				
6	月		初任研各校方式、拠点校方式連絡協議会(オンライン)		<input checked="" type="checkbox"/> 長研開講式
7	火				<input type="checkbox"/> 教育相談コーディネーター連絡会議(総セ) <input type="checkbox"/> 教育事務所専門カウンセラー連絡会議①(総セ) <input checked="" type="checkbox"/> スクールカウンセラー新規採用者研 <input checked="" type="checkbox"/> スクールカウンセラー研
8	水				
9	木				<input type="checkbox"/> 指導主事会議①(総セ) <input checked="" type="checkbox"/> 新任職員(事務)
10	金				<input checked="" type="checkbox"/> 新任職員(事務)
11	土				
12	日				
13	月				<input type="checkbox"/> 「算数チャレンジ大会(算チャレ)2026」問題作成委員会①(県庁) <input type="checkbox"/> AIM会議Ⅲ①(県庁)
14	火		教育長会議①(仙台合庁)		
15	水			市町村生涯学習・社会教育主管課長会議及び本庁・事務所連絡会議(県庁)	<input type="checkbox"/> 学び支援教室事業説明会(オンライン)
16	木		管内小・中・義務教育学校長会議①(仙台合庁)		<input type="checkbox"/> SDC会議①
17	金	打合せ票提出(5月訪問)		管内社会教育担当者研究協議会総会・定例会(仙台合庁)	
18	土				
19	日				
20	月		学校経営要録等点検①(仙台合庁)		
21	火		学校経営要録等点検②(仙台合庁)		<input type="checkbox"/> 宮城県教科用図書選定審議会①(県庁) <input type="checkbox"/> 幼児教育アドバイザー連絡会議①(県庁) <input checked="" type="checkbox"/> 特支初任研(小中)
22	水		学校経営要録等点検③(仙台合庁)		<input type="checkbox"/> 志教育支援事業推進会議①(県庁) <input type="checkbox"/> 全国学力・学習状況調査(算数・数学)分析作業部会①(総セ)
23	木		学校経営要録等点検④(仙台合庁)		<input type="checkbox"/> 全国学力・学習状況調査実施日 <input type="checkbox"/> 全国学力・学習状況調査(算数・数学)分析作業部会②(総セ)
24	金		学校経営要録等点検⑤(仙台合庁)	管内子ども会育成連絡協議会総会(仙台合庁)	<input type="checkbox"/> みやぎGIGAスクール推進協議会①(教育企画室) <input type="checkbox"/> 副参事会議②(県庁) <input type="checkbox"/> 算数プラン定例会①(県庁)
25	土				
26	日				
27	月	訪問打合せ(5月訪問)			
28	火	打合せ票提出(6月訪問)	初任研(1年目)教育事務所研修①(仙台合庁)		
29	水		昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	木				<input type="checkbox"/> スクールロイヤー連絡会①(県庁) <input checked="" type="checkbox"/> 小中高特新任教頭 <input checked="" type="checkbox"/> 新任事務室長
					【県・センター関係の表示について】 <input type="checkbox"/> 県教委関連事業 <input checked="" type="checkbox"/> 総合教育センター研修事業

2026 (令和8年) 5月					
月日	曜日	学校(園)訪問	学校教育	社会教育	県・センター関係
1	金				<input type="checkbox"/> 宮城県教科用図書選定審議会専門委員会①(総セ) <input checked="" type="checkbox"/> 小中高特新任研究主任 <input checked="" type="checkbox"/> 養教新採
2	土				
3	日		憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	月		みどりの日	みどりの日	みどりの日
5	火		こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	水		休日	休日	休日
7	木		学校経営要録等最終提出(教育委員会→事務所)		<input type="checkbox"/> 宮城県教科用図書選定審議会専門委員会②(総セ) <input checked="" type="checkbox"/> 特学校新採
8	金		学校経営要録等最終提出(教育委員会→事務所)		<input type="checkbox"/> 宮城県教科用図書選定審議会専門委員会③(県庁) <input type="checkbox"/> 宮城県子ども・若者支援会議①(県庁) <input checked="" type="checkbox"/> 技術研(免外) <input checked="" type="checkbox"/> 新任職員(事務)
9	土				
10	日				
11	月		管内小・中学校・義務教育学校副校長・教頭会議①(仙台合庁) ※午前開催予定		
12	火			子育て支援・家庭教育支援関係職員・県家庭教育支援チーム連絡会議(県庁)	<input checked="" type="checkbox"/> 小初任研
13	水	訪問打合せ(6月訪問)		社会教育・公民館職員等研修会「社会教育基礎研修会」(石巻合庁)	<input type="checkbox"/> AIM会議②(オンライン) <input checked="" type="checkbox"/> 小中高特新任校長
14	木		学力向上指導員研修会①(仙台合庁)		<input type="checkbox"/> みやぎGIGAスクール推進協議会担当者会① <input checked="" type="checkbox"/> 技術研(免外・基) <input checked="" type="checkbox"/> 家庭研(免外)
15	金			管内生涯学習担当者会議(仙台合庁)	<input type="checkbox"/> みやぎ「魅力ある・行きたくなる学校づくり」推進事業連絡会①(県庁)
16	土				
17	日				
18	月			青少年教育関係職員研修会	<input type="checkbox"/> 宮城県教科用図書選定審議会②(県庁) <input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園等研修指導員連絡会議
19	火				<input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカー連絡会議①(県庁) <input checked="" type="checkbox"/> 特支初任研(小中)
20	水	亙理吉田中(2)			
21	木				<input type="checkbox"/> 市町村幼児教育担当者研修会①(県庁) <input checked="" type="checkbox"/> 養教新採 <input checked="" type="checkbox"/> 養教5年経験 <input checked="" type="checkbox"/> 中堅養教 <input checked="" type="checkbox"/> 新任主幹
22	金	打合せ票提出(7月打訪問)	飲酒運転根絶の日	飲酒運転根絶の日 市町村子ども読書関係職員研修会	飲酒運転根絶の日 <input checked="" type="checkbox"/> コーデ新 <input checked="" type="checkbox"/> 学び支援研
23	土				
24	日				
25	月		スクールロイヤー活用研修会(オンライン)		<input type="checkbox"/> 学びの多様化学校連絡会議①(県庁)
26	火				<input type="checkbox"/> 幼児教育アドバイザーフォローアップ研修オリエンテーション(オンライン) <input checked="" type="checkbox"/> 中初任研 <input checked="" type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカー研
27	水			子育てサポーター養成講座①(仙台合庁)	<input type="checkbox"/> 科学の甲子園ジュニア県予選実行委員会①(県庁) <input checked="" type="checkbox"/> 特支Ⅱ①
28	木		初任研(2年目)教育事務所研修①(仙台合庁)		<input checked="" type="checkbox"/> 学びの環境サポート登校支援研修会(総セ) <input checked="" type="checkbox"/> 小中高特新任校長 <input checked="" type="checkbox"/> 小音研 <input checked="" type="checkbox"/> 発達支援定期巡回教育相談(利府①)
29	金				<input type="checkbox"/> 副参事会議③(県庁) <input type="checkbox"/> 算数プラン定例会②(県庁)
30	土				
31	日				

【県・センター関係の表示について】
県教委関連事業
総合教育センター研修事業

2026 (令和8年) 6月					
月日	曜日	学校(園)訪問	学校教育	社会教育	県・センター関係
1	月	城南小(4) 成田小(2)			
2	火				□令和9年度使用教科用図書採択事務担当者会議(県庁) □外国人児童生徒等の支援に係る情報交換会①(オンライン) ■小中高特新任教頭 ■外国人支援研
3	水	青山小(3)		管内社会教育委員連絡協議会第1回理事会・総会(岩沼市役所)	□「算数チャレンジ大会(算チャレ)2026」問題作成委員会②(県庁) ■特支Ⅰ
4	木	訪問打合せ(7月訪問)			□SDC会議② □みやぎGIGAスクール推進協議会担当者会②(県庁) ■特支Ⅰ
5	金	みどり台中(5)		みやぎの協働教育連絡会議(県庁)	■事務レベルアップ
6	土				
7	日				
8	月	日吉台小(4) 逢隈中(2)			□学びの環境サポート連絡会議①(県庁)
9	火		仙台圏域安全教育総合推進ネットワーク会議(仙台合庁)		□架け橋期のコーディネーター養成講習①(県庁) ■小中高特初任研 ■養教新採 ■栄教新採 ■新任職員(事務)
10	水		5年経験者研修事務所研修【生徒指導研修】(仙台合庁)	子育てサポーター養成講座②(大河原合庁)	
11	木			地域学校協働活動推進員研修会・連絡会議Ⅰ(自治研)	□検証改善委員会①(総セ) ■新任安全担当主幹 ■新任防災主任 ■特新任教務 ■家庭研(免外)
12	金	多賀城小(26)		東北大学社会教育主事講習事前研修会(自治研)	■生徒指導(いじめ) ■授業DX(A日程) ■新任事務次長
13	土				
14	日				
15	月		管内小・中・義務教育学校研究主任研修会(仙台合庁)		■安全担当主幹 ■新任安全担当主幹
16	火	山下二小(1) 成田中(3)			■小初任3年 ■特初任3年(小)
17	水	館腰小(3) 塩竈一中(3)		子育てサポーター養成講座③(仙台合庁)	■学びの環境サポート登校支援研修会(石巻合庁) ■校務DX(A日程)
18	木				■小中堅 ■中堅養教 ■中堅栄教 ■摂食機能
19	金	岩沼西小(25)		管内生涯学習担当者会議(仙台合庁)	■中中堅 ■中堅養教 ■中堅栄教 ■重度重複
20	土				
21	日				
22	月	浦戸小中(2) 日吉台中(3)		東北大学社会教育主事講習 ~8/7	□宮城県児童生徒学習意識等調査(~26日 各学校における任意日) ■小中特新任教務 ■授業DX(B日程)
23	火	松島一幼(3) 岩沼中(3)		社会教育・公民館等職員研修会(松自)	■発達支援定期巡回教育相談(塩竈①)
24	水			地域連携担当者研修会兼みやぎ教育応援団マッチング会議(県庁)	□AIM会議③(オンライン) ■外国語研①(オンライン)
25	木		中堅教諭等資質向上研修実践研修①(仙台合庁)		■幼新規
26	金	鶴巣小(1) 名取二中(4)			□算数プラン定例会③(県庁) ■中初任3年 ■特初任3年(中)
27	土				
28	日				
29	月	荒浜小(1) 塩竈三中(3)			□学校警察連絡協議会連絡会議①(自治会館)
30	火		地域学びの環境サポートネットワーク会議①(仙台合庁)		■特支初任研(小中) ■生徒指導(魅力) ■校務DX(B日程)

【県・センター関係の表示について】
□県教委関連事業
■総合教育センター研修事業

2026 (令和8年) 7月					
月日	曜日	学校(園)訪問	学校教育	社会教育	県・センター関係
1	水	富谷小(4)			□学び支援教室連絡会議①(自治会館)
2	木		教育長会議②(仙台合庁)		■コーデ福祉と教育(仙A) ■小理研 ■中理研
3	金	利府西中(3) 打合せ兼提出 (8・9月訪問)			■栄教新採 ■栄教5年経験 ■中堅栄教 ■小音研
4	土				
5	日				
6	月	ゆりが丘小(4) 大衡中(2)			□「算数チャレンジ大会(算チャレ)2026」問題作成委員会③(県庁) □教育事務所専門カウンセラー連絡会議②(県庁)
7	火	あけの平小(3) 岩沼西中(3)			□みやぎGIGAスクール推進協議会担当者会③(県庁) ※7/7または7/9
8	水		学校に登校していない児童生徒の保護者のための情報交換会①(仙台合庁)		■幼新規 ■生徒指導(学校指導)
9	木		管内小・中・義務教育学校長会議②(仙台合庁)		■主任主査級(事務)
10	金	山下一小(1) 多賀城東小(4)			■中国研 ■小算研 ■中数研 ■インクル教育(切れ目ない)
11	土				
12	日				
13	月	相互台小(4) 富谷中(2)			□宮城県子ども・若者支援会議②(県庁)
14	火	長瀬小(1) 宮床中(3)			■ファンリテーション(事務)
15	水	しらかし台中 (14)			□SDC会議③ ■新任安全担当主幹 ■新任防災主任 ■ファンリテーション(事務)
16	木				□道徳教育推進協議会①(県庁) ■情報スキル
17	金		管内生涯学習担当者会議(仙台合庁)		□生徒指導担当指導主事連絡会議①(県庁) ■タスク管理(事務)
18	土				
19	日				
20	月		海の日	海の日	海の日
21	火	訪問打合せ (8・9月訪問)			□算数チャレンジ大会(算チャレ)2026予選(～24日) ■発達支援定期巡回教育相談(利府②)
22	水		スクールカウンセラー研修会(仙台合庁)		
23	木				■主査級(事務・昇任者)
24	金		スクールロイヤー定期相談会①		□科学の甲子園ジュニア県予選実行委員会②(総セ) ■幼中堅 ■通級経験(言語) ■スクールカウンセラー研
25	土				
26	日				
27	月				■小中道徳
28	火				■学びの環境サポート登校支援研修会(大崎合庁) ■幼新規 ■幼中堅 ■小国研 ■特支Ⅱ①
29	水				■スクールソーシャルワーカー担当研 ■スクールソーシャルワーカー研 ■小算研 ■小図研 ■中高美研 ■家庭研(基) ■管理者(事務)
30	木				□科学の甲子園ジュニア県予選実行委員会③(オンライン) ■幼新規 ■小中理実験研 ■小英語 ■中英語 ■学校保健
31	金		管内ジュニア・リーダー中級研修会(合庁)		□算数プラン定例会④(県庁) □幼稚園教育課程研究協議会・架け橋期のコーディネーター養成講習②(県庁) ■技術研(応)
					【県・センター関係の表示について】 □県教委関連事業 ■総合教育センター研修事業

2026 (令和8年) 8月					
月日	曜日	学校(園)訪問	学校教育	社会教育	県・センター関係
1	土			管内ジュニア・リーダー中級研修会(仙台合庁)	
2	日				
3	月		中堅教諭等資質向上研修実践研修②(仙台合庁)		<input type="checkbox"/> 学校以外の場で学ぶ児童生徒を支援するための連携に関する情報・意見交換会(漁信基) <input type="checkbox"/> 「算数チャレンジ大会(算チャレ)2026」問題作成委員会④(オンライン) <input checked="" type="checkbox"/> 中教研 <input checked="" type="checkbox"/> 小中特活 <input checked="" type="checkbox"/> インクル教育(医療) <input checked="" type="checkbox"/> 学ぶ土台 <input checked="" type="checkbox"/> 共同実施リーダー(事務)
4	火			P T A 中央指導者研修会(自治研)	<input type="checkbox"/> 検証改善委員会作業部会①(総セ) <input checked="" type="checkbox"/> 幼新規 <input checked="" type="checkbox"/> 幼中堅 <input checked="" type="checkbox"/> 小社研 <input checked="" type="checkbox"/> 中社研 <input checked="" type="checkbox"/> 家庭研(応)
5	水				<input checked="" type="checkbox"/> 主事・技師級(事務)
6	木				
7	金			管内社会教育委員連絡協議会第2回理事会(仙台合庁)	
8	土				<input type="checkbox"/> 科学の甲子園ジュニア県予選(総セ)
9	日				
10	月				
11	火		山の日	山の日	山の日
12	水				
13	木				
14	金				
15	土				
16	日				
17	月				<input type="checkbox"/> 教科書需要数作業(～9月2日)
18	火		初任研(1年目)教育事務所研修②		<input checked="" type="checkbox"/> 小初任2年 <input checked="" type="checkbox"/> 特支初任2年(小)
19	水		中堅教諭等資質向上研修実践研修③/初任研(1年目)教育事務所研修③合同研修(仙台合庁)	社会教育主事・社会教育士フォローアップ研修会兼社会教育フォーラム(県庁)	<input type="checkbox"/> 「算数チャレンジ(算チャレ)2026」問題作成委員会⑤(県庁) <input checked="" type="checkbox"/> 中初任2年 <input checked="" type="checkbox"/> 特支初任2年(中)
20	木		初任研(2年目)教育事務所研修②		<input checked="" type="checkbox"/> 主査級(事務・経験者)
21	金	打合せ票提出(10月訪問)			<input type="checkbox"/> 算数プラン定例会⑤(県庁)
22	土				
23	日				
24	月				
25	火		教育長会議③(仙台合庁)		<input checked="" type="checkbox"/> 発達支援定期巡回教育相談(塩竈②)
26	水	増田西小(6)			<input type="checkbox"/> AIM会議④(オンライン)
27	木	多賀城二中(3)			<input type="checkbox"/> みやぎGIGAスクール推進協議会担当者会④(県庁)
28	金				<input type="checkbox"/> 副参事会議④(県庁)
29	土				
30	日				
31	月	開上小中(5)		地域学校協働活動推進員研修会・連絡会議Ⅱ(自治研)	

【県・センター関係の表示について】
県教委関連事業
総合教育センター研修事業

2026 (令和8年) 9月					
月日	曜日	学校(園)訪問	学校教育	社会教育	県・センター関係
1	火				□架け橋期のコーディネーター養成講習③(県庁) ■小中新任研究主任(中)
2	水	高屋小(1) 富谷二中(3)			□SDC会議④
3	木	七ヶ浜中(2) 大郷中(0)			■栄教新採 ■栄教5年経験 ■中堅栄教
4	金	高崎中(4)			■情報化推進リーダー研修会 ■小中新任研究主任(小)
5	土			管内子ども会育成連絡協議会指導者研修会(山元町 防災施設・山下地域交流センター)	
6	日				
7	月		福祉と教育の連携による特別支援教育コーディネーター研修会		
8	火		中堅教諭等資質向上研修実践研修③/初任研(1年 目)教育事務所研修③合同研修(仙台合庁)		■発信型英語
9	水		県就学相談会(仙台合庁) 学校安全教育指導者研修会(仙台合庁) (午前:中・高・特支 午後:幼・小)		■小体研 ■中高保体研
10	木	天真小(4) 荒浜中(1)			■小中高特スクールミドル
11	金	不二が丘小(3) 松島中(3)			□検証改善委員会作業部会②(総セ) ■通級経験(LD等) ■ワンペーパー(事務)
12	土				□算数チャレンジ(算チャレ)2026本選(総セ)
13	日				
14	月	大和吉田小(1) 塩竈二中(3)			□宮城県子ども・若者支援会議③(自治会館) ■心を育む道徳
15	火	富谷幼(1) 玉浦中(2)		放課後子供教室・地域活動指導者等研修会(自治 研)	□幼児教育アドバイザーフォローアップ研修会(県庁) ■小初任2年 ■特支初任2年(小) ■小体研 ■中高保体研 ■チームビルディング(事務)
16	水	多八幡小(4) 成田東小(2)			■中初任2年 ■特支初任2年(中) ■チームビルディング(事務)
17	木	利府二小(0) 訪問打合せ(10月)			
18	金	愛島小 (24)		管内生涯学習担当者会議(仙台合庁)	■小中高特新任教頭 ■中高音研 ■小図研
19	土				
20	日				
21	月		敬老の日	敬老の日	敬老の日
22	火		休日	休日	休日
23	水		秋分の日	秋分の日	秋分の日
24	木				□コミュニティ・スクール推進協議会(県庁) ■養教新採 ■養教5年経験 ■中堅養教 ■特支Ⅱ①
25	金	玉浦小(4) 打合せ票提出 (11月訪問)			□算数プラン定例会⑥(県庁) □令和9年度公立高等学校入試事務説明会 ■小中高特新任校長 ■新図書・新図書担当 ■発達支援定期巡回教育相談(利府③)
26	土				
27	日				
28	月		管内小・中・義務教育学校校長会議③		■小国研 ■中国研
29	火	落合小(1)			■小中高特初任研 ■養教新採 ■栄教新採 ■発信型英語
30	水	岩沼南小(4) 松島二小(2)			■特支新任研究主任 ■特支Ⅰ ■小社研 ■中社研 ■家庭研(基)
					【県・センター関係の表示について】 □県教委関連事業 ■総合教育センター研修事業

2026 (令和8年) 10月

月日	曜日	学校(園)訪問	学校教育	社会教育	県・センター関係
1	木		5年経験者研修事務所研修【教科指導研修】(仙台合庁)		□検証改善委員会作業部会③(総セ) ■特支Ⅰ ■特支初任2年 ■新任職員(事務)
2	金	下増田小(4)			■新任職員(事務)
3	土				
4	日				
5	月	多賀城中(3)			
6	火				□外国人児童生徒等の支援に係る情報交換会②(オンライン) ■小中高特初任研 ■養教新採 ■栄教新採 ■外国人支援研 ■発達支援定期巡回教育相談(塩竈③)
7	水	東向陽台中(3)			□教育支援センター情報交換会①(自治会館)
8	木		管内小・中・義務教育学校副校長・教頭会議②(仙台合庁)	子育て支援・家庭教育支援ネットワーク研修(県庁)	
9	金		教育長会議④(H白萩)		□「算数チャレンジ大会(算チャレ)2026」問題作成委員会⑥(オンライン)
10	土				
11	日				
12	月		スポーツの日	スポーツの日	スポーツの日
13	火	訪問打合せ(11月訪問)			
14	水		学校に登校していない児童生徒の保護者のための情報交換会②		■新任事務室長
15	木			社会教育・公民館等職員研修会「障害者の生涯学習」(県庁)	■学び支援研 ■特支初任2年(小中)
16	金			地域学校協働活動体験研修会(松自) 管内生涯学習担当者会議(仙台合庁)	■中堅養教 ■防災地域別(仙台A、仙台B、仙台C)
17	土				
18	日				
19	月				□英語能力測定テスト(～30日 各学校における任意日) ■中理研 ■幼稚園等研修指導員連絡会議
20	火	名取一中(4)			□みやぎGIGAスクール推進協議会担当者会⑤(県庁) ■特支Ⅱ②
21	水	松島五幼(1)			□道徳教育推進協議会②(県庁) ■特支Ⅱ②
22	木	打合せ票提出(12月訪問)			□みやぎ「魅力ある・行きたくなる学校づくり」連絡会②(県庁) ■栄教新採 ■中堅栄教 ■小中高特スクールミドル
23	金				□副参事会議⑤(県庁) □算数プラン定例会⑦(県庁)
24	土				
25	日				
26	月	利府中(3)			□学校以外で学ぶ児童生徒を支援するための連携に関する情報・意見交換会②(県庁)
27	火				□検証改善委員会②(総セ) □SDG会議⑤ ■小初任研
28	水	山下小(2)			■学校司書
29	木				□架け橋期のコーディネーター養成講習(附属幼稚園) ■小中堅 ■中堅養教 ■中堅栄教 ■中高美研
30	金	那智が丘小(2)			■事務レベルアップ
31	土				

【県・センター関係の表示について】
□県教委関連事業
■総合教育センター研修事業

2026 (令和8年) 11月

月日	曜日	学校(園)訪問	学校教育	社会教育	県・センター関係
1	日		みやぎ教育の日	みやぎ教育の日	みやぎ教育の日(～30日:みやぎ教育月間)
2	月				□学びの多様化学校連絡会議②(漁信基) ■特ICT活用 ■スクールカウンセラー研
3	火		文化の日	文化の日	文化の日
4	水				□みやぎGIGAスクール推進協議会②(県庁) ■養教新採 ■小理研 ■家庭研(応) ■授業DX(A日程) ■授業DX(B日程)
5	木	坂元小(1) 大和中(3)			
6	金	訪問打合せ (12月訪問)			□AIM会議⑤(東北自治総合研修センター) ■中中堅 ■中堅養教 ■中堅栄教 ■外国語研②(東北自治総合研修センター) ■労務職員(事務)
7	土				
8	日				
9	月	利府三小(3) 亶理中(3)			□宮城県子ども・若者支援会議④(自治会館) ■小中高特スクールミドル
10	火	吉岡小(3)			■中初任研
11	水	東豊中(3)			
12	木	岩沼北中(12)			
13	金			管内生涯学習担当者会議(仙台合庁)	
14	土				
15	日				
16	月				■特支Ⅱ②
17	火	松島一小(3) 明石台小(3)		地域学校協働活動推進員研修会・連絡会議Ⅲ(自治研)	□みやぎGIGAスクール推進協議会担当者会⑥(県庁) ■発達支援定期巡回教育相談(利府④)
18	水	逢隈小(3) 玉川中(3)			■小中5年経験
19	木	岩沼小(4)			□学校警察連絡協議会連絡会議②(自治会館) ■小中5年経験
20	金				□算数プラン定例会⑧(県庁) ■小中高特新任校長 ■中高音研
21	土				
22	日				
23	月		勤労感謝の日	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24	火	増田中(6)			
25	水				■新任主幹
26	木	亶理吉田小(1) 利府小(3)			
27	金				□副参事会⑥(県庁) □宮城県外国語指導助手の指導力向上研修会(SDC)(TKP ガーデンシティ仙台) ■栄教新採 ■栄教5年経験 ■中堅栄教 ■養教スキルアップ
28	土				
29	日				
30	月	高館小(2) 松島五小(3)			
【県・センター関係の表示について】 □県教委関連事業 ■総合教育センター研修事業					

2026 (令和8年) 12月					
月日	曜日	学校(園)訪問	学校教育	社会教育	県・センター関係
1	火		初任研(1年目)教育事務所研修④		
2	水	山王小(4)			■養教新採 ■養教5年経験 ■中堅養教
3	木	山元中(12)	スクールロイヤー定期相談会②		■小中高特新任教頭
4	金				■特支初任2年(小中) ■安全担当主幹 ■新任安全担当主幹
5	土			管内協働教育研修会・PTA指導者研修会(岩沼市民会館)	□「算数チャレンジ大会(算チャレ)2026」本選(予備日)
6	日				
7	月	しらかし台小(4)			
8	火		地域学びの環境サポートネットワーク会議②(仙台合庁)		■特支初任研(小中) ■発達支援定期巡回教育相談(塩竈④)
9	水	富ヶ丘小(4) 向洋中(D)			■小中高特スクールミドル
10	木				□指導主事会議②(総セ)
11	金				□指導主事代表者会議②(総セ) □副参事会議⑦(総セ)
12	土				
13	日				
14	月	東向陽台小(4)			
15	火				
16	水	増田小(4) 菅谷台小(2)			
17	木				□市町村幼児教育担当者研修会②(県庁)
18	金			管内生涯学習担当者会議(仙台合庁)	
19	土				
20	日				
21	月				
22	火				□みやぎGIGAスクール推進協議会担当者会⑦(オンライン)
23	水				
24	木				
25	金				□算数プラン定例会⑨(県庁)
26	土				
27	日				
28	月				
29	火				
30	水				
31	木				

【県・センター関係の表示について】
 □県教委関連事業
 ■総合教育センター研修事業

2027(令和9年)1月					
月日	曜日	学校(園)訪問	学校教育	社会教育	県・センター関係
1	金		元 日	元 日	元 日
2	土				
3	日				
4	月				
5	火				
6	水				
7	木				□SC面接(～20日)(県庁)
8	金				
9	土				□県立中学校入学者選抜適正検査
10	日				
11	月		成人の日	成人の日	成人の日
12	火				
13	水				
14	木		教育長会議⑤(仙台合庁)		□AIM会議⑥(オンライン)
15	金			部活動地域展開研修会(県庁)	□県立中学校入学者選抜結果発表
16	土				□みやぎっ子ルブルフェスティバル
17	日				
18	月		初任研(2年目)教育事務所研修③		□宮城県子ども・若者支援会議⑤(自治会館)
19	火				□義務教育課主管事業説明会(オンライン) ■主任主査級(事務)
20	水		学校に登校していない児童生徒の保護者のための情報交換会③		□「学びのDX」推進フォーラム(総セ) ■幼中堅
21	木				■小初任3年 ■特支初任3年(小)
22	金				□学び支援教室連絡会議②(東北歴史博物館)
23	土				
24	日				
25	月		初任研(2年目)教育事務所研修③		
26	火				□スクールソーシャルワーカー連絡会議②(県庁) ■中初任3年 ■特支初任3年(中)
27	水				□教育事務所専門カウンセラー連絡会議③(県庁) ■主査級(事務・昇任者)
28	木		学力向上指導員研修会②		
29	金				□スクールロイヤー連絡会②(県庁)
30	土				
31	日				

【県・センター関係の表示について】
 □県教委関連事業
 ■総合教育センター研修事業

2027(令和9年)2月					
月日	曜日	学校(園)訪問	学校教育	社会教育	県・センター関係
1	月		問題行動等対策推進協議会(仙台合庁)		<input type="checkbox"/> みやぎGIGAスクール推進協議会担当者会⑧(オンライン)
2	火				<input type="checkbox"/> 指導主事代表者会議③(自治会館) <input type="checkbox"/> 副参事会議⑧(自治会館)
3	水		スクールロイヤー定期相談会③	管内社会教育委員連絡協議会監査会、第3回理事会(仙台合庁)	<input type="checkbox"/> 生徒指導担当指導主事連絡会議②(県庁) ■新任事務次長
4	木				
5	金				<input type="checkbox"/> 令和8年度宮城県学力向上対策協議会(県庁) <input type="checkbox"/> 算数プラン定例会⑩(県庁)
6	土				
7	日				
8	月				<input type="checkbox"/> 学びの環境サポート連絡会議②(県庁)
9	火				<input type="checkbox"/> 道徳教育推進協議会③(県庁)
10	水				■研究発表会 ■発達支援定期巡回教育相談(利府⑤)
11	木		建国記念の日	建国記念の日	建国記念の日
12	金				<input type="checkbox"/> 志教育支援事業推進会議③(県庁) <input type="checkbox"/> みやぎ「魅力ある・行きたくなる学校づくり」事前事業説明会(県庁)
13	土				
14	日				
15	月				<input type="checkbox"/> AIM会議⑦(県庁)
16	火				<input type="checkbox"/> SDC会議⑥
17	水			子育て支援・家庭教育支援関係職員・県家庭教育支援チーム連絡会議(県庁)	<input type="checkbox"/> 教育支援センター情報交換会②(自治会館)
18	木				
19	金			みやぎの協働教育連絡会議(県庁) 管内生涯学習担当者会議(仙台合庁)	
20	土				
21	日				
22	月		管内小・中・義務教育学校長会議④(仙台合庁)		
23	火		天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日
24	水				
25	木				
26	金				<input type="checkbox"/> 算数プラン定例会⑩(県庁)
27	土				
28	日				
					【県・センター関係の表示について】 <input type="checkbox"/> 県教委関連事業 ■総合教育センター研修事業

2027(令和9年)3月					
月日	曜日	学校(園)訪問	学校教育	社会教育	県・センター関係
1	月				
2	火				
3	水			管内子ども会育成連絡会議理事会(仙台合庁)	□公立高等学校第一次学力検査日
4	木				
5	金				
6	土				
7	日				
8	月				
9	火				□公立高等学校第一次追試験
10	水				
11	木		みやぎ鎮魂の日	みやぎ鎮魂の日	みやぎ鎮魂の日
12	金			管内生涯学習担当者会議(仙台合庁)	
13	土				
14	日				
15	月				□公立高等学校第一次合格発表 □宮城県子ども・若者支援会議⑥(自治会館)
16	火				□算数プラン定例会⑫(県庁)
17	水				
18	木				□みやぎGIGAスクール推進協議会担当者会⑨(オンライン)
19	金				
20	土				
21	日		春分の日	春分の日	春分の日
22	月		休日	休日	休日
23	火				■長研閉講式
24	水				
25	木				
26	金				
27	土				
28	日				
29	月				
30	火				
31	水				

【県・センター関係の表示について】
 □県教委関連事業
 ■総合教育センター研修事業

そ の 他

- ◎ カウンセリング（来所相談・電話相談）のご案内
- ◎ いじめに関する参考資料等
- ◎ 自殺予防に関する指導についての参考資料等
- ◎ 児童虐待防止、ヤングケアラーについての参考資料等
- ◎ 管内幼稚園、小・中・義務教育学校 電話・FAX 番号一覧
- ◎ 管内教育委員会一覧

カウンセリング（来所相談・電話相談）のご案内

最近気になることが…

一人で悩まず、まずお電話を！

仙台教育事務所では、経験豊かな専門の臨床心理士によるカウンセリングを年間70回実施しています。また、教育相談コーディネーターによる教育相談も常時行っています。

小学生・中学生・保護者（家族）・学校の先生方、いろいろな悩みや心配ごとがありましたらお気軽にご利用ください。まずは、お電話をお待ちしています。

相談できることは

【小学生・中学生なら】

- ◎学校生活に関すること
（勉強、学級、部活、進路など…）
- ◎人間関係に関すること
（友達、家族、異性、先輩、先生など）
- ◎心の健康に関すること
（不安、心配、性格、つらいこと、困っていることなど）

【保護者（家族）なら】

- ◎最近子供のことで困っていること
- ◎子供との接し方など
- ◎いじめや登校しぶりなど

【学校の先生方なら】

- ◎児童・生徒の指導や関わり方など
- ◎保護者との関わり方など
- ◎日頃の心配ごとや悩みなど

申し込み方法は

専門カウンセラーとの来所相談

- (1) 事前に仙台教育事務所に予約申込みの電話をしてください。（月・火・水・金 9:00～16:00）
- (2) 相談日は学校配布の案内プリント、または仙台教育事務所のウェブページに載せてあります。下の予約時間を決めて申し込み願います。
- (3) 申込みをする人は、本人、保護者（家族）、先生のどなたでもかまいません。

《 来所相談時間 》

- ① 9:30～10:30
- ② 10:50～11:50
- ③ 13:10～14:10
- ④ 14:25～15:25
- ⑤ 15:40～16:40



＜ 相談室 ＞

教育相談コーディネーターとの相談

- (1) 毎週月・火・水・金曜日（9:00～16:00）に来所相談・電話相談を受け付けています。
- (2) 来所相談を希望する場合は、事前にお電話ください。

【ご予約・お問い合わせ】

宮城県仙台合同庁舎 5F
宮城県仙台教育事務所 教育相談室
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17
【電話】022-275-9111
内線 2515 ※駐車場有

＜いじめに関する参考資料等＞

○通知

新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）	文科省 R7.3
いじめ防止対策の更なる強化等について（事務連絡）	文科省 R6.12
いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）	文科省 R6.8
「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」の配布について（事務連絡）	文科省 R5.7
いじめ重大事態に関する国への報告に関する様式等の見直しについて（依頼） いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）	文科省 R6.3、R5.3
「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）	文科省 H29.3

○参考資料等（令和8年3月現在）

	いじめの重大化を防ぐための留意事項集 (子ども家庭庁・文科省 R7.11)		いじめの重大化を防ぐための研修用事例集 (子ども家庭庁・文科省 R7.11)
--	--	--	---

＜自殺予防に関する指導についての参考資料等＞

○通知

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）	文科省 R8.2
児童生徒の自殺予防について（通知）	文科省 R3.3
児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について（事務連絡）	文科省 H30.8
児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）	文科省 H30.1

○参考資料等（令和8年2月現在）

	「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」 (文科省 H21.3)		「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」 (文科省 H22.3)
--	---	--	---





	<p>「<u>子供に伝えたい自殺予防</u>」 (文科省 H26.7)</p>		<p><u>わたしの健康</u> (小学生用)</p>
	<p>「<u>かけがえのない自分、かけがえのない健康</u>」 (中学生用)</p>		<p>「<u>24 時間子供 SOS ダイアル</u>」</p>
			
<p>「<u>宮城県自死対策推進センター</u>」</p>		<p>「<u>子供の相談ダイヤル</u>」</p>	




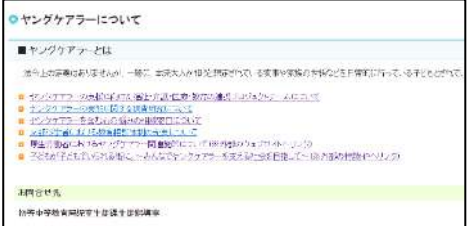
<児童虐待防止、ヤングケアラーについての参考資料等>

○通知

<p>児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について</p>	<p>文科省 H31.2</p>
<p>学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について (通知)</p>	<p>文科省 H31.2</p>

○参考資料等 (令和8年2月現在)

	<p>「<u>学校現場における虐待防止に関する研修教材</u>」 (文科省 R2.1)</p>		<p>「<u>学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き</u>」 (文科省 R2.6改訂)</p>
	<p>「<u>スクリーニング活用ガイド～表面化しにくい児童虐待、はじめ、経済的問題の早期発見のために～</u>」 (文科省 R2.3) 「<u>スクリーニング活用ガイド</u>」 (概要版)</p>		<p>「<u>児童相談所虐待対応ダイヤル189</u>」 (子ども家庭庁)</p>

	<p>「体罰等によらない子育てを広げよう」 (子ども家庭庁)</p>		<p>手引き 「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」 (文科省 R7.11改訂)</p>
			
<p>「ヤングケアラーについて」 (子ども家庭庁)</p>	<p>「ヤングケアラーについて」 (文科省)</p>		

仙台教育事務所管内 幼稚園、小・中・義務教育学校 電話・FAX番号一覧

<小学校>

市町村	学校名	電話	FAX	市町村	学校名	電話	FAX
塩竈市	第一小	362-2011	362-2680	多賀城市	多賀城小	362-2551	363-0621
	第二小	362-2221	362-4969		多賀城東小	362-2621	364-1220
	第三小	362-2323	362-2324		山王小	368-9101	368-9102
	月見ヶ丘小	362-2441	362-2492		天真小	363-0396	364-1226
	浦戸小	369-2412	369-2277		城南小	368-2111	368-2112
	杉の入小	364-9440	364-9199		多賀城八幡小	368-1007	368-1009
名取市	玉川小	364-9441	364-9451	七ヶ浜町	亦楽小	357-2521	357-5035
	増田小	382-2005	382-2002		松ヶ浜小	357-2211	357-5025
	高館小	382-3033	382-3668		汐見小	357-5151	357-5711
	愛島小	382-2538	382-2966	利府町	利府小	356-2117	356-9963
	館腰小	382-2425	382-2445		利府第二小	255-6262	255-1048
	下増田小	382-3227	382-5667		利府第三小	356-5530	356-9964
	不二が丘小	382-2097	382-2065		しらかし台小	356-7131	356-9973
	増田西小	382-2546	382-2529		青山小	356-9451	356-9974
ゆりが丘小	386-3225	386-3226	菅谷台小	356-7829	356-7148		
相互台小	386-5551	386-5552	大和町	吉岡小	345-4571	347-1392	
那智が丘小	381-2521	386-3345		宮床小	346-2005	347-8123	
亘理町 0223	亘理小	34-1311		34-8821	吉田小	345-2444	347-1393
	荒浜小	33-2670		33-3060	鶴巣小	343-2251	347-7024
	吉田小	34-1817	34-8823	落合小	345-3004	347-1394	
	長瀬小	36-2023	36-3560	小野小	358-9221	348-1264	
	逢隈小	34-1553	34-8825	大郷町	大郷小	359-2003	359-2970
高屋小	34-1756	34-8836	富谷市		富谷小	358-2089	358-3249
山元町 0223	坂元小	38-0305		38-4450	富ヶ丘小	358-3814	358-5572
	山下小	37-0018		37-5680	東向陽台小	358-4577	358-3092
	山下第一小	37-0044		37-3532	あけの平小	358-7444	358-7445
	山下第二小	37-0072		37-6203	日吉台小	358-1486	358-0614
岩沼市 0223	岩沼小	22-2145		22-2146	成田東小	351-7631	351-7633
	玉浦小	22-2702		22-2759	成田小	351-7567	351-7569
	岩沼西小	24-3780	24-3790	明石台小	772-5307	772-5305	
	岩沼南小	24-4115	24-4126	大衡村	大衡小	345-2424	347-1065
松島町	松島第一小	354-2384	353-3464				
	松島第二小	354-2456	353-2935				
	松島第五小	352-2101	352-2109				

<中学校>

市町村	学校名	電話	FAX	市町村	学校名	電話	FAX
塩竈市	第一中	362-1321	362-1811	多賀城市	多賀城中	365-7411	365-7414
	第二中	362-1431	365-3430		第二中	368-3080	368-3081
	第三中	362-0969	366-1551		東豊中	362-3416	362-3417
	玉川中	362-1631	367-4729		高崎中	309-3671	309-3673
	浦戸中	369-2008	369-2277	七ヶ浜町	七ヶ浜中	357-2843	357-5045
名取市	増田中	384-2329	384-2270		向洋中	365-8151	365-3133
	第一中	382-3321	382-3032	利府町	利府中	356-2116	356-9976
	第二中	384-8401	384-8428		しらかし台中	356-8055	356-9982
	みどり台中	381-2032	386-7887		利府西中	767-8080	767-0488
亘理町 0223	亘理中	34-1400	33-1033	大和町	大和中	345-2321	347-1391
	荒浜中	35-2425	33-2053		宮床中	346-2006	347-8152
	吉田中	36-2022	33-9022	大郷町	大郷中	359-2042	359-4984
逢隈中	34-1557	33-1049	富谷市		富谷中	358-2042	358-3385
山元町 0223	山元中	37-0032		37-4330	(同)西成田教室	347-3601	347-3608
	岩沼市 0223	岩沼中		22-2814	22-2995	富谷第二中	358-3291
玉浦中		22-2704		22-2905	東向陽台中	373-8777	373-7900
岩沼北中		22-2874		22-2997	日吉台中	358-1629	358-1642
岩沼西中		24-3155	24-3156	成田中	348-3353	348-3354	
松島町	松島中	354-3309	353-3474	大衡村	大衡中	345-2072	344-3260
		県立	仙台二華中		296-8101	296-8103	

<義務教育学校>

市町村	学校名	電話	FAX
名取市	関上小中	385-8180	385-8188

<幼稚園>

市町村	幼稚園名	電話	FAX
松島町	松島第一幼	354-4005	354-1210
	松島第五幼	352-2473	352-0514
富谷市	富谷幼	358-2164	358-8867

管内教育委員会

校種 市町村	小学校	中学校	義務教育学校	計	幼稚園	電話	住 所
						FAX	
しおがまし 塩竈市	7	5		12		022-365-3216	985-0052
						022-365-3347	塩竈市本町1-1
なとりし 名取市	10	4	1	15		022-384-2111	981-1224
						022-384-9690	名取市増田字柳田570-2
わたりちよう 亘理町	6	4		10		0223-34-0509	989-2393
						0223-34-7684	亘理郡亘理町字悠里1
やまもとちよう 山元町	4	1		5		0223-37-5115	989-2292
						0223-37-5119	亘理郡山元町浅生原字作田山32
いわぬまし 岩沼市	4	4		8		0223-23-0728	989-2480
						0223-24-0897	岩沼市桜1-6-20
まつしまち 松島町	3	1		4	2	022-354-5713	981-0215
						022-354-3140	宮城郡松島町高城字焔命院下一19-1
たがじようし 多賀城市	6	4		10		022-368-1141	985-8531
						022-309-2460	多賀城市中央2-1-1
しちがはままち 七ヶ浜町	3	2		5		022-357-7440	985-0804
						022-357-5774	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1
りふちよう 利府町	6	3		9		022-767-2124	981-0112
						022-767-2108	宮城郡利府町利府字新並松4
たいわちよう 大和町	6	2		8		022-345-7507	981-3680
						022-344-3755	黒川郡大和町吉岡まほろば1-1-1
おおさとちよう 大郷町	1	1		2		022-359-5514	981-3592
						022-359-3287	黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8
とみやし 富谷市	8	5		13	1	022-358-0521	981-3392
						022-358-3880	富谷市富谷坂松田30
おおひらむら 大衡村	1	1		2		022-341-8517	981-3692
						022-345-4853	黒川郡大衡村大衡字平林62
計	65	37	1	103	3		

宮城県仙台教育事務所

班 名	担 当	電 話 番 号
総 務 班	総 務 担 当	0 2 2 - 2 7 5 - 9 2 6 0
	経 理 担 当	0 2 2 - 2 7 5 - 9 2 5 9
教育学事班	学 事 担 当	0 2 2 - 2 7 5 - 9 2 5 8
	生涯学習担当	0 2 2 - 2 7 5 - 9 2 5 7
指 導 班	学校教育指導担当	0 2 2 - 2 7 5 - 9 2 5 6
	教育相談担当	0 2 2 - 2 7 5 - 9 1 1 1 (内 2 5 1 5)

〒981-0914

宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号

TEL 022-275-9260 (代表)

FAX 022-276-1262

E-mail: sdkyoz@pref.miyagi.lg.jp

URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sd-kyouiku/>

宮城県仙台教育事務所管内略図

